

第8回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月11日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	8
○報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	20
○報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○報告第17号及び報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
○報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
○報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	34
○報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○報告第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	36
○議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第149号の上程、説明、質疑、討論、採決	39
○議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決	41
○議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決	44

○請願・陳情について	4 8
○散会の宣告	4 8

第 2 号 (6月12日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	4 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 9
○事務局職員出席者	4 9
○開議の宣告	5 0
○一般質問	5 0
込 山 靖 子	5 0
熊 倉 正 磨	6 5
中 畠 伸 子	8 1
稲 田 和 朝	8 5
小 林 政 次	8 9
○休会について	1 0 3
○散会の宣告	1 0 3

第 3 号 (6月13日)

○議事日程	1 0 5
○本日の会議に付した事件	1 0 5
○出席議員	1 0 5
○欠席議員	1 0 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 5
○事務局職員出席者	1 0 5
○開議の宣告	1 0 6
○一般質問	1 0 6
円 谷 寛	1 0 6
吉 田 孝 司	1 1 9
畑 幸 一	1 4 8
町 島 洋 一	1 5 6

○休会について	1 5 9
○散会の宣告	1 5 9

第 4 号 (6月17日)

○議事日程	1 6 1
○本日の会議に付した事件	1 6 1
○出席議員	1 6 1
○欠席議員	1 6 1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 1
○事務局職員出席者	1 6 2
○開議の宣告	1 6 3
○議事日程の報告	1 6 3
○議案第152号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 3
○常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 6 9
○閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について	1 7 4
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	1 7 4
○日程の追加	1 7 4
○意見書案第8号及び意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 7 5
○閉議の宣告	1 7 8
○町長挨拶	1 7 8
○閉会の宣告	1 7 9
○署名議員	1 8 1

鏡石町告示第 35 号

第 8 回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 6 月 6 日

鏡石町長 木 賊 正 男

1 期 日 令和 7 年 6 月 11 日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1 番	畑	幸	一	2 番	中	畠	伸	子
3 番	熊	倉	正	磨	4 番	東		悟
5 番	根	本	廣	嗣	6 番	町	島	洋
7 番	稲	田	和	朝	8 番	込	山	靖
9 番	吉	田	孝	司	10 番	小	林	政
11 番	円	谷		寛	12 番	角	田	真
								美

不応招議員（なし）

第 1 号

令和7年第8回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和7年6月11日（水）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 報告第 14号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 6 報告第 15号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 7 報告第 16号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 17号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 報告第 18号 専決処分した事件の承認について
- 日程第10 報告第 19号 専決処分した事件の承認について
- 日程第11 報告第 20号 専決処分した事件の承認について
- 日程第12 報告第 21号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第13 報告第 22号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第14 議案第148号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第149号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第150号 鏡石町老人福祉センター解体工事請負契約の締結について
- 日程第17 議案第151号 鏡石町立鏡石中学校プロジェクター型電子黒板購入契約の締結について
- 日程第18 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番 畑 幸 一

2 番 中 畠 伸 子

3 番 熊 倉 正 磨
 5 番 根 本 廣 嗣
 7 番 稲 田 和 朝
 9 番 吉 田 孝 司
 1 1 番 円 谷 寛

4 番 東 悟
 6 番 町 島 洋 一
 8 番 込 山 靖 子
 1 0 番 小 林 政 次
 1 2 番 角 田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大河原 正 義
産 業 課 長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	森 尾 知 之
会計管理者 兼出納室長	緑 川 憲 一	農業委員会 農事務局長	佐 藤 喜 伸
監 査 委 員	滝 田 賢 治	選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重
農業委員会 会長	菊 地 栄 助		

事務局職員出席者

議会事務局長	吉 田 光 則	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまから第8回鏡石町議会定例会を開会いたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（角田真美） 初めに、本定例会の運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

6番、町島洋一議員。

〔議会運営委員長 町島洋一 登壇〕

○6番（議会運営委員長 町島洋一） 皆様おはようございます。

早速報告させていただきます。

第8回鏡石町議会定例会会期予定表。

令和7年6月11日水曜日招集、日次、日、曜、会議内容の順で報告します。

〔以下、「会期予定表」により報告する。〕

◎招集者挨拶

○議長（角田真美） 本定例会に当たり、町長から挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） おはようございます。

第8回鏡石町議会定例会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私ともにお忙しいところご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第であります。

今定例会につきましては、専決処分した事件の承認及び繰越事業などに係る報告9件のほか、条例の一部改正2件、令和7年度一般会計補正予算1件、工事請負契約の締結及び備品購入契約の締結2件、合わせまして14件を提案するものでございます。

何とぞよろしくご審議いただき、承認、議決を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての挨拶といたします。

◎開議の宣告

○議長（角田真美） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、お手元に配付したとおり、議事日程第1号により運営いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田真美） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、9番、吉田孝司議員、10番、小林政次議員、11番、円谷寛議員の3名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田真美） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月17日までの7日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、会期は7日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（角田真美） 日程第3、諸般の報告に入ります。

閉会中の議会庶務報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員。

〔監査委員 滝田賢治 登壇〕

○監査委員（滝田賢治） 皆さん、おはようございます。

例月出納検査の結果を3か月分を項目ごとにまとめてご報告いたします。

例月出納検査報告。

検査の対象月でございますが、令和7年2月分、3月分、4月分について、それぞれ一般会計、上水道及び下水道事業会計、7特別会計、各基金、歳入歳出外現金について、現金、預金等の出納保管状況を検査いたしました。

実施年月日ですが、令和7年2月分につきましては、令和7年3月25日火曜日午前9時50分から午後2時20分まで、令和7年3月分につきましては、令和7年4月25日金曜日、

午前 9 時 52 分から午後 3 時まで、令和 7 年 4 月分につきましては、令和 7 年 5 月 26 日月曜日午前 9 時 28 分から午後 4 時 45 分まで、以上のとおり実施いたしました。

実施場所でございますが、各月とも議会会議室で実施いたしました。

出席者職氏名につきましては、各月とも報告書記載の方々の出席をいただきました。

検査の手続ですが、各月とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書との照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

検査の結果ですが、検査調書記載の計数と関係諸帳簿、証書類について計数審査を行い、各対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、令和 7 年 2 月分、3 月分、4 月分とも、各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはございませんでした。

なお、各月末現在における現金、預金、基金の残高は、資料のとおりでございます。

以上、例月出納検査報告を申し上げます。

○議長（角田真美） 次に、事務組合等議会の報告として、公立岩瀬病院企業団の報告を求めます。

10 番、小林政次議員。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次 登壇〕

○10 番（公立岩瀬病院企業団議会議員 小林政次） それでは、公立病院企業団の議会の報告をいたします。

令和 7 年 3 月 28 日午後 2 時開会、議事日程でございますが、第 1 が会期の決定は一日限りでございます。

第 2、会議録署名議員の指名。5 番林芳子、6 番大柿貞夫、7 番古川達也、各議員が指名されました。

第 3 の議案第 1 号でございます。刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

それから第 4、議案第 2 号 公立岩瀬病院企業団企業長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例。これにつきましては、期末手当 100 分の 145 を 100 分の 150 に改正するものであります。

第 5、議案第 3 号 公立岩瀬病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例。

第 6、議案第 4 号 公立岩瀬病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例。これにつきましては、分娩料を 22 万円から 26 万円、保険外併用療養費を 1,500 円から 3,000 円に改正するものでございます。ただし組合に入っている各市町村は 2 万円の減額となっております。

第7、議案第5号 令和7年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算。これにつきましては、15ページから23ページに記載してあるとおりでございます。

第8、議員提出議案第1号 公立岩瀬病院企業団議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。これについては、懲役を拘禁刑に改正するものでございます。

議案及び議員提出議案については、全議案可決されております。

以上でございます。

○議長（角田真美） 以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

◎町長の説明

○議長（角田真美） 日程第4、所信及び行政報告として、町長の説明を求めます。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 本日ここに、第8回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明を申し上げます。議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、角田議長におかれましては、6月5日に開催されました福島県町村議会議長会総会において、任期満了を迎えられ、町村議会議長会の会長の大任を無事果たされたことに敬意とねぎらいの言葉を申し上げます。

福島県は、東京電力福島第1原発の処理水の海洋放出や風評被害対策等、まだまだ東日本大震災からの復興の課題が山積しておりますが、このような時期に会長の重責を負われた角田議長におかれましては、その高い見識とリーダーシップにより、福島県全体の復興促進のため、先頭に立たれて行動していただきました。今後は、会長職で得られました幅広い知識と経験を鏡石町の発展に生かしていただければと思います。

さて、世界に目を向けますと、アメリカのトランプ大統領は就任後、ロシアとウクライナ、そしてイスラエルとハマスの戦争の停戦交渉の仲介を務めましたが、交渉はいずれも決裂し、戦況はさらに激しさを増しております。世界中が一日も早い戦争終結を望んでおりますが、先が見通せない状況です。

また、トランプ大統領の仕掛けた相互関税が世界を激しく揺さぶっています。日本は24%の上乗せとなりました。現在は90日間の停止期間中ですが、国益をかけた石破政権の関税交渉が注目されています。このような世界情勢の混迷は、日本にも記録的な物価高をもたらし、生活への影響が続いています。

ここで、政府の物価高騰対策により、町で対策を講じている事業についてご説明いたします。

繰越事業の物価・賃金・総合対策として、電力・ガス・食料品等の物価高騰による家計への負担増を踏まえ、住民税非課税世帯に1世帯当たり3万円を給付する事業と県補助事業の一世帯当たり6,000円を給付する物価高騰対応低所得世帯緊急支援事業につきましては、5月末現在で911世帯に、このうち18歳以下の児童1人当たり2万円を加算する事業につきましては、60世帯100人に給付を行ったところであります。7月末までを目途に事業を継続してまいりたいと考えております。

令和6年度繰越事業である昨今の物価高騰を受けての対策として取り組んでいる生活応援プレミアム商品券発行事業では、発行総額1億円のプレミアム付商品券につきましては、4月17日に発売を開始し、4日間で完売となりました。町内経済圏で消費されるものであり、地域経済の活性化や町民の生活支援などに寄与するものと考えております。

また、燃料価格高騰の影響を受けているトラック運送事業者やタクシー事業者等の運行継続支援として、車両台数に応じた支援金を交付する地域公共交通等運行継続緊急支援事業では、5月20日現在、10事業所に198万円の交付を行いました。引き続き事業者に対する支援に努めてまいります。

地方税法改正に伴う定額減税につきましては、昨年度、調整給付として令和5年所得を基にした推計額を用い算定し、給付をしましたが、今回、令和6年分所得が確定したことにより、本来給付すべき所要額との差額が生じた方や、低所得者世帯向け給付に該当しなかった方などへ不足額給付として給付をいたします。

これらに関連する予算を本定例会に上程しておりますので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

全国のスーパーで販売されている米の5キログラム当たりの平均価格は4,000円を超えており、いまだ高い水準で推移しています。政府の備蓄米放出にかかわらず、価格高騰が続いており、これには異常気象による収穫量の減少、そして、世界的な物価高騰などが複合的に影響していると考えられますが、農地の効率的利用、営農継続、6次産業化など生産者の経営安定化、農業者育成に一層注力してまいります。

羽鳥ダムに関する灌漑通水は、5月15日から開始されております。降水量長期予報は平年並みと発表されるも、気温に関しては平年以上との予報で予断は許さないものの、貯水量不足が心配された羽鳥ダムにつきましては、5月9日現在で89.2%、平年並みの貯水率を記録しており、通水開始時点の貯水率が平年並みとなった現状に、ひとまず安堵しつつ、本年の水稲作付が高品質・高収量・高価格となることを切に願うところであります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

阿武隈川緊急治水プロジェクトの遊水地群整備事業への対応につきましては、用地協議の進捗状況は、令和6年度末時点で鏡石町では、130ヘクタールのうち60.9ヘクタール、率に

して47%でありました。集団移転先の補償協議につきましては、新町地区、成田原町地区の2地区とも第1四半期までに用地取得を完了し、令和8年度春の代替地竣工を目指して工事が進められます。4月に完成した、第2遊水地内の試験ほ場では、掘削後の遊水地内で技術的に耕作可能かを確認するため、5月14日に作付けが行われ、今後3年程度かけて農地利用に関する技術的評価を実施していく予定です。

遊水地内の利活用の検討状況につきましては、6月3日に第5回目となる作業部会が開催され、第2回検討会までに至る経緯や内容と、作業部会で提案されたアイデアについて、今後検討が必要となるゾーニングに対し国から説明があり、参加者からは、意見や課題を含めた議論がなされました。

駅東第1土地区画整理事業につきましては、4月末の駅東人口は、1月末から世帯数で7世帯、人口では18人が増加し、204世帯、612人の住民の方が居住しております。

令和6年度の企業へのニーズ調査により、第4・第5工区への進出を検討したいと答えている企業もあったことから、産業用地の確保を目的とした大街区を図るため、事業計画と実施計画を変更し、換地設計の変更に向けた業務委託を発注したところです。

また、第3工区内について、保留地販売に向けて販売価格を設定するための土地評価業務、さらに換地変更による道路再設計及び整備に支障となる建物の移転補償額の再算定業務を発注したところであり、事業の整備推進に向けて取り組んでまいります。

児童福祉の充実につきましては、第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、「つどいの広場」・「放課後児童クラブ」・「保育所の運営支援」など、総合的な子育て支援策の推進に努めるとともに、今年4月に、健康福祉センターほがらかん内に「こども家庭センター」を開設したことから、妊産婦・子育て世帯・子どもへの一体的な相談支援を、切れ目なく提供してまいります。

鳥見山陸上競技場リニューアル記念事業につきましては、平成7年の第50回ふくしま国体競技を開催してから30年が経過することから、サッカー競技では、世界で活躍するドリブルデザイナー、岡部将和氏を招聘し、8月9日にサッカースポーツ少年団とタイアップし、陸上競技場を会場に教室を開き、この模様をSNSで情報発信を行う予定です。

陸上競技では、9月9日に第一小学校と第二小学校の6年生を対象に、短距離・長距離・跳躍種目ごとによるトップアスリート教室を開催いたします。

このほか、町民の皆様が気軽に参加できるイベントを10月13日のスポーツの日に開催するため、関係団体と実施内容などを調整し、現在準備を進めているところです。

GIGAスクール構想実現事業につきましては、令和2年度に導入しました一人一台のタブレット端末が耐用年数5年を経過することから、本年度中に端末の更新を行うとともに、利活用をさらに推進するため、ネットワーク環境の改善を図り、子どもたちへの情報化教育

を推進してまいります。あわせて授業の効率化や学力向上を図るため、プロジェクター型電子黒板を鏡石中学校の全クラスに設置し、ICT環境を整備してまいります。

なお、本定例会において、プロジェクター型電子黒板購入の契約締結について上程いたしましたので、ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

上水道事業の経営健全化につきましては、令和6年12月議会に水道料金の改定に係る町上水道事業給水条例の議決をいただきましたので、6、7月分からの徴収に向け、広報等を実施しているところです。料金改定に加え、経費縮減などの経営合理化、適正な水道施設の更新計画により、経営健全化のための事業運営に努めてまいります。

次に、鏡石町第6次総合計画に基づく6つの基本目標の事業について申し上げます。

初めに、子育て・健康・福祉分野では、すべての町民が健やかに暮らせるまちづくりとして、町民の健康維持・増進を図り、生活習慣病の予防の取り組みとして、現在、総合健診、がん検診や女性検診などの各種検診事業の実施へ向けて事務作業を進めているところです。総合健診の施設健診が7月から始まりますので、今月中に対象者へ健診案内を行い、より多くの方に受診していただけるよう努めてまいります。

健康まちづくり事業では、昨年度より福島県立医科大学連携事業として各種事業を実施しており、5月19日には、今年度1回目となる医学講演会を開催しました。今後、医学講演会のほか、地域サロンでの健康長寿調査や高齢者の体力測定会、フレイル予防教室などの実施も予定しておりますので、病気に対する正しい知識や疾病予防など、元気に活動できる体力向上や心身ともに健康で充実した生活が送れるよう、福島県立医科大学と連携しながら、健康長寿のまちづくりに取り組んでまいります。

母子保健事業では、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの一環として、今年度より「妊婦に優しい遠方出産支援事業」や「多胎妊婦健康診査」、「1か月児健康診査」を追加して実施しております。

また、こども家庭センター運営事業として、助産師による産前産後訪問事業なども行いながら、妊娠期から子育て期の切れ目のない支援の充実に取り組んでまいります。

妊娠中の健診記録や乳幼児健診、子どもの予防接種のスケジュール管理など、町からのお知らせをお届けするスマートフォンアプリ「子育て支援母子手帳アプリ」の登録件数は460件となっており、子育てに関する町の情報をより身近に分かりやすく提供してまいります。

食育推進事業では、生涯を通じた心身の健康を支える食育を推進するため、高齢者への健康食生活応援事業での個別訪問による栄養指導や栄養教室、郡山女子大学との連携事業での小中学校食育授業や食育イベントなどを実施し、ライフステージに応じた健全な食生活の実現に努めてまいります。

子育て・少子化対策事業として、妊娠届出と出生届出を行った妊婦等に対して、子育て支

援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援の実施では、令和6年度の実績として、妊娠届出が89件、出生数が78件に対して給付金の支給を行いました。今後も継続して支援を実施してまいります。

2つ目の教育・文化・スポーツ分野では、「未来を拓き、次世代を担う人づくり」として、小中学校に在籍する多子世帯の子育て支援を推進するため、第2子以降の児童生徒を対象に、学校給食費の2分の1の補助を行う学校給食費補助事業につきましては、本年度も事業を継続し、子育て世代の経済的負担軽減を図ってまいります。

本年度の新規事業として、小学校の高学年を対象にした小学校異文化体験事業につきましては、ブリティッシュヒルズを会場に一日体験学習を行い、第一小学校と第二小学校の5年生が5月30日、6年生は昨日6月10日に実施されました。言語や文化の違いについて実体験を通して理解を深める機会となったと思います。今後さらに異文化に関心や興味を持ち、学習意欲の高揚につながることに期待しております。

今年で19回目を数える鏡石駅伝・ロードレース大会運営事業につきましては、令和5年度事業でトラックの全面改修、令和6年度事業でメインスタンドの大規模改修を行い、県内外へ広く参加者を募り、リニューアルされた鳥見山陸上競技場をスタート・ゴールでゲストラナーを招聘した中で開催する予定で、現在、準備を進めているところです。

3つ目の協働・コミュニティー分野では、「助け合いの心でつなぐ地域づくり」として、令和7年度の行政区長の委嘱状交付式を4月15日に行いました。13名の新区長におかれましては、今後1年間、町と地域のパイプ役として、重要な役割を担っていただくことになります。区長の皆様には、ご出席いただく事業も多くなっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

町消防団の辞令交付式が、4月6日町公民館で行われました。退団、昇格、入団辞令がそれぞれ交付され、添田孝利団長から訓示があり、式終了後には、放水訓練や救急救命訓練が行われ、団員らが士気を高めていました。退団された団員の方の、長年のご労苦に敬意を表するとともに、昇格、入団された団員の方々の益々のご活躍を期待いたします。

5月29日から実施しております、まちづくりタウンミーティングにつきましては、高齢者や現役世代、若者などの各年代や女性を対象に、これまでの町政懇談会の形式を変えて、町民の生の声を町政に反映させるとともに、町の将来の在り方について意見交換会を行いたいと考えております。既に各行政区のサロンや団体から申込みがあり、町政の見える化と、きめ細やかな行政の構築に努めていきたいと思っております。

4つ目の産業・観光分野では、「にぎわいと魅力にあふれるまちづくり」として、田んぼアート事業につきましては、今年度13作目となり、「シンデレラ」をテーマに、図書館北側の約70アールの水田に作付けをしております。

5月31日に「田植え祭り」を開催し、一般参加の皆さんをはじめ、岩瀬農業高校の生徒さんや町ヘルスメイトさん等、総勢300名を超える多くの方々の協力を得ながら、にぎやかなイベントとなりました。

8月中旬頃には、隠れデザインが出現し、秋には稲刈り体験イベント、稲刈り後には「3Dアート」を予定しております。長い期間にわたり、町内外の方に観覧・体験していただくとともに、昨年の記録的猛暑を踏まえ、暑さ対策も十分に考慮しながら、鏡石まちの駅「かんかんてらす」と連携した諸事業を展開し、より一層の地域振興につなげてまいりたいと思います。

県営高久田地区経営体育成基盤整備事業につきましては、今年度約9ヘクタールの面整備工事が計画され、6月15日には地元総会開催を予定しております。事業竣工に向けて、福島県・地元と連携を密にし、着実な事業進捗に努めてまいります。

水田収益力強化事業につきましては、今年も経営所得安定対策の営農計画書の受付を4月から5月にかけて実施し、5月13日現在で113名から営農計画書の提出を受けました。今年度、経営所得安定対策の対象となる水田面積は約444ヘクタールで、全水田面積の約43%となりました。引き続き、国・県の動向に注視し、各種情報収集に努め、米価安定と農業所得の安定に向けて、水田収益力強化ビジョンに基づく各種取組の推進を図ってまいります。

令和8年度に須賀川・岩瀬地方で開催の、米・食味分析鑑定コンクール国際大会は、いまだ根強い風評の影響を受け、福島県産米のイメージ向上が喫緊の課題となっており、福島県産米が高評価を得るとともに、さらなる食味・品質・ブランド力の向上につながり、須賀川・岩瀬地方をはじめ、福島県の魅力を国内外へ発信することを目的に開催されます。今年度、プレ大会が11月16日に実施されることから、関係市町村及び関係機関と連携を図りながら、現在準備を進めているところです。

あやめ祭りにつきましては、6月22日にイベントを開催し、公園内のあやめ鑑賞のほか、キッチンカーマルシェやあやめウォークなど、子どもから高齢の方まで幅広い年代の方々が楽しめる内容で企画しております。また、6月13日から6月29日までの間、あやめの開花状況などについて広くPRしながら、町内外の皆さんに鳥見山公園の約4万株のあやめなどを楽しんでもいただけるよう努めてまいります。

観光プロモーション推進事業では、J R東日本と福島県・市町村が連携し、国内最大級の観光キャンペーン「ふくしまデスティネーションキャンペーン」のプレキャンペーンが4月1日から6月30日まで実施されており、当町では、桜フェスティバルや田んぼアート事業、あやめ祭りなど、地域の魅力発信に努めており、交流人口や関係人口の拡大を図っております。

平成30年5月16日にグランドオープンした鏡石まちの駅「かんかんてらす」は、先月7

周年感謝祭が開催され、多くの来場客で賑わいました。

昨年度来館者数は、5万2,994人、売上額は、過去最高売上を記録した令和5年度を約1,000万円上回り、5,476万円超の売上げとなりました。今年度も一般社団法人かがみいし振興公社を中心に、地域おこし協力隊、農産品の生産者、岩瀬農業高校などの関係各所と連携を図りながら、新規販売者の開拓や新たな商品開発により、売上向上を目指すとともに、町民の皆さんに親しんでいただけるようなイベントの実施等、観光をはじめ町の様々な情報の発信機能を充実強化し、より身近な施設としての存在価値を高めてまいります。

5つ目の都市環境・地域防災・生活居住分野では、「安全安心で快適な環境が整うまちづくり」として、地域交通ネットワークの整備推進としましては、社会資本整備総合交付金事業の内示がありましたので、昨年度からの繰越事業と併せて順次発注してまいります。

地域開発等生活環境整備としましては、上位計画である町第6次総合計画の見直しに伴い、現行の鏡石町都市計画マスタープランの改定業務を発注しました。さらに、地域の持続可能な発展を促進するため、立地適正化計画及び都市再生整備計画の策定業務を併せて発注しました。

また、鳥見山公園の整備や管理運営につきましては、町と民間企業が協力して、地域の特性やニーズに応じた公園整備や活用を推進し、財政負担を軽減するための民間活力導入検討業務を発注しました。

いずれも公募型プロポーザル方式により請負業者を選定したところであり、今後も地域の活性化やニーズに応じた施策を推進し、より良い生活環境の実現に向けて努めてまいります。

上水道事業につきましては、今年度予定しております鹿島水源井浚渫修繕工事及び石綿セメント管更新事業本町地内配水管布設工事等予定している工事については、計画的に発注を行い、順次着手しております。

また、老朽化した桜岡浄水場の改修工事設計業務委託についても着手しており、令和8年度の改修工事に向けて順調に進んでおります。

公共下水道につきましては、駅東区画整理事業関連第3工区の管渠築造工事を発注しており、区画整理事業に合わせて進めております。

遊水地整備計画に伴う流域関連公共下水道幹線管渠整備事業に係る測量設計業務につきましては、矢吹町と共同で福島県に委託しており、県において今年度設計を行う運びとなっております。国の遊水地事業の進捗に合わせ、国、県などの関係機関と連携を取りながら、成田地区の農業集落排水事業から公共下水道への円滑な移行を進めてまいります。

墓地整備事業につきましては、町民の墓地需要に対応するため、昨年度、墓地整備計画を策定し、池ノ原地内に約2,000平方メートルの用地を取得し、測量設計業務を行ったところです。今年度は、墓地整備工事を実施し、町営墓地の供用開始を行う予定であり、現在、農

業振興地域から地区除外申請などの各種手続を進めているところです。

家庭ごみの減量化・資源化などの新たな取り組みとして、4月からプラスチックごみの分別収集が始まりました。

各行政区や町民の皆様のご協力により、大きな混乱等もなく順調にプラスチックごみ収集が行われております。引き続き、行政区等と連携し、ごみ出しのルールやマナーについて周知・啓発を図り、家庭ごみの減量化・資源化の推進に努めてまいります。

地域おこし協力隊につきましては、3月に卒隊した元協力隊の小柳夫妻によるレストランについては、引き続き同じ場所において営業を行っております。また、昨年度採用された坂下健将さん、寺内攻一さんはそれぞれかがみいしスポーツクラブ及び、かがみいし振興公社で活動しているところであります。

このほかに、スポーツ分野、料理でプロデュースでの協力隊の募集をしておりましたが、なかなかマッチングが困難な状況でありましたので、現在は募集要項の見直しを行っているところであります。

6つ目の行政・広域連携分野では、「まちづくりを支える持続可能な行政運営」として、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するため運用されております「マイナンバー制度」につきましては、現在も順次交付事務を進めているところであります。

今年度は、令和2年9月にマイナポイント交付事業の第一弾が実施され、多くの方が交付を受けましたマイナンバーカードの電子証明書が、5年間の有効期限となります。更新手続が未了となりますと、マイナ保険証としての利用やコンビニでの各種証明書の発行等ができなくなりますので、忘れずに更新手続をしていただくよう周知・啓発に努めてまいります。

また、マイナンバーカード取得促進として、昨年度から訪問型申請支援に取り組んでおり、身体的不自由などにより役場に来庁が困難な高齢者等を対象に、自宅を訪問し申請支援を引き続き行っておりますので、あわせて周知・啓発、啓発に努めてまいります。

行政手続の円滑化、行政のデジタル化の推進などを目的に、令和5年6月に戸籍法が改正され、従前、戸籍においては、氏名の振り仮名は記載事項とされていませんでしたが、本年5月26日に改正法が施行され、戸籍へ振り仮名が記載されることとなりました。本町に戸籍を有する方へ、戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名を確認していただくための通知を順次発送する予定であります。これにより、本人確認の迅速化が図られ、住民の利便性が向上されることとなります。

国民健康保険事業につきましては、前年分の被保険者の所得税確定申告等による所得額が確定したことに伴い、今年度の税額を算定いたしました。令和11年度の県保険税水準の統一等を見据え、税率の引上げも検討しましたが、昨今の社会情勢等を考慮し、税率を据え置く

こととし、先月14日に開催いたしました国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいたところであります。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

報告第14号から第22号までは、上位法改正に伴う年度末の税条例や国保税条例の改正、年度末における各会計の事業確定に伴う整理予算など専決処分した事件のほか、令和6年度における各会計の繰越明許費に係る計算書など9件の報告であります。

議案第148号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、並びに議案第149号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、上位法の改正に伴い関係規定の一部改正を行うものであります。

議案第150号 鏡石町老人センター解体工事請負契約の締結について及び議案第151号 鏡石中学校プロジェクター型電子黒板購入契約の締結についての2議案は、本契約に当たり議会の議決を求めるものでございます。

議案第152号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましては、定額減税給付費、Jアラート受信機更新工事、鏡田区コミュニティ助成事業補助等の増額補正であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議いただき、承認・議決賜りますようお願い申し上げます。

◎報告第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、報告第14号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました、報告第14号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴う一部改正であり、専決第10号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報

告し承認を求めるものであります。

このたびの主な改正点につきましては、1つ目は、公示送達の方法について、パソコン等の電子計算機の映像面でも可能とする改正です。

2つ目は、町民税について、大学生年代の高騰に関する特別控除に係る規定の整備です。

3つ目は、軽自動車税について、原動機付自転車の車両区分の見直し及び道路交通法の一部改正によるマイナ免許証の運用開始に伴う減免規定の整備であります。

4つ目は、町たばこ税について、加熱式たばこの課税方式の見直しであります。

2ページをお願いいたします。

このたびの改正条文につきまして、第18条の公示送達につきましては、送達方法について、現在の掲示板のほかにパソコン等の電子計算機の映像面を用いる方法を可能とする規定の整備であります。

第18条の3の納税証明事項につきましては、引用条項を整理するものであります。

第34条の2の所得控除につきましては、大学生年代の子の親への特定親族特別控除の創設に伴い、字句を追加するものであります。

第36条の2の町民税の申告につきましては、特定親族特別控除の創設に伴う個人住民税申告義務についての引用条項の整理及び規定の整備であります。

第36条の3の2の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、申告書の記載事項に字句を追加するものであります。

第36条の3の3の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきましては、特定親族特別控除の創設に伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る提出義務の規定を整備するものであります。

第60条の2の地方活力向上地域における固定資産税の課税の免除につきましては、地域再生法に基づき整備計画を作成し、県の認定を受け、東京23区から本社機能移転をした場合、固定資産税を3か年度分免除する規定を整備するものであります。

3ページをお願いいたします。

第62条の2の地域活力向上における固定資産税の税率の特例につきましては、地域再生法に基づき整備計画を作成し、県の認定を受け、本社機能を拡充した場合、固定資産税を3か年度分不均一課税として、初年度は100分の0.14、第2年度を100分の0.467、第3年度を100分の0.933とする規定を整備するものであります。

4ページをお願いいたします。

第82条の種別割の税率につきましては、字句の整理及び軽自動車税種別割の税率の区分の見直しに伴い、二輪のもので総排気量0.125リットル以下、かつ最高出力が4.0キロワット以下のものを追加するものであります。

第89条の種別割の減免につきましては、軽自動車税種別割の区分見直しに伴う減免申請書の記載事項に係る引用条項の整理及び規定を整備するものであります。

第90条の身体障害者等に関する種別割の減免につきましては、減免規定により運転免許証の提示の定めがあることから、免許情報記録個人番号カード、いわゆるマイナ免許証に対応した規定を整備するものであります。

第139条の3の特別土地保有税の減免及び第149条の入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告については、それぞれ引用条項を整理するものであります。

附則の第10条の2につきましては、公共下水道を使用する者が当該工場等に設置した除外施設で総務省令に定めるものについての課税標準の特例割合を5分の4に定めるものであります。

附則第16条の2の2につきましては、加熱式たばこに関わるたばこ税の課税標準の特例につきまして、課税方式の見直しにより、重量による換算方式とし、加熱式たばこの紙その他これに類する材料で巻いたものは、重量0.35グラムを紙巻きたばこ1本分とし、それ以外の加熱式たばこについては、重量0.2グラムをもって紙巻きたばこ1本とし、品目ごとに1個当たりの重量が4グラム未満のものについては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻きたばこ20本に換算する方法とする規定の整備であります。

5ページをお願いいたします。

附則としまして、第1条で施行期日は令和7年4月1日とし、ただし第1号から第3号に掲げる規定については、当該各号に定める日から施行するものであります。

6ページをお願いいたします。

第2条から第6条につきましては、それぞれの経過措置を定めるものであり、第2条は公示送達、第3条は町民税、第4条は固定資産税、第5条は軽自動車税、第6条は、町たばこ税について、それぞれ経過措置を定めるものであります。

以上、上程されました報告第14号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私からお尋ねをいたします。

先般の臨時全協の中でも質疑をさせていただきましたけれども、改めて別な形で質疑をさ

せていただきたいと思います。

今回の条例改正は、上位法の改正に伴う条例改正であるというふうに説明をいただきました。

そしてまた、新旧対照表もあらかじめ頂いておりますので、その内容を見ると、項目で言えば、公示送達に関すること、町民税に関すること、固定資産税に関すること、軽自動車税に関すること、町たばこ税に関することというのが主な内容だというふうに認識をいたしました。

それで、国の法律の改正に伴う町条例の改正だということなわけですが、実際、この法改正、そして条例改正になりますと、我が町の財政にはどのような影響があるのかというのが私たちの考えなければならないことだというふうに思っております。

特に、町民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税という形でそれぞれ出ておりますので、どのようなことが予想されるのか、想定されるのか、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

今回の条例改正によって町財政にどのような影響を与えるかということでございますが、まず町民税につきましては、基本的には今回の条例につきましては、所得税のほうの改正でございます。

ただ、その中でも基礎控除につきましては、住民税に関しましては、今のところ昨年同様ということでございますが、給与所得控除のほうが若干変わりがして、改正後で10万ほど控除額が上がっております。その辺で、控除額が上がったということで若干ではありますが、財政としては影響が出てくるのかなと。ただ、今年度につきましては、昨年度、賃金賃上げ等がありますので、所得が大分上がっておりますので、その辺は全体的にはそこまで影響は出てこないのかなというふうに思っております。

それから、固定資産税につきましては、この辺は特別変わりがないと思います。

次に、たばこ税につきましては、今回、加熱式たばこのほうの見直しになりましたので、こちらにつきましては、税収のほうが若干上がるのかなというふうに考えております。

軽自動車税につきましては、これ区分の変更でございますので、特段税収のほうには影響がないというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第14号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第6、報告第15号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま上程されました、報告第15号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお願いいたします。

このたびの専決処分につきましては、鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、上位法であります地方税法等の一部を改正する法律等が、令和7年3月31日公布、4月1日に施行されたことに伴う一部改正であり、専決第11号とし、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

このたびの主な改正点につきましては、国民健康保険税の医療分と後期高齢者支援分の課税限度額の引上げ、並びに保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しであります。

9ページをお願いいたします。

このたびの改正条文につきまして、第2条第2項につきましては、国民健康保険税の医療

分の課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援分の課税限度額を24万円から26万円に改正するものであります。

これにより、医療分と後期高齢者支援分と介護分を合わせた国民健康保険税の課税限度額は、現行の106万円から109万円に引き上げられることになります。

第23条第1項につきましては、軽減措置に関する規定であり、適用後の保険税の上限について、医療分は65万円を66万円に、後期高齢者支援分は24万円を26万円に、軽減判定所得の基準額の5割軽減区分の29万5,000円を30万5,000円に、2割軽減区分の54万5,000円を56万円に改正するものであります。

附則としまして、第1項で施行期日を令和7年4月1日から施行するものとし、第2項においては、改正後の条例の適用について、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとするものであります。

以上、上程されました報告第15号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第15号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第7、報告第16号 令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました、報告第16号 専決処分した事件の承認につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

本件は、令和6年度鏡石町一般会計補正予算（第9号）といたしまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和7年3月31日付をもって専決処分したものでございます。

12ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定によります令和6年度予算の整理をしたものでございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1億8,794万3,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、71億6,144万7,000円とするものでございます。

補正の詳細につきましては、本議案書に記載のとおりでございますけれども、内容がかなりの分量になっておりますので、各目ごとに補正の増減額が100万円を超えるものにつきましてのみご説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

それでは、20ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで換気のため、11時35分まで休議いたします。

休議 午前11時27分

再開 午前11時34分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 私のほうから質疑をさせていただきます。

先ほどは眼鏡を忘れてしまったのでちょっと中座いたしました、申し訳ありませんでした。

私のほうから質疑を申し上げますが、まず36ページ・37ページの歳出のほうでございます。

1 点、これは質疑の前に申し上げておきたいと思いますが、その議会費の中の議会動画配信業務委託ということで89万1,000円、これが計上されておったところでございますが、これを不用残という形でお返ししたということでございます。私もこの議会動画配信については、昨年度も、また今年度も取り組んでいますけれども、これについて、令和6年度には実現はかなわなかったと、しかし令和7年度には実現するという意味でございます。

まず、この不用残でお返ししたということは、これは、私も一人の議員として、広報委員として反省しなければならない点だということで、まず申し上げておきたいというふうに思います。

さて質疑を申し上げたいと思いますが、38・39ページになりますけれども、移住定住促進事業についてですが、これについては、今回の一般質問でも入っているんですけども、その辺ちょっと役立てたいと思ったのでお尋ねいたします。

256万の減でございますが、実際これ、予算の整理ということですので、決算ではありませんので、事業そのものについて振り返るということはまだ早いんだと思うんですが、移住定住促進事業でこのお金を返すことに至った理由、使わなくて終わってしまったと、そしてまた、この移住定住促進事業には県の補助金も入ってきているというふうに思うんですが、どの部分を逆に県にその財源としてもらっていて、それをお返しするのかということで、それをお尋ねしたいということと、その下の地域おこし協力隊事業、これについても委託金の217万減ということで、大きな委託料の減でございますので、これについてもちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

先に飛びますが、42・43ページになりますけれども、寝たきり高齢者等介護手当助成費についてであります。

この制度を創設に至ったのは、私の言い出しっぺといいますか、私がちょっと一案を出して、執行にさらにいいものをつくり上げていただいた政策なんで、私は生みの親ではありませんけれども、関わった者の一人というふうに自負しているのでお尋ねをするわけですが、271万の減を結構大きな減だと私は認識しています。これだけお金を使わなくても済んだ理由をお尋ねしたいというふうに思います。

そしてまた、44・45ページにつきましても、重度心身障がい者医療費助成費についてですが、これもまた私どもも議員になって以来、平成27年から位置づけてきて、ようやく現物給付、窓口負担ゼロになった制度でございますが、実質蓋を開けてみると、そんなにこの窓口負担ゼロに変わっても、結局そんなには医療費は変わっていないんだろーという事で、これだけの不用残になったのだろーというふうに認識しています。ですので、この辺のご説明を賜りたいというふうに思います。

そしてまた、46ページ・47ページについてですが、これもまた私の提案によってですが、高齢者補聴器購入費の補助ということで26万の不用残ということでございますけれども、これ私ちょっと不勉強で申し訳ないんですが、実際予算どれだけ取っていたんだったっけか、それに対して実際実績、今のところどのぐらいでということで不用残になったのか、そしてまた、この新年度における、令和7年度における扱い、どうなっているのか、それも併せて教えていただければというふうに思っております。

また、その下の介護資格取得費用助成事業補助金につきましても、今のような内容、同じような内容をお尋ねしたいというふうに思いますので、以上の点、ご答弁賜ればというふうに思います。多岐にわたって申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

39ページの中段にあります移住定住促進事業、項目4つほど並んでおります。まず上から空き家の改修事業ということで、補助金になりますが、こちらのほうバンクの登録者の方で改修、借りる方が改修する場合の補助でございますが、こちらのほう全額、物件がありませんでしたので、全額落としました。

続いて、住宅取得支援事業、いわゆる、「来てかがみいし事業」ということでございますが、こちらのほうにつきましては、17件の予算をつけまして16件の実績がありましたので、そちらの分の不用残を落とさせていただきました。

若者定住奨学金返還事業の補助金でございますが、こちら新規該当ございませんで、1件だけ継続でやる方がいましたので、1件分のみで30万のものを10万に落とさせていただきました。

空き家対策総合支援事業ということで、バンク以外の登録者の方で補助を出す場合なんですけど、こちらのほう1件だけでしたので、この金額を落とさせていただいたということで、それに対しまして、まず財源のほうなんですけど、県のほうの返還金ということで、こちらは29ページに戻っていただきまして、29ページの県補助金の総務費県補助金の中の7番の地

方創生推進ということで、こちら、ふくしまわくわくということで、首都圏からのもの、一番最初の説明申し上げました空き家の総合支援事業、歳出でいうと一番下のほうの事業がありませんでしたこと等によりまして、この金額を落とさせていただいたと。

あと、3つ下、来てふくしま、こちら「来てかがみいし」のやつに上乘せでございますので、その分を11番は落とさせていただいたのと、最後に13番の空き家対策総合支援事業補助金のほうも、こちらのほうを歳入として歳出に合わせまして落とさせていただいたと。

戻りまして、また39ページに戻っていただきまして、先ほどの地域おこし協力隊、こちらのほうにつきましては、地域おこし協力隊委託及び補助金につきましては、雇用の時間が4月を予定したものが、ご存じのとおり10月と11月にずれましたので、そちらの分の減の分でございます、こちらのほうにつきましては、特別交付税のほうで見えておりますが、数値的には、そこの増分の分も送っておりますので、その分が直接落ちているというような表記にはなっておりません。

以上でございます。

○議長（角田真美） 次に、執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しまして答弁申し上げます。

まず、最初に43ページ、寝たきり高齢者等介護手当助成費、こちらに関しましては、令和6年度は40名程度という見込みで予算化をしました。結果的に6年度の決定件数が26件ありました。そちらの差が今回減額する理由となっております。

なお、なぜ人数が減少したかと言いますと、昨年度は死亡者が非常に多くありまして、死亡者が8名ありました。あと、そのほか施設のほうに入所したという方が2名ありました。そういった理由でございます。

続いて、45ページの重度心身障がい者医療費助成費、411万円の減、こちらに関しましては、昨年度の年度途中、8月からこちら現物給付へと移行した事業でございます。結果、現物給付に移行した人数が251名ありました。そのまま償還払いを継続している方というのが12名でございます。

我々は、この現物給付にすることによって医療費が大変伸びるんであろうというような予測をしました。それに伴って予算も確保しました。結果的には、それほど医療費が伸びなかったというのが現状でございます。

続いて47ページ、お願いします。

高齢者補聴器購入費補助、26万円の減。こちらに関しましては、昨年度の新規事業ということで2万円の助成で15人分、30万円の予算を確保しました。結果的には2人、2万円の

2人分の補助を行って、その差を減額するというものでございます。

こちら思ったより対象者といいますか、購入の補助希望者がなかったというような現状でございます。

今年度、令和7年度については、昨年度15人分だったんですが、約半分といいますか、8名分の予算化でスタートしましたので、今後はそういった事業のPR等の周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。

続いて、その下の介護資格取得費用助成事業補助金、こちらに関しましては、初任者研修が6万円の2名、そして実務者研修が20万円の1名で32万円、予算化をしておりますが、結果的には申請者がいなかったということで減額をしたものでございます。

なお、こちらの要件としまして、町民で岩瀬管内事業所に勤務するものというような要件をつけておりますが、こちらは県の補助事業を活用している方がほとんどでございまして、例えば、岩瀬福祉会なんかは、全部県の補助金を活用して、この資格取得をしているというような事業があります。

あと、もう一つ、今後の対策になるわけですが、令和7年度につきましては、事業者がこの研修、鏡石町内でほがらかんを活用しながらやることによって、より多くの町民がこの研修を受けやすくなるんだろうというような環境を整えて、もう既に第1回の研修会をスタートさせた経緯がございます。

そういったことをちょっと改善をしながら、この補助金をうまく活用していただくよう努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質問ございますか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 最初に、25ページでございます。

町営住宅関係ですね。あと定住促進の284万4,000円の減額、これについての詳細ですか、空気がいっぱいあるとか、そういう関係ですか。

それから、31ページ、この土地建物貸付収入、財産収入の関係の。普通財産貸付料の191万円の増額ということになってはいますけれども、これの内容をお願いします。

それから、49ページです。

これの一番下、3番の保育所費関係でございますが、272万7,000円の減額ということで、これの内訳というか内容ですね、施設利用給付費の減額でございますが、それをお願いします。

それから、59ページでございます。

一番上のプレミアム商品券発行事業の補助金ですけれども、169万8,000円の減額ということで、これの中身をお願いします。

それから、67ページです。

この一番下の節の光熱水費ですね。845万2,000円ということで、かなり金額が多いんで、その内容の説明ですね。

それから69ページです。

これで一番上の鳥見山関係の管理備品ですか、251万1,000円の減額ということになっていますけれども、どういうものが減額になったのか。それらをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（角田真美） ここで昼食を挟んで、午後1時まで休会いたします。

ここで休議いたします。

休議 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 10番議員の質疑にご答弁申し上げます。

まず、25ページの中段にあります町営住宅の使用料でございます。

こちらのほう予算算定時点では70戸、杉林の方も含めまして70戸の入居がございましたが、最終的に年度末におきまして65戸ということで、実質的に人数だけ見れば、杉林の方が移ったというだけでございますが、その間、入居が8戸、転居がその杉林の5戸をまとめまして13戸ございました。その形で65戸という形で減っております。

この100万円の減額につきましては、新たに8人の方が入居、出入りしておりますが、こちらのほうの所得格差というか、所得の度合いに応じまして、使用料が決まりますので、こちらの格差の差額でございます。

続きまして、その下、定住促進住宅につきましては、60戸空いておりますが、算定時に29戸だけが入っております。最終的に年度末には31戸で増えました。こちらにも入居が6戸、あと退去が4戸という形でございます。入居の6戸につきましては、杉林住宅の方が5戸入っておりますので、収入に応じての使用料ではなくて、そのままの杉林の引継ぎでしたので、収入的には大きくちょっと下がっているのが現状でございます。

続きまして、31ページの普通財産の貸付料でございます。

こちらのほう、場所的には2か所ございます。まず1か所目が前に前山のほうに応急仮設

住宅、前の前山町営住宅があったところでございます。そちらのほうが189万円ということで、大きな事業としましては、法人が1件、高速道路の工事をやっている法人が資材置場として利用しているところがございます。そちらのほうで1件、あと個人でちょっと借りたいという方が1件ありました。

もう一か所が境の区画整理地内に町有地がございます、ちょうど吉田タイヤの裏側のほう、東よりにちょっと一角、北向きの一角があるんですが、そちらのほう、法人の方、個人の方が駐車場として利用したいということで貸し出したものでございます。

一応、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員の質疑に対しまして答弁申し上げます。

私のほうからは、49ページの下段にあります施設等利用給付費272万7,000円の減でございますが、この中身でございますが、2種類ございます。1つは施設等利用費、この名前のとおりでございますが、施設等利用費が1点目、こちらは、町外の幼稚園並びに町外の認可外保育施設に通う者に対する費用給付ということなんですけれども、実際は10名で予算化をしておりますが、実績としましては1名しかいなかったということで、ここで172万7,000円の減額。

もう一つが預かり保育事業ということで、こちらは町内の施設13名、また町外の施設3名分ということで予算を計上しておりましたが、ここは逆に、町内の施設に通っている者が人数が23名に増えております。町外の施設に対しましては3名、同数でございます。

なぜ人数が増えているのに減額するのかと申しますと、ここはこの利用者が月の半分の利用だったり、月の中で数日間しか利用していなかったり、利用形態が減少したという中身で、ここが100万円の減額補正になります。合わせて272万円の減額になります。

以上でございます。

○議長（角田真美） 産業課長。

〔産業課長 大木寿実 登壇〕

○産業課長（大木寿実） 10番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書の59ページでございます上段のプレミアム付商品券発行事業補助金169万8,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、昨年8月に商品券のほう販売させていただいたものでございまして、発行総額が1億5,000万となっておりまして、プレミアム率が25%でプレミアム分が3,000万ということになります。予算につきましては、このプレミアム3,000万と事務経費500万を足しまして、3,500万の事業という形で進めさせていただいております。

こちらにつきましては、全て完売という形になってございまして、事務経費といたしましては、商品券の印刷費、さらにはチラシ、さらに換金の手数料など、あと人件費などもございます。鏡石町商工会のほうにお願いしている関係もございまして、その経費等を含めまして、トータルで3,330万1,342円というふうな実績になってございまして、今回、減額という形になったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 10 番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

議案書67ページでございますが、一番下の施設管理費、その中の説明欄、一番下は光熱水費845万2,000円の減額でございます。

こちらは、鳥見山公園の全体の電気料ということで、1年間の実績につきましては、2,514万7,182円ということで、月額にいたしますと200万から240万の範囲内で推移しているものでございます。当初予算3,360万円から、こちら845万2,000円を差し引きまして、補正後の額としまして2,514万8,000円とするものでございます。

次に、69ページをお願いいたします。

上段の8122社会体育施設等整備事業の中での管理備品251万1,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、大きなものといたしまして、鳥見山陸上競技場の公認に係ります備品を購入しております。そのほか施設関係全体の備品といたしまして、55品目の備品を購入しております。実績につきましては3,548万8,860円の実績でございました。予算額につきましては3,800万円ということで、これらを差し引きまして251万1,000円を減額いたしまして、補正後の額を3,548万9,000円とするものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第16号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第17号及び報告第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第8、報告第17号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分した件の承認について及び日程第9、報告第18号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の専決処分した件の承認についての報告2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、報告2件を一括議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） ただいま一括上程されました、報告第17号及び報告第18号の専決処分した事件の承認についての2件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の71ページをお願いいたします。

初めに、報告第17号 令和6年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきまして、専決第13号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

72ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、9,853万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億3,078万8,000円とするものであります。

詳細につきましては78ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（根本大志） 次に、89ページをお願いいたします。

続きまして、報告第18号 令和6年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、専決第14号として、地方自治法第179条第1項の規定により令和7年3月31

日付で専決処分しましたので、同条３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

90ページをお願いいたします。

このたびの補正予算につきましては、年度末の事業費確定による精算であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、470万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億4,532万1,000円とするものであります。

詳細につきましては、96ページからの事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○**税務町民課長（根本大志）** 以上、一括上程されました報告第17号及び報告第18号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○**議長（角田真美）** これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告２件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告２件の採決を行います。

初めに、報告第17号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

次に、報告第18号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**議長（角田真美）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

◎報告第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第10、報告第19号 令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第5号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました報告第19号 専決処分した事件の承認について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の101ページをお願いします。

本件は、令和6年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第5号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決第15号としまして令和7年3月31日付で専決処分したものであります。

次のページをお願いします。102ページです。

このたびの補正につきましては、年度末をもって事業費が確定したことにより、令和6年度予算を整理したものでございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1,253万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12億7,522万4,000円とするものです。

内容につきましては、108ページ、109ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 以上、報告第19号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私のほうから気づいたことがありましたんでお尋ねいたします。

これは事務的な問題だというふうに思いますが、116ページ・117ページに右側のほう、3104介護予防生活支援サービス事業費ということで、360万9,000円の減、そしてその内訳を見ても、同じく介護予防生活支援サービス事業費28万1,000円の減、また同じく介護予防生活支援サービス事業費332万8,000円の減ということで、同じ項目が出ております。

そして、その額がそれぞれ一番上が合計だと思いますし、下2つが内訳だと思うんですが、これ足したらこうなるということだと思うんです。

あらかじめ、私たちはこの全協で内容説明資料もらっていますので、これをよく見ればですよ、よく見れば、こういう事業で何とかの委託料の実績による減が幾らとか、事業費の実績による減ということで分かるんですが、この議案書の体裁では、これではやはりちょっとおかしくなってしまうということです。

要するに、例えば下のほうの3104の介護予防ケアマネジメント事業費であれば、その内訳が業務委託料であったり、ケアマネジメント費ということになっているので、この辺の立てつけとといいますか、議案書の作り方をもう少しよく考えていただきたいと思います。

前からちょっと気づいたことあれば言っていますが、この辺、予算書、決算書もそうです、この議案書、この辺ちょっと改善いただきたいなと思いますので、これについてお尋ねをいたしたいと思います。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

直接、私、介護保険の担当でございませんが、財政担当ということで、予算書の作りのお話でございますので私のほうで答弁させていただきます。

まさに議員のおっしゃるとおりでございますので、表記の中、多分こちらのほうの後ろに多分括弧書きでいろいろとその内容が、事務内容が出ていると思うんですが、表記につきましても改善しまして、分かりやすい、議員のおっしゃるようになりやすい予算書の作成に努めたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第19号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

◎報告第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第11、報告第20号 令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました報告第20号 専決処分した事件の承認について提案理由をご説明申し上げます。

123ページをお願いいたします。

本件は、令和6年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、専決第16号として令和7年3月31日付で専決処分したものであります。

124ページをお願いいたします。

このたびの補正につきましては、年度末に事業が確定したことにより、令和6年度予算を整理したものでございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、339万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億3,090万6,000円とするものです。

内容につきましては、130ページからの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（小貫淳一） 以上、報告第20号につきましては、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第20号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は承認することに決しました。

◎報告第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第12、報告第21号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

企画財政課長。

〔企画財政課長 橋本喜宏 登壇〕

○企画財政課長（橋本喜宏） ただいま上程されました報告第21号 鏡石町一般会計繰越明許費明許繰越計算書につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の135ページをお開きください。

本件につきましては、令和6年度中に議決いただきました繰越明許費7件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして報告するものでございます。

内容につきましては、次のページをお開きください。

こちらが令和6年度の鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

これにつきましては、事業名、金額、翌年度繰越額の順にご説明させていただきます。

一番上から3款民生費、1項社会福祉費、事業名が物価高騰対策支援給付金（住民税非課税世帯）事業でございまして、3,538万円に対しまして翌年度繰越額が634万9,000円と、同じく物価高騰対策低所得世帯緊急支援事業としまして674万8,000円に対しまして翌年度繰越額が127万4,000円。2項の児童福祉としまして、同じく物価高騰対策支援給付金の子ども加算としまして260万の事業に対しまして92万の繰越額。

7款商工費、1項商工費、プレミアム付商品券発行事業2,400万に対しまして、繰越額も同じ2,400万。地域公共交通等運行継続緊急支援金事業としまして400万に対しまして繰越

額も400万。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業としまして 2 億1,985 万 8,000 円に対しまして 1 億4,141 万円の繰越額。

9 款消防費、1 項消防費、新しい地域経済生活環境創生交付金事業としまして、地域防災緊急整備型としまして82万5,000円の金額に対しまして、翌年度繰越額も同額の82万5,000 円ということで、以上 7 件、総事業費が 2 億9,341 万1,000 円、繰越額につきましては 1 億 7,877 万8,000 円となっております。

それぞれの財源内訳につきましては、次ページのほうをご覧ください。

以上、報告第21号につきましてご報告申し上げました。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

質疑を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第21号 鏡石町一般会計繰越明許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

◎報告第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第13、報告第22号 鏡石町鏡石駅東第 1 土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長（角田真美） 都市建設課長。

〔都市建設課長 小貫淳一 登壇〕

○都市建設課長（小貫淳一） ただいま上程されました報告第22号 鏡石町鏡石駅東第1土地
区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書について提案理由のご説明を申し上げます。

139ページをお願いします。

本件につきましては、去る3月定例議会におきまして議決をいただきました令和6年度鏡
石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計の繰越明許費であり、地方自治法施行例第146
条第2項の規定により繰越計算書を報告するものです。

140ページをお願いします。

1款1項事業費、事業名、鏡石駅東第1土地区画整理事業、翌年度繰越額は1,000万円で
す。

なお、財源内訳につきましては、141ページの記載のとおりです。

以上、報告第22号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご承認賜
りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、直ちに採決を行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに報告第22号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計繰越明
許費繰越計算書についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決しました。

◎議案第148号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第14、議案第148号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました、議案第148号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の142ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、上位法の国の子ども・子育て支援法施行規則並びに家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準の一部改正に伴う改正でございます。

次のページをお願いします。

鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改正し、同条中第5項を第7項に、第4項を第6項として、第3項各号列記以外の部分を次のように改めます。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に改正し、「小規模保育事業者A型若しくは小規模保育事業者B型又は事業所内保育事業を行う者」を「小規模保育事業A型事業者等」に改正し、同条2項中で「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改正し、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、要件を緩和します。

次に、第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に第2項第1号と第2号では、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる規定を加えます。

第3項では、小規模保育事業者A型若しくは小規模保育事業者B型又は、次のページ、144ページをお願いします。小規模保育事業者A型事業者等であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力の区分を定めるものとし、附則第3条中の経過措置では、期間を「10年」から「15年」に改め、最後の附則では、適用期日を令和7年4月1日とするものです。

以上、議案第148号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第148号 鏡石町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第149号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第15、議案第149号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） ただいま上程されました、議案第149号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書145ページをお願いします。

このたびの改正につきましては、上位法の国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う改正であります。

次のページをお願いします。146ページです。

鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を削除し、第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改めます。

なお、ここから改正内容につきましては、先ほどの議案第148号と同様の改正でございま

す。

第42条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に改正し、「小規模保育事業者A型若しくは小規模保育事業者B型又は事業所内保育事業を行う者」を「小規模保育事業A型事業者等」に改正し、同条第2項中で「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に改めまして、同項各号列記以外の部分中「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改めまして、要件を緩和するものでございます。

次に、第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に第2項第1号と第2号では、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる規定を加えます。

次のページをお願いします。

第3項では、小規模保育事業者A型若しくは小規模保育事業者B型又は小規模保育事業者A型事業者等であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力の区分を定めるものとし、附則の第4条中の経過措置では、期間を「10年」から「15年」に改め、最後の附則では適用期日を令和7年4月1日とするものでございます。

以上、議案第149号につきまして、提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第149号 鏡石町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（角田真美）　ここで換気のため、5分間の休議をいたします。

休議　午後　1時59分

再開　午後　2時03分

○議長（角田真美）　それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

◎議案第150号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美）　日程第16、議案第150号　鏡石町老人福祉センター解体工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長　菊地勝弘　登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘）　ただいま上程されました、議案第150号　鏡石町老人福祉センター解体工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の148ページをお願いします。

このたびの請負契約につきましては、町老人福祉センターの解体工事であり、建物解体工事、内部残置物撤去、外構の撤去、この外構には植栽や敷地内にあるプレハブ、車庫棟を含みます。アスベスト撤去工事が主な工事内容となります。

今回の工事につきましては、去る5月8日に7社による指名競争入札を執行し、契約金額及び契約の相手方が決定しましたので、請負契約の締結のために、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

1としまして、契約の目的、鏡石町老人福祉センター解体工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、5,529万7,000円。こちらは税込みの額です。

4、契約の相手方、福島県須賀川市上人坦161番地、笠原工業株式会社、代表取締役、笠原賢二。

以上、議案第150号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美）　これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

円谷議員。

〔 11 番 円谷 寛 登壇〕

○ 11 番（円谷 寛） 11 番の円谷ですが、この工事の費用の中でアスベスト撤去工事というものがどの程度を含まれているのか、もし分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 11 番議員の質疑に対しまして答弁申し上げます。

アスベストの撤去工事の容量といいますか、その中身でございますが、ちょっと手元に資料がございませんので、容量等はちょっと今ここでは把握しておりません。

それで、昨年度こちらの解体工事に関わる設計を行っておりますので、そこは設計業者のほうと正しくというか、厳密に除去をするべくアスベストの容量は算出しておりますので、そちらに対しまして、今回、アスベスト撤去工事も含めて一緒に処理を行うという中身でございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9 番、吉田議員。

〔 9 番 吉田孝司 登壇〕

○ 9 番（吉田孝司） 私のほうからお尋ねいたします。

入札についてお尋ねしたいと思うんですが、今回のこの入札については、5 月 8 日にいわゆる指名競争入札 7 社によって行われたというふうに報告いただきました。

まず、この工事について、いわゆる一般競争入札じゃなくて、この指名競争入札を用いたということ、方式、これはなぜかということでございます。私はちょっと専門家では、詳しくありませんが、この工事が特殊なもの、内容的にそういったものであることを認識して、その上で指名競争入札としたのかどうか、確認したいというふうに思います。

他の自治体、例えば郡山市、近隣であります、そこでは、この指名競争入札を極力減らして、いわゆる一般競争入札を増やすというふうな流れに今なっているというふうに聞いております。しかし我が町においては、次の議案もそうですが、指名競争入札がこのように行われたということでございますので、その理由についてお尋ねをするものであります。

以上であります。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

〔福祉こども課長 菊地勝弘 登壇〕

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員の質疑に対しまして答弁申し上げます。

なぜ一般競争入札ではなかったのかという問いだと解釈しております。

今回の工事請負契約につきましては、金額的に指名競争入札の範囲内であったと。一定の金額を上回った場合は、議員おっしゃったように一般競争入札という形になるわけですが、今回の金額に対しましては、指名競争入札の範囲内であったということで答弁申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

吉田議員の再質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） すみません、再質疑であります。

私ちょっとと不勉強で申し訳ないんですが、一定の金額という話があったんですが、一定の金額とは幾らなのか、額あるいはその算定方法、そういったもののどのようになっておるか、規定上ですね、ご答弁願いたいと思います。

○議長（角田真美） 再質疑に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） 9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

入札の基準にございまして、建築に関する基準といたしましては、設計額が1億円以上の場合については一般競争入札ということで、町としての規定をして定めております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第150号 鏡石町老人福祉センター解体工事契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は、挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（角田真美） 挙手全員でございます。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第151号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第17、議案第151号 鏡石町立鏡石中学校プロジェクター型電子黒板購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） ただいま上程されました、議案第151号 鏡石町立鏡石中学校プロジェクター型電子黒板購入契約の締結について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書149ページをお願いいたします。

このたびの備品購入につきましては、鏡石中学校へのICT環境の整備としてプロジェクター型電子黒板を全クラスに設置し、現在取り組んでいるGIGAスクール構想、ICT教育の一環として、本機材を購入するものであります。

5月19日、6社による指名競争入札を実施し、契約業者が決定しましたので、契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

1、契約の目的、鏡石町立鏡石中学校プロジェクター型電子黒板購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、789万8,000円。消費税込みの金額でございます。

購入内訳につきましては、ウルトラワイドプロジェクター型電子黒板「ワイド」11台、黒板着せ替えパネル、こちらアルファベットをこちらはキセパと読みます。「K i s e P a」4枚組11セット。

4、契約の相手方、福島県須賀川市大黒町211番地、有限会社水野教材社、代表取締役、水野武和。

以上、議案第151号、提案理由をご説明申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8 番、込山靖子議員。

〔8 番 込山靖子 登壇〕

○8 番（込山靖子） 今、プロジェクター電子黒板の購入の目的が G I G A スクールの環境を整えるということでご説明いただきました。

しかし、購入する一番の目的はそれだとして、ただ、教師や生徒にとってどれだけのメリットがあるのか、またデメリットはないのか、またこれを購入したことによって、メンテナンス、システム委託などの経費がまた新たに生じるということはないのかをお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 8 番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

先ほどの教師、生徒などのメリット、デメリットという部分でございましたけれども、まず、生徒のほうからも、メリットといたしましては、見やすさだったり、電子機器という部分の観点からも大変好評であるというもので、学校のほうからも報告を受けておりますし、教育委員会としましては認識しております。

また、教師側の目線でいきましても、これまでのテレビの部分から黒板へ投影することによって、より大きな画面での操作ができるというメリットもございます。また、黒板に投影することによって大きく投影され、子どもたちからの視認性のよさという部分からも好評を得ておりまして、対面式の学習にもなりますので、先生が生徒の顔を直接見て授業を進めることができるということで、充実した授業内容というふうに認識しております。

また、電子機器ということにもなりますので、メンテナンス関係、そういったのも出てくることも予想されますが、基本的には、投影の機器ということで、システムという形での部分ではありませんので、故障があった場合にはメンテナンス、その修繕が料金がかかってくるかなというふうに思いますが、基本的にはメンテナンス料という部分に関しましては、保守契約も結んでおりませんので、発生はしないものと、現時点ではそういった内容になります。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

11 番、円谷議員。

〔11 番 円谷 寛 登壇〕

○11 番（円谷 寛） I C T 環境というのは、これからはね、強く要請されているんだろうと思いますが、先ほど町長の説明の中で 1 人 1 台のタブレット端末のことですね。話、説明

があった中で、耐用年数5年を経過する、耐用年数5年でタブレットが駄目になるというんでは、これ大変な費用がかかるなと思ったんですが、このプロジェクターの電子黒板の場合の耐用年数というのは、何年くらいに計画されているのかお尋ねいたします。

以上です。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こちらの機器の耐用年数ということで、電子機器になりますので、5年間の耐用年数かと認識しております。

以上、答弁に代えさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 私のほうからお尋ねしたいのは、今回の入札に関してであります。

5月19日に6社によつての指名競争入札ということでございましたが、先ほどの議案第150号でも同じ内容の質疑したと思うんですが、指名競争入札にした理由、それは先ほど副町長説明いただいたように、入札の基準というものがあって、その中でどういう工事、あるいはどういうものだったら幾らというのが決まっているようですから、これは私ども分からないブラックボックスですから、その指名競争入札になる金額、これは物品購入だと思いますので、その額を教えてください。

そして今回の入札は6社あったわけですが、指名した業者、2社が辞退したというふうな状態だというふうに承っております。

また、その2社、よく見ると町内の関係の業者であつて、ぜひとも私は町内の方にとってもらいたいなというふうに思つては、頑張ってもらいたいと思つてはいるんですけども、辞退した理由とはどういうふうに、入札執行する側としてはどのようにお考えなのかです。

また、今回のこの入札額を見ると、一番安いところでは、一番安い業者は718万で落として、そして一番高いところは1,118万というところで入札をしているわけです。その幅は、単純計算で400万の差があるわけですね。要するに、こういったものというのは、物を買うとき、業者さんですね、卸とかその中間業者として買っていくんでしょうから、作っているわけではないんでしょうから、その差はあるんでしょうけれども、実際このものというのは、これだけやっぱ幅が出るものなんですかね、これだけちょっと幅が大きいと、本当に私びっくりして、ただびっくりしただけなんですけれども、これはどのような、どうい

ふうな感じで認識しておられるのか、その辺の見解をお尋ねしたいと思います、ちょっと質問が多岐にわたりますが、よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

〔「議長、休議お願いします」の声あり〕

○議長（角田真美） ここで休議いたします。

休議 午後 2時25分

再開 午後 2時27分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を再開いたします。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） すみませんでした。9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

今回の指名に関しては、特殊な物品購入でございますので、そのものを取り扱っている業者について事前に把握し、それで指名をさせていただいたということございまして、物品購入に関しては、金額の基準というのはございません。ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田真美） 教育課長。

〔教育課長 森尾知之 登壇〕

○教育課長（森尾知之） 9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

町内業者の辞退した理由という部分につきましては、こちらでははっきりとした理由は存じ上げておりません。ただ、指名して辞退されたという部分に関しましては、昨年の令和6年度事業といたしまして、こちら電子黒板、こちらのときには入札にに応じていただいた実績がありましたので、今回も同じように指名させていただいたところでございます。

また、金額に差があるという部分につきましては、今回の内容につきましては、物品を納品するというだけではなく、先生方、また学校としての使用における利便性の向上という部分も検討させていただきました。その上で機器を天井に設置するという形で固定化するという内容にもなりますので、そういった部分の手間賃といいますか、そういったところに別経費がかかったり、金額の差が生じているのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第151号 鏡石町立鏡石中学校プロジェクター型電子黒板購入契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情について

○議長（角田真美） 日程第18、請願・陳情についての件を議題といたします。

陳情第9号、陳情第10号、陳情第12号及び陳情第13号の陳情4件につきましては、会議規則第86条第1項の規定により、別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時32分

第 2 号

令和7年第8回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和7年6月12日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	畑	幸 一	2 番	中	畠 伸 子
3 番	熊	倉 正 磨	4 番	東	悟
5 番	根	本 廣 嗣	6 番	町	島 洋 一
7 番	稲	田 和 朝	8 番	込	山 靖 子
9 番	吉	田 孝 司	10 番	小	林 政 次
11 番	円	谷 寛	12 番	角	田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大河原 正 義
産 業 課 長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	森 尾 知 之
会計管理者 兼出納室長	緑 川 憲 一	農 業 委 員 会 長	佐 藤 喜 伸
選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重	農 事 農 業 委 員 会 長	菊 地 栄 助

事務局職員出席者

議会事務局長 吉 田 光 則 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による遅参の届出は、9番、吉田孝司議員の1名です。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

◇ 込 山 靖 子

○議長（角田真美） 初めに、8番、込山靖子議員の一般質問を許します。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 8番、込山靖子、通算9回目の一般質問をします。よろしくお願いいたします。

まず、令和6年度の我が町のふるさと納税寄附額が初の1億円を突破し、過去最高額を更新しました。その快挙に大変うれしく思っています。これもひとえに、町長をはじめ執行部の皆様方の陰のご苦勞とご努力の賜物であると思います。町民の一人として深く感謝申し上げます。ありがとうございます。今後も、その実績を継続し、自主財源確保が図られることをご期待申し上げます。また、その寄附金が町民のために有効に使われることを心から願っています。

さて、昨今の米の価格高騰を背景に、食品の値上げが止まりません。今月も2,911品目の食品が値上げしています。そのほかにも、ありとあらゆるものが、価格高騰しています。今、私たち庶民の生活は非常に圧迫され、一段と厳しい状況になっています。このような状況にもかかわらず、国は税金を搾取するばかりで、国民を守ろうとはしていません。

この危機的な状況の中、地方自治体の使命と役割について、もう一度、見直す必要があるのではないのでしょうか。地方自治体の使命は、住民の命と健康と生活を守ること。住民を豊かに、幸せに導くことです。国など当てにできない今、住民にとって最後の砦となるのが地方自治体であることを忘れてはいけないと思います。

通告書の1問目、子宮頸がんワクチンの危険性についてです。

今から16年前の2009年12月に、日本国内で年間2,500人が死亡している子宮頸がんを予防しようと、遺伝子組換えHPVワクチン接種が始まりました。

また、2011年4月には、ワクチンの公費助成が開始されました。

同年8月に、HPVワクチン、サーバリックスによる国内初の接種後死亡例が出ました。死亡したのは14歳の女子中学生で、接種1日半後に呼吸困難状態で発見され、心停止しました。

当時の厚労省の専門家委員会では、接種と直接の因果関係はないと判断しましたが、定期接種開始2か月後に800件にも及ぶ重篤な副反応報告を受け、国立精神・神経医療研究センター病院では、ワクチンとの因果関係は証明できないとはいえ、可能性は否定できないと2013年6月に断言しています。

同年6月14日に厚労省はHPVワクチンの積極的勧奨を中止することに決めました。

ワクチン被害者は増えてきて、2013年に全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会が発足しました。各地に支部がつくられ、今現在まで、相談件数は1万件以上になっています。相談者の重篤な症状の様子は動画などで配信されています。被害者の方々の壮絶な苦しみ、気の遠くなるような苦しみ、想像を絶する痛み、家族の方の苦労や悲しみなど、なかなか理解されずに、今日まで来ているのが現状です。

私は、健康被害者たちの講演会に行き、実際に生のお声をお聞きしました。ある女性は、12歳のときに学校での集団接種後、徐々に重症化していったため、ワクチンが原因とはすぐに気づけず、体調を崩すたびに病院に行っても分からなかったため、17歳の夏に寝たきりに近い状態になってしまいました。その方は、テレビを見て副反応と気づいたものの、見てくれる病院もなかなかなく、やっと見つけても完治することは難しい状態で、今も様々な症状に苦しみながら、講演会などで理解を求める活動をしていらっしゃいます。

ワクチンによって人生を狂わされた被害者の方は、全国に大勢います。

しかし、なぜか国は2022年4月からHPVワクチンの積極的勧奨を再開し、小学6年生から高校1年相当の女子に、定期接種を奨励しています。また、キャッチアップ接種として、条件により公費で受けられる年齢幅を広げました。

我が町も担当者の方に確認しましたら、公費で、サーバリックスとガーダシルは1回1万6,841円、シルガード9は1回2万8,303円を全額負担しています。

厚生労働科学研究成果データベースのホームページには、莫大な公費、研究費を使って行われた「HPVワクチンの有効性と安全性の評価のための大規模疫学研究」の論文が出ています。そこには、がんになる前の前がん病変に対してさえ、HPVワクチンの有効性を統計的優位さをもって示せなかったと報告されています。私が調べた限りでは、公的な研究でも、がんを予防する効果は証明されていません。

フランスのジェラルド・デルピーヌ博士は、HPVワクチンの逆効果として、欧米での調査、分析では、ワクチン接種した若い女性たちの子宮頸がん患者が増加したという結果を2019年1月に発表しています。

日本では、子宮頸がんの死亡者数は、2009年に2,519人でしたが、2020年に2,887人と、11年で878人増えています。

380万人もワクチン接種しているのに、なぜ死亡者が増えているのでしょうか。

統計では、10年前と同じように、子宮頸がんで死亡する年齢層は、8割が50歳以降の閉経後、高齢女性です。20代、30代で子宮頸がんで亡くなる人は、僅か0.6%にすぎません。

厚労省ホームページでは、ワクチンは全ての高リスク型HPVの感染を予防できるわけではないため、早期発見、早期治療のために、子宮頸がん検診も定期的に受診するのが大切ですと説明されています。検診により子宮頸がんによる死亡は回避することが可能で、ワクチン接種よりも、検診が死亡回避には役に立っているのが分かります。

実は、1970年以降、検診と衛生状況の改善で、子宮頸がんによる死亡は減っていました。子宮頸がんは、生活習慣の改善と、がんになる前の発見と治療が重要だと分かっています。

HPVワクチンは、本当に子宮頸がんの予防に効果があるのでしょうか。

高リスクとされているHPVウイルスですが、感染しても2年以内に9割が自然排泄されるそうです。まれに感染が持続し、前がん病変になることがあっても、そこから正常な細胞に戻ることが多く、子宮頸がんに至る割合は、感染者の僅か0.15%とされています。がんになるかならないかは、喫煙や糖質過剰摂取などのほかの危険因子がある場合や、個人的な生活習慣や、免疫システムの問題とされています。

そもそも子宮頸がんウイルス起源説を否定している研究者はいます。もともと不完全な炎症状態から女性自身の細胞ががんに変異したものだとし、HPVはがん細胞を発生させることはできないと示唆している研究者もいます。

HPVの正式名称はヒトパピローマウイルスで、200種類ぐらひはあるとされています。その中で、がんになるというのは僅か、言われていて、ワクチンになっているのは、2種類とか4種類、せいぜい9種類なんです、200種類あるうちの。

そういうことから、HPVワクチンというものが本当に予防するかどうかというのは、疑問があります。昭和薬科大学の長南謙一教授は、現状では、HPVワクチンの投与によって子宮頸がんによる死亡を減らしたという研究は1例もないと断言しています。

ただ、しかしながら、公費を使って子宮頸がんワクチンを打たせている我が町の立場として、HPVワクチンの有効性についてどう考えているのかお聞きいたします。

欧米の研究では、接種世代に子宮頸がんが増加中との報告もありますが、日本ではHPVワクチンが、がんによる死亡を減らした証明はされているのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） おはようございます。

8 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子宮がん、頸がんにつきましては、先ほど議員もおっしゃっていましたが、国の資料によりますと、20代から増え始め、罹患者数につきましては年間約 1 万人、子宮頸がんによる死亡者は約 3,000 人となるなど、重大な疾患となっております。

子宮頸がんの原因となります HPV、ヒトパピローマウイルスにつきましては、女性の多くが一生に一度は感染すると言われているウイルスで、感染してもほとんどの人がウイルスが自然に消えてしまいますが、一部の人でがんになってしまうことがあり、現在、感染した後、どのような人ががんになるかにつきましては分かっていないため、感染を防ぐことが、がんにならないための手段となります。

HPV ワクチンにつきましては、子宮頸がんの発症を予防するワクチンとなり、子宮頸がんによる死亡者数を減らす証明につきましては、現在のところ、国においては示されておりませんが、HPV ワクチンの効果としましては、子宮頸がんの発症を 2 価、4 価のワクチンでは 50% から 70% 防ぎ、9 価ワクチンでは 80% から 90% 防ぐ効果があると示されております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8 番、込山議員。

〔8 番 込山靖子 登壇〕

○8 番（込山靖子） 今の、子宮頸がんワクチンが、8 割とか発症を減らすとか、今、ご答弁いただきましたが、それがどこの、どの資料からかは、私、分かりませんけれども、ただ、製薬会社というのは、このワクチンの有効期限、8 年とか 6 年とかと言っているんですよ。例えば、小学校、12 歳のときに打ったら、6 年とかという有効期限があったら、まだ 18 歳ですよ。

先ほど申し上げましたように、がん発症率というのは、閉経後の女性が 8 割以上なんですよ。20 代、30 代でがんが発症するという人は、本当にごく僅かなんですよ。

だから、そういうものを、なぜ、小学生とかそういう若いうちに打たせるのかというのは疑問ですし、これだけ副反応で困っている人がいるという実態に対して、あまりにも沈黙をし過ぎている。それはどうなのかなと。本当に検証する必要があるのではないかと思います。

次に、厚労省の副反応検討部会、2013 年 4 月 28 日資料によると、HPV ワクチンの副反応疑い報告は計 3,633 件。うち重篤が 2,109 件に上っています。これは、はしかや風疹など

他の定期接種12種類の平均に比べ、副反応疑いの報告が8.3倍。そのうち入院治療以上を必要とする重篤なものの頻度は、実に7.4倍という多さです。厚労省もこれを隠しておけず、リーフレットには、重篤副反応は1万人当たり3人から5人と明記されています。

副反応の症状は多様で、ひどい頭痛、全身の疼痛、脱力、不随意運動、方向障害、睡眠障害、月経障害、記憶障害、学習障害など多様な症状が、一人の患者に重層的に現れるそうです。この重篤な副反応の治療法は確立していません。

副反応で苦しんでいる被害者たちのその家族は、副反応が起こってしまった苦しみ、いまだに治療法が分からない苦しみ、国や製薬会社はその副反応を認めない苦しみ、医療機関や社会で偏見や差別にさらされる苦しみ、四重の苦しみを背負っています。

そこで質問です。

2016年7月、HPVワクチン接種後に健康被害に遭った15歳から22歳の女性たちが、国と製薬会社2社を被告として東京、名古屋、大阪、福岡で集団訴訟を起こしました。116人の原告団は、今も係争中です。その現状を、町は把握していますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

HPVワクチンに係る訴訟の現状につきましては、町としましては、国からの通知等はなく、現状等については詳細には把握はしておりませんが、新聞報道等で訴訟が行われていることは把握しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 同じような副反応被害の裁判というのは世界中で起きていて、被害者の会が治療法の確立などを求める運動が世界中で続けられています。

我が町もその事実を知り、少しでも被害者が増えないように、慎重に考えなければならないと思います。町民の命と健康を守るのは、地方自治体の重要な使命の一つだからです。

昭和薬科大学紀要ナンバー59、2025年版では、ワクチン奨励再開により、医薬品被害救済制度と予防接種健康被害制度での申請数が増加した。それにより、ワクチン接種と有害事象発生には関連性があることは明らかであると結論づけています。

また、厚労省ホームページでは、2024年に「HPVワクチンの安全性に関するフォローアップ研究」、研究代表者、岡部信彦論文でも、積極的勧奨再開後、ワクチン接種数の増加に併せて、患者数の増加は認めたと記載しています。

入院相当以上の重篤な被害患者は、接種者約1,100人に対し1人から2人ですが、それ以

外にも、何らかの副反応の症状に悩んでいる人は多いと推測されます。また、健康不調の原因がワクチンだと気づかない場合がほとんどです。

国は一応、HPVワクチン接種後の症状に対応するため、全国に協力医療機関を指名していますが、勧奨再開後、新規受診者は積極的勧奨が中止されていたところに比べて約10倍に増えていると、厚労省研究班の調査で分かりました。

それを鑑みて質問します。

全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会には、今も健康被害に遭った人たちの相談が次々と寄せられています。我が町に、接種後、体調不良になったと悩んでいる人はいないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

HPVワクチン接種後に気になる症状が出たときには、まず、医療機関や周りの大人に相談するよう案内しておりますが、町では現在のところ、HPVワクチン接種後の体調不良などの電話相談や窓口相談等がないことから、HPVワクチン接種後に体調不良等の症状で悩んでいる方の情報については、把握しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） それをお聞きしまして、ほっとしているところです。

この症状というのは微妙なところがありまして、コロナワクチンのときもそうでしたけれども、その後に生理不順になったりとか、様々な小さな不調、あった人は多いんです。だから、今後もやはり経過ですね。それは注意している必要があるのではないかと思います。

また、今後、HPVワクチン接種後の健康被害者が出た場合、町はどう対応しますか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

HPVワクチンに限らず、予防接種法に基づくワクチンの接種で健康被害が生じた場合のため、国においては救済制度が設けられております。

この救済制度においては、健康被害が生じた方を迅速に救済する趣旨の下、市町村が窓口となりますので、町としましては、救済制度に関係する国や県とともに、予防接種による健康被害に対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） その国が全国に設けた協力医療機関であっても、このワクチンに副反応なんてないと被害者を詐称扱いする医師もいて、救済制度が十分に機能していないのが現状です。

リスク等の公平・公正な情報開示を周知に行うというのも本当は必要なんです。ただ、そういうものは、なぜか、マスコミもそうですけれども、隠蔽されているというのが今の日本社会なんです。

それは何ともしようがありませんけれども、少しでも声なき声を聞き、弱きを助け強きをくじく、そういう地方行政であってほしいと願わずにはいられません。よろしくお願いいたします。

次は、太陽光パネルの自然環境への影響についてです。

町内の太陽光パネルの実態につきましては、令和4年12月議会で、吉田議員のほうからも一般質問で取り上げています。一部ダブる内容もありますが、2年半過ぎた今、現時点の現状として、改めて質問いたします。

以前の議事録を確認しますと、町に届出された面積は28.592ヘクタールでした。これは、町の総面積3,185ヘクタールに対して0.91%であるとのことご答弁でした。

でも、町が把握できるのは、鏡石町林地適正利用指導要領に基づいた小規模林地開発計画書の届出とか、そういうふうに、農地転用とかそういうものに関するものしか、町というのは把握できていないということは、吉田議員の一般質問のときも私は理解しています。

ただ、これが、この2年半のうちにどのように変化したのか。

町内のソーラーパネルが設置されている総面積は幾らくらいありますか。これは、建物の屋根とかではなく、あくまでも土地利用での敷地を教えてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤喜伸） 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

太陽光発電施設の設置については、面積及び施設の規模により、林地開発許可や環境アセスメント、福島県景観条例の許可申請等が必要になります。

しかし、施設設置自体には、申請、報告義務がないため、町が申請内容等を把握できるのは、農地転用により太陽光発電を設置する場合となります。

太陽光発電施設の設置が増加し始めた平成23年度から令和6年度末までに、太陽光発電目的で農地転用されたのは、6.2ヘクタールとなっております。

なお、固定資産税課税目的で調査した結果の太陽光発電施設用地として分類されているも

のは、令和7年度課税状態においては42.7ヘクタールとなっております。

農地以外の地目の土地に対しましても、太陽光発電施設を設置している件も多数存在しますので、前述2件の面積に差が生じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今のご答弁で、この2年半のうちに、やはり20ヘクタール近くは増えているということが分かりました。

これは、農地ではない、個人の所有している土地にソーラーパネルが敷かれている場合には、町は把握できていないというのが現状だということは理解しています。

あくまでも企業と個人の契約だから、町は干渉できないし、もちろん口出しもできないというのは分かります。

ただ、町内のあちこちに小規模のソーラーパネル設置というものが本当に増えて、目につくようになってきているなというのは感じています。

国の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法により、普及しつつあるソーラーパネルですが、本当に環境に優しい再生可能エネルギーなのかは疑問なんです。

太陽光パネルについては、現在、最も安価で大量に普及しているのが、中国産の結晶シリコンです。その生産には大量の電力が必要で、中国の太陽光パネル用結晶シリコンの製造工場のすぐ隣は石炭火力発電所があり、そのCO₂発生は膨大で、太陽光発電をつくるために、膨大なCO₂を発生させているという本末転倒なことが起きていると、米国ブレークスルー研究所は2018年、発表しています。

また、シリコン工場などでは、ウイグル人の強制労働が行われ、深刻な人権侵害の問題があるとして、国連は、人道に対する犯罪に当たると公表しました。アメリカも、ウイグル強制労働防止法を2022年に施行しました。日本も、2022年2月に衆議院本会議で新疆ウイグル等における深刻な人権状況に対する決議を採択しました。中国製の太陽光パネルを増設することは、事実上、ジェノサイドや人権弾圧に加担することになると厳しい見方をする専門家もいます。

太陽光パネルの製造には、大量のセメント、鉄、ガラス等の材料を投入しなければならず、その結果、廃棄物も大量に出て、生産過程において大気、土壌、水質を汚染することが分かっています。

太陽光発電は天気によって左右され、非常に不安定で、それをカバーするのに火力発電や原発の維持増強が必要になり、また、送電線、配電線の設備等の維持管理など、二重三重の経費がかかります。そのため一般国民は、再エネ賦課金という莫大な経済負担を背負わされていま

す。電気代高騰により、一般家庭も企業も大打撃を受けているのが現状です。メリットどころかデメリットのほうが大きいのが太陽光発電です。本当に、環境に優しいエネルギーなのでしょうか。

そこで、太陽光パネルの大きさというのは、大体、縦1メートル、横1.34メートルあります。それで、何かこの質問、私も通告書にしてみましたけれども、ただ、枚数が分かれば、何となく、具体的な感じの、把握できるかなとは思って質問させていただいて、ソーラーパネルの枚数は、何枚ぐらいあるかということは分かりますでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤喜伸） 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

太陽光発電施設に設置している太陽光パネルの枚数については、太陽光発電施設の設置に関しての市区町村への申告、報告等の義務がないため、町が把握できるのは、農地転用により太陽光発電施設を設置する場合となります。

平成23年度から令和6年度末の間に、太陽光発電施設の設置目的で農地転用された件において、申請の際に設置予定と報告された太陽光発電パネルは、計1万905枚となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 幸いに鏡石町内にはメガソーラーというのはいませんが、小規模ソーラーパネルにしても、枚数が万単位になってくれば、メガソーラーパネルと似たような多さといいますか、この小さな町の中に、小規模でもどんどん増えていくと、どうなのかなという、私は心配しているところです。

それで、枚数が、今で1万以上超えているというお話を聞きました。それも、農地転用の分だけですから、ほかの土地、個人所有の土地の場合には、まだ把握できないということは、相当、枚数が増えているのではないかと予想できます。

今後も増える見込みでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤喜伸） 8番議員の質問にご答弁申し上げます。

令和7年度5月末までに、4件、4,602平方メートルについて太陽光発電施設の設置目的で農地転用されております。

また、太陽光発電施設設置を目的とした農地転用の地区区分確認の相談について、令和7

年度4月1日から5月末までに9件の照会がありました。

以上の状況から、今後も太陽光発電設備の設置件数は増えていくものと思われます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 増えていく原因というのは、国がそもそも推進しているからですけども、最近では、設置しても売電による利益には、なりにくくなってきた。

何でかという、固定価格自体も下がってきているし、せっかく屋根とかにも設置しても、電気を売っても収益にならないという、そういうものが増えてきているんですよ。

だから、設置するのは自由かもしれないんですけども、10年、20年後、果たして元が取れるかというのは、取れないという人たちが、結構、多いわけですよ。

だけでも、無法地帯で、増やしていてもいいのかなと、私は心配しています。町内にソーラーパネルが増えていくことで、様々な懸念も生じます。

太陽光発電設備が、台風や豪雨により浸水や水没に見舞われた際には、接触すると感電の危険があることは、2022年9月の政府機関、NEDOの調査で明らかになっています。感電・漏電による二次災害、感電の危険による避難、救助、復旧の遅れなどで、最悪の場合、人命が失われる事態が想定されます。

そのほかにも、ソーラーパネルの老朽化や破損により、それを放置していることで、景観にも悪影響を与えています。

現在、町内には、破損して放置されているソーラーパネルが数多くありますが、その実態について町は把握しているのでしょうか。

ソーラーパネルには、鉛、セレン、カドミウムなどの有害物質が含まれていて、放置されると雨水などによって流出し、土壌や水質汚染を引き起こす可能性があると言われていますが、将来的に町内の地下水が汚染される心配はないのでしょうか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

太陽光パネルには、鉛などの有害物質が使用されている製品があります。

そのような有害物質が使用されている箇所には、強固に密封等されておりますので、直ちに有害物質が流れ出すことはないと思いますが、破損している太陽光パネルが長期にわたり放置された場合には、雨水などにより流れ出し、地下水や土壌を汚染する可能性はありますので、事業者には適切な保守管理に努めていただく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 桜町、ちょっと場所名、言ってしまうとあれなんですけれども、もう何年もほったらかされているソーラーパネルの破損したものが放置されているところ、あるんです、結構な。

それ、多分、町のほうでも把握しているかと思うんですけれども、企業が倒産したりとか、管理企業が夜逃げしたりとかいろいろな感じで、これからもそういうふう放置されていくソーラーパネルというのが増えていくんじゃないかなと、そういう危機は、危惧しています。

そういうことを、やっぱり対処するということを考えておく必要があるんじゃないかと私は思います、幾ら個人契約の土地だとしても。

ソーラーパネルの管理として除草剤が使われている場合が多くて、グリホサート、いわゆるラウンドアップとか、有機リンとか、ネオニコチノイド系など、発がん性物質や神経毒性を持つ農薬による地下水汚染も心配です。ソーラーパネルを敷くと、その除草のために農薬をまかれている場合があって、そういうものも、我が町は地下水を水道水に使用しているから、将来的に影響があるのかなと心配しています。これから20年、30年、40年とか、子孫が本当に安心して飲める地下水を守っていくのは、大人の責任だと思っています。

だから、今時点で、そういった、何て言うんですか、無法地帯で、やればいいという感じでは、私はどうなのかと思いますよ。

次、故障や破損したパネルを放置すると、感電や火災などのリスクがありますが、その危機管理について、町の具体的対策はありますか。

年々、太陽光パネルの防火対策はされてきているとはいいますが、太陽光パネルの増加によって、当然、リスクも増えます。火災の原因は様々で、例えば自然災害、地震、台風、落雷、降雨、洪水による故障で放電、配線のショート、施工不良によるケーブルから発火、老朽化による不具合などの発火です。一旦、火災が起きてしまうと、どのような対処をしても感電の危険があるため、簡単には放水できず、消火活動も難しいのが現状です。

あってはならないことですが、町としてその危機管理をどのように考えているのでしょうか。教えてください。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

発電事業に係る法的な危機管理対策については、経済産業省が事業者に対する監督機関となり、事業者においては、発電施設の規模ごとに電気事業法等で発電設備の定期的な保守点検が義務づけられています。

また、発電施設の周囲には、基準上、発電施設をフェンスなどで囲い、施設内に部外者が立ち入れないよう整備し、事業者の氏名や連絡先等の情報を記載した標識を設置することが義務づけられておりますので、災害等で故障や破損など発生した場合の町としての緊急的な対応としましては、事業者への連絡や、破損した太陽光発電設備に近づかないよう町民への注意喚起などをしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 今のご答弁では、やっぱり町でできることというのも限界があるという。だから、あってはならないことですが、やっぱり感電の危険があるとか、そういうもののリスクについては、やっぱりふだんからの危機管理というものを町民にも共有していただきたいということが希望です。

太陽光パネルが一斉に耐用年数を超え、20年後には大量廃棄の時代を迎えます。処分方法もリサイクル方法も確立しておらず、パネルの放棄や不当放棄も、今後、考えられるのではないかと。そういう問題が出てくることが予想されます。

子孫に対して大きなツケを払うことにならないように、今のうちにある程度、対策を考えていく必要があるのではないのでしょうか。この美しい鏡石町が、この自然豊かな町を後世に残していくために、やっぱりできることというのは、責任持ってやっていきたい。それが大人の責任じゃないかと思えます。

次、一人暮らしの高齢者に対するサービスについて。

年々、高齢化が進み、一人暮らしの高齢者が増える傾向にあります。

一人暮らしでも、健康な人は、まだ社会参加できますが、足腰の衰えや持病の悪化などで、なかなか人との交流ができない高齢者もいます。地区によっては、向こう三軒両隣が一人暮らしというところもあります。

町全体の実態についてお尋ねします。町全体で一人暮らしの高齢者（65歳以上）は、何人いますか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

当町の65歳以上の一人暮らしの高齢者については、令和2年国勢調査の数値になりますが404人で、全世帯数の9.2%となっております。

なお、福島県全体では8万7,168人で、全世帯数の11.7%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 404人、今後も増えていくことかとは思いますが。

町では、社会福祉協議会とかボランティアセンター、民生員の方々が様々な福祉活動をしているとは思いますが、確認のため質問します。

健康状態や生活環境など、どのように把握していますか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

健康状況や生活状況の把握についてですが、一人暮らしの高齢者の方は、認知症の進行や生活意欲の低下、孤独死などのリスクが高くなるおそれがありますので、議員おっしゃったように、町民生児童委員による訪問活動や、民間業者の力を活用した見守り活動を行っております。

また、町地域包括支援センターが高齢者の総合相談窓口として随時対応しており、問題を抱えている高齢者については、一人で家に閉じ籠もらないように、町や社会福祉協議会で実施しているサロン事業や、各種健康づくり教室などへの参加を呼びかけ、できるだけ外部とコミュニケーションを保てるよう配慮しながら、対象者の健康、生活状況の把握を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 区営でも健康サロンとか、ヨガ教室とか、盛んなところは盛んな区があるんですよ。でも、盛んじゃない区もありますよ。だから、そういう区の格差というものが、どうなのかなというのがあります。

やはり社会と何らかの接点を持っていただくというのは、非常に重要だと思うんですよ。ただ、それでも、中には高齢者が気軽に行く場所がないと嘆いている人も、それでもいらっしゃるんです。

昨年です。福島県では、一人暮らしで自宅で死亡した人は937人でした。そのうち、死後8日以上経過して発見されたケースを、内閣府は、孤独死と定義しています。年齢別では60歳以上、性別では男性が、それぞれ8割を占めていて、私の知り合いの町内の男性も孤独死しました。だから、決して他人事ではないんです、孤独死は。

高齢者の孤独、孤立対策支援として、民生委員の方が活躍していますけれども、民生委員自体がもう高齢化しているというのも実態ですよ。見守りの担い手確保というのは、大きな

課題になっているわけです。

けがや体調の急変など、いざというときのサポート体制はどのようになっていますか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

急病や事故等の緊急事例の対応としまして、町では、緊急通報装置を貸し出すサービスを行っております。対象者は、一人暮らしでおおむね65歳以上の方、または一人暮らしの重度心身障がい者の方となっております。

なお、一人暮らしの高齢者が、けがや体調が急変などし、近隣の方から町や町地域包括支援センターに相談があった場合は、ご自宅に訪問して状況確認をしながら、ご親族に連絡するなど、随時対応をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 高齢者の方も遠慮する方が多くて、人に迷惑かけたくないとか、息子たちにだっても迷惑かけたくないとか言って、我慢している人が結構いるわけですよ。

だから、やっぱり、いざとなったら近所、遠くの親戚より近くの他人と言うように、ふだんからやっぱり地域の支え合いというのが大事だと思います。

玉川村なんかでも、前にも言いましたけれども、高齢者の日常生活の支援とか、生活の質を目標として御用聞き事業とか、移動販売事業を行っています。

小野町では、有償ボランティア「ささえ愛事業」が、今年度スタートしました。買物の代行やごみ出しなど、日常のちょっとした困り事を地域住民が支え合う仕組みで、有償にすることで利用者も気兼ねなく依頼できるようにしました。住み慣れた地域で、いつまでも住み続けられる社会づくりの実現です。小野町はやっています。

買物や食事などのサポートには、町として具体的なサービスはありますか。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 8番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町では、一人暮らしの高齢者を対象とした買物支援サービスは、現在ありませんが、介護認定を受けている方ならば、訪問介護の買物代行が利用できます。

認定を受けていない方については、町社会福祉協議会で実施している「おでかけ支援ゆうあいバス」を利用していただき、町内の買物先で買物をすることができます。

続いて、食事のサポートについてですが、町では75歳以上の一人暮らし高齢者や、高齢者

世帯で食事を作ることが困難な方を対象に、栄養バランスの取れた食事のお届けと安否確認を兼ねた配食サービス事業を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 8番、込山議員。

〔8番 込山靖子 登壇〕

○8番（込山靖子） 町としても、本当に手厚く、できることはやっただいていてというのは、理解しています。

先日、鏡石のタウンミーティングで、つどいの広場、乳幼児の若いママたちの声をお聞きしました。その中で、やはり高齢者の方や子育てが終わった先輩たちに、できれば子育てに関わってほしいという希望がありました。世代間の交流は、とても大切なことです。人生経験が豊かな高齢者の方は子育てのプロであり、様々な知恵や工夫を持っています。だから、子どもにとっても親以外の大人、高齢者と触れ合うということで様々なことを学ぶことができますし、鏡石住民同士の絆も深まります。

我が町、やっぱり世代間の分断があって、人と人との隔たりが知らないうちにできてしまっているのではないのでしょうか。

棚倉町では、世代間交流の居場所として、スマイル食堂をオープンしました。家庭、学校に次ぐ第三の居場所として、子どもから高齢者まで幅広い方が利用できます。老若男女、誰もが気軽に集まって、自由に過ごせる居場所。そういうものが各地でできています。

子どもは町の宝ですけれども、高齢者の方も宝です。高齢者の方とおしゃべりしていると、生きるための知恵や人生の教訓など、大事なことを学ぶことができます。今、AIだとかGIGAスクールだとかスマホで、人工的な、機械的なものにさらされている子どもたちにとって、高齢者の生きた知恵というものと、じかに触れ合うということは、人間として貴重な教えを得る機会です。今、一番、必要だと思っています。

だから、そのためにも高齢者の方を、もっと、やはり参加できる機会や場所をつくっていただきたいと願わずにはられません。

なぜなら、やはり高齢者の方が持つ人生の英知というものを、やはり伝承していく。町の伝統文化、そういうものの伝承というものも、人から人ですよ。人と人との触れ合いとか交流によって後世に伝えていく。そういうものを、やっぱり取り戻さなくちゃいけないのかと私は思っていますので、ぜひ、そういうことを考えて、ただ、高齢者の方は高齢者の方というふうに固めなくて、やはり世代間の交流というものをできるようにしていただきたいと思わずにはられません。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 8番、込山靖子議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで、換気のため11時まで休議いたします。

休議 午前10時54分

開議 午前11時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◇ 熊 倉 正 麿

○議長（角田真美） 次に、3番、熊倉正麿議員の一般質問の発言を許します。

3番、熊倉正麿議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 3番議員、熊倉正麿です。よろしくお願いいたします。

先に、一つお断りを入れさせていただきます。数日前から少し腰に痛みがありまして、昨晚、その痛みが強くなり、今朝方、ピークを迎えたような形になっておりますので、動き等にお見苦しい点があるかと思われそうですが、どうぞお許してください。

さて、早いもので6月となり、今年も半分を過ぎようとしております。6月は弘法大師空海という平安時代の高僧が生まれた月であります。誕生日は6月15日、今度の日曜日になります。

空海は、真言宗の宗祖であり、僧侶として高僧である上に、博識多才にて才覚も持ち合わせた方であります。

土木関係では、洪水の被害に遭い修繕が思うように進まない満濃池という香川県まんのう町にあるため池を、独創的な技法を駆使し、限られた時間の中で完成させたことは有名な話であります。もちろん今でも、香川県の中でも大きなため池として利用されております。

また、その時代、嵯峨天皇、橘逸勢と空海の3人は三筆と呼ばれ、書に優れた者として名が知られているところであります。

さらに天長5年、828年、我が国初の庶民教育や各種教育を目的とした綜芸種智院という私立学校を創立し、庶民の教育にも力を注いでいます。

そのほかにも、空海が関わったとされる出来事は各地に数多くあり、その名は全国に知れ渡っております。

僧侶だけにとどまらず、多くの分野で活躍された空海ですが、今回、注目してほしい点は、空海が綜芸種智院を創立したということであり、教育と学びの必要性を、いかに重要視していたかをうかがい知ることができます。

私も、教育と学び、とりわけ子どもたちへの教育と学びが人の成長と町の成長にとって大切であり、必要であると考えています。

今、子どもたちの学びの環境は、時代により様々に変化してきています。それは、もちろん子どもたちのことを考え、子どもたちにとってよりよい環境にするために変えてきたはずです。そして、これからも何かを変えるときには、子どもたちのことを考え、子どもたちにとってより良い環境にするために変えてほしいと願っています。

そんな中、今年度が始まって間もなく、4月の鏡石第一小学校の授業参観の際、校長先生から全校放送により、子どもたちの下校時間が早くなりましたという話がありました。

それでは、これより一般質問に入らせていただきます。

1、小学校の時間割についてであります。

詳しく聞けば、子どもたちの下校時間を早くすることができたのは、休み時間を短縮したからでありました。

考えられる理由として、幾つか思い当たる点がありますが、まずは、お尋ねいたします。

(1) なぜ休み時間を短くしたのかお答え願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今年度、休み時間を短縮しましたのは、今、議員がおっしゃるとおり第一小学校でございまして、昼休みの45分を30分短縮して、15分としたところであります。

授業時間、あるいは休み時間などを示した小学校の時間割、いわゆる日課表でございしますが、これは学習指導要領に基づく授業時間の確保、あるいは特別活動の実施時間の確保、給食や掃除などの時間調整など、学校の教育課程の計画的な推進のために、学校、つまり校長が責任を持ってつくるものであります。

今回の一小の昼休みの短縮につきましては、昨年度のうちに学校側から、従前6年度の日課表では、週4回ある6校時が、終了時刻が15時35分を過ぎてしまい、中学校よりも遅い。これではあまりにも遅くて、児童にも教師にも悪い影響が出ている。そのために変更したいという相談がありました。

具体的には、ではどうするのかというと、昼休み45分を短縮して、6校時終了を15時05分とすることで下校時刻を早めることができ、これにより児童の放課後の時間が確保でき、また、教職員の放課後の業務時間の確保や、会議の効率化にもつながる。今、言われている教職員の働き方改革にも大きく寄与するといったような説明でございました。

教育委員会としましては、休み時間、子どもたちが自由に動ける時間を短くすることのマイナスをできるだけ少なくするという、また、保護者や児童に時間割の変更の理由を丁寧に説明することを指導いたしました。

その後、学校側のほうで様々に議論を重ね、今年度のような昼休みを短くし、下校時刻を早めた日課表となったものと承知しております。

ただ、3番議員が質問されるということは、保護者や地域への説明が不十分だったためだと考えられますので、その点につきましては、今後、学校のほうを指導してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

せんだって、鏡石一小に伺いまして、校長先生とも少しお話をさせていただきました。今、教育長がお答えいただいたようなお答え、一小の校長先生も、そのような理由を述べておりましたけれども、ただ、私といたしましては、小学校は基本5教科を学ぶばかりではなく、同学年、他学年の子どもたちが集まり、交流、共同活動ができる大切な経験のできる場であるとも考えております。

その中で休み時間は、学校生活の中で子どもたちが自分の意思で自由に動ける貴重な時間だと思っております。もちろん、トイレ休憩としても必要であります。僅かな時間かも知れませんが、その時間は子どもたちにとって、コミュニケーションやリフレッシュの観点から見ても、非常に大切なものだと考えております。

また、低学年のことを考えたときに、ただでさえ1こま45分の授業を受けた後、5分程度の休憩の中、トイレに行く子どももいるでしょう。これでは、頭の中がリフレッシュできず、集中力も低下してしまうのではないのでしょうか。そんな状態では、授業中の学習理解度も低下してしまうのではないかと心配しております。

今、申し上げた点についてどのようにお考えか、ぜひ教育長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、小学校のほうは、昔のように1時間ごとにチャイムで区切るということはしておりませんで、2時間目の休み時間、そして4時間目の終了時刻といった形で、ロングの期間の中、時間でチャイムを鳴らして、子どもたちを動かしております。

なので、例えば1校時目と2校時目の間の実質的な時間割上の休憩時間は5分しかございませんが、担任の裁量の中で、低学年などは特に前後をうまく使いながら、子どもたちの状況を確認して、上手に心身のリフレッシュを図りながら学習を進めていると承知しております。

す。

そうはいつでも、休み時間を短縮することによる子供たちへの影響としましては、まずは、マイナスとしては、今、議員さんがおっしゃったように、休憩や遊びの時間が減ることにより、心身のリフレッシュや友達との交流時間が不足する、また、運動不足に陥るのではないかとといったような影響が懸念されます。

逆に、プラス面としましては、先ほどお話ししましたように、午後の授業時刻を早めることで、6校時の終了が3時半を超えるといったような、子どもたちの体、心の問題から考えると、ちょっと過重負担な部分を軽減して、放課後の休憩、子どもたちの自由な時間や家庭での時間、使い道を確保しやすくなるという面もございます。

今回の一小では、そういった児童の健康面や生活、学習のリズムに配慮しつつ、先ほど、昼休み時間を短くしたと申しましたが、週4日のうち2日は、昼休みをロングタイム、長くしまして、延長することで子どもたちのリフレッシュを図るという工夫もしております。

今後とも、学校の日課表の編成につきましては、責任は学校、校長でございますが、児童生徒の健康や学習生活リズムに配慮しつつ編成することができるように、教育委員会としても指導、助言してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 今、ご答弁いただいたこと、これを、教育長の言葉を信じて、先生方の考えで、低学年などは休憩の取り方、これを考えていただけると、それを信じて、子どもたちのために時間を使ってほしいと思っております。

では、次に（2）、先ほど教育長が既にお答えをいただいたような形になってしまいましたけれども、改めてお伺いいたします。

休み時間を短くしたことによって、子どもたちに与えるプラス要因とマイナス要因は、どのようなものがあるかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 失礼いたしました。

議員の質問をちょっと先走って受け止めてしまいまして、同じようなお答えになってしまいますが、お許し下さい。

休み時間の短縮による子どもたちへの影響としましては、まず、プラスの面としましては、先ほど申しましたように、午後の授業を早めに始められることで、下校時刻を30分早めると。そのために、放課後の子どもたちの自由な時間、あるいは休息、家に帰ってからの活動、そ

ういったものが確保しやすくなるという面がございます。

また、下校時刻が早まったことによりまして、支援を要する児童への支援体制を充実することができて、下校時のそういった子どもたちへの対応ができるようになりました。

もちろん、マイナス面があるのは、先ほどからの話のとおりでございます。休憩、遊びの時間が減ることにより、心身のリフレッシュや友達との交流時間が不足するといったことが考えられます。また、食後でございますので消化不良、あるいは運動不足といったような影響も懸念されるところです。

ただ、そういった児童の健康や生活リズムに配慮しつつ、必要に応じて時間配分の見直しや学校ごとの工夫ができるよう、対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

プラス要因として、先生方また子どもたちにとって放課後の時間、これが確保されるというところでございます。

マイナス要因としては、私が述べたようなところがあったと思われますけれども、この放課後の時間の確保という点でありますけれども、今思うと、今の子どもたちは、学校から帰りまして、みんなで集まってどこかの公園で遊ぶとか、そういうのは以前に比べれば少なくなったような気がします。もちろん子ども同士が集まって遊んでいる方々、いると思います。しかし、家に帰り、スマホやゲームをしている子が以前よりも増えていると感じております。

そう考えたときに、学校にいる間は仲のいい友達ばかりではなく、同学年のほかの方々とも一緒にいる時間が確保されます。そういう中で感じること、学ぶことというのも非常に多くあると私は考えております。早く学校から帰して、放課後の時間、これを確保できる。これも大切かもしれませんが、学校に来て、そこで会う友達、その時間というのも非常に大切だと思っておりますので、そのあたりも、ぜひ考えていただきたいと思います。このプラス要因を得るために、私からすれば犠牲にしているマイナス要因は見過ごせないものがあります。

今回の日課表は、子どもたちと先生方、両方のことを考えたとき、これが最善案として学校が出した結果であると思われます。

ただ、休み時間に関しては、今後、ぜひ、さらなる熟慮を重ねていただきたいと願っております。

では、最後に、この日課表変更については、授業参観等でお知らせはいただきましたが、詳細は6月に入ってからメールにて送られてきました。できれば、このようなことは前年度

末、もしくは新年度が始まり、早い段階で送付していただきたいところであります。実際に、新年度より下校時間が30分程度、早くなっているわけであります。これは、ぜひ改善していただきたいをお願いをし、この質問は終了いたします。

次に、2、部活動の地域移行についてであります。

この件については、以前にも質問されている方がいましたが、改めて、現状はどう進んでいるのか教えていただきたく、質問いたします。

(1) 部活動の地域移行の現状は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

部活動の地域移行につきましては、公立中学校における休日の運動部と文化部の部活動を、スポーツクラブ、民営企業、スポーツ少年団、各種の競技団体などの外部に移行していくもので、スポーツ庁と文化庁による部活動改革の一つとして提言されております。

国では、実施主体である市町村がそれぞれの実情に応じて、地域移行化への取り組みや準備を進めて、令和5年度から3年間を改革推進期間としておりまして、町の教育委員会といたしましては、モデル例として、中学校の陸上部を対象に令和5年度から休日の部活動におきましては鏡石スポーツクラブへの部活動業務を委託し、令和7年度におきましても継続して実施しているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 分かりました。

すると、現状は、陸上部だけということでございます。

そこで、関連としてなんですが、教えていただきたいです。

この地域移行、最終的には、鏡石中学校の部活動はどのような形になるのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員の質問にご答弁を申し上げます。

文科省、スポーツ庁のほうの、あるいは文化庁のほうの文書等を読みますと、最終的には全ての部活動を地域に移行すると。

つまり、学校から部活動を切り離して、地域全体で子どもたちの活動を支えるという方向にしていくなということが述べられておりますが、現状、実際、中学校の部活動につま

しては、この次の学習指導要領においても、学校の教育活動の中に位置づけられるということが言われておりまして、なかなか言うような形には進まないだろうと。

できる限り子どもたちのためになること。子どもたちがしっかりと、自分のやりたい活動ができること。それを基におきまして、中学校の部活動については地域移行を進めてきたい。

したがいまして、何年までに必ず全部、地域で全部やるなんてことが、具体的な形で示せるとは思っておりません。やりながら、子どもたちのためになる方向で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 分かりました。

ただ、現状、最終的な形というのは、中学校から部活動というのがなくなるというところであるようでございますので、そこは非常に残念なところであります。

先ほど、小学校のときも言ったように、学校は授業を受けるだけの場ではなく、ほかにも多くの役割があると考えております。

その中でも部活動は、他学年交流、共同活動などの要素が多く含まれている貴重な時間であると思っています。この時間がなくなる、もしくは減ってしまうことは、子どもたちにとって、よいことではないと思っています。

今後、どうしていくのがよいのか、ぜひ検討を重ねてほしいものでございます。教育長のお言葉にもありましたように、今後どのような形になるのか、まだ流動的なようなお答えをいただきました。そちらに期待していきたいと思っております。

それでは、次に、（２）地域移行をするために必要な手順と手続というものがあれば、それを教えていただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

部活動の地域移行を進めていくためには、段階的な地域移行と、各種目において地域での実情に合った地域展開につなげていくということが重要であろうと考えております。

最優先で取り組むべきことは、地域で活動を担い、受皿となるクラブ、そういった組織と指導者の確保、また、種目団体との連携体制の構築といったものが必要になると思います。

その上で、活動場所の調整、確保や、安全管理体制の整備、運営マニュアルの整備、そういった準備が必要となります。

活動に係る費用の負担につきましては、指導者への謝金、活動に係る保険代、施設使用料

などの受益者負担が想定されますので、受皿となる組織、クラブと十分に協議し、金銭面においての仕組みを、十分熟慮して検討していくことが必要となります。

また、これまで学校単位で参加していました中学校体育連盟、いわゆる中体連の大会や、各種目の組織母体のものが主体となる大会に参加するためには、受皿となるクラブがそういったものへ登録することや、その指導をしている人間が指導者資格を取得するといったような条件も必要となることから、段階的な地域移行に向けては、指導者となる方々のご理解やご協力の下に、今お話ししましたような手続を順々に進めていくということになります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） よく分かりました。

そうすると、その地域の環境、また受皿となる組織、金銭面など多くの条件、このようなものが必要であるということでございます。また、その種目によっても、いろいろと条件が変わってくるのではないかと思います。そう考えると、短期間のうちに地域移行というのは、難しいのかなとは思っております。

それでは、次に、（3）であります。

鏡石中学校剣道部の地域移行への現状はというものでございますけれども、先に、この質問をすることとした経緯をお話いたします。

私の息子は、今、中学校3年生で、剣道部に所属しております。

昨年末のことです。部活終了後の時間に、剣道部の保護者が教室に集められました。そこで、今後の剣道部についての話が、当時の教頭先生からありました。

学校側の話では、剣道部は来年度、3年生が出場する中体連、その大会終了後、地域移行するとのことであり、これは現在の鏡石町の鏡武館という剣道の道場のことでございますが、そこへ移行するというお話でした。

また、現在は中学校の体育館で練習をしておりますが、大会終了後は、体育館での練習はできなくなり、新年度からは、部員募集もしないということでした。

さらに、今年の2月、中学校の新入生保護者説明会の際にも、剣道部について、新年度は地域移行すると、学校側からの説明を受けました。

しかし、実際には、新入生に対する部活紹介も剣道部は行い、剣道部には現在、3名の新入部が加わり、活動しております。

また、先週のことであります。鏡武館館長から、中学校剣道部の地域移行について話があると、保護者が集められました。そこで館長からは、地域移行に関しては、まだ白紙状態であると説明を受けました。

今後は、話し合う予定があるとは伺いましたが、両方からこの説明を受けている保護者、子どもたちは、振り回されている状態で、実際、今後どうなるか、不安と心配の中にあります。

改めて伺います。（３）中学校剣道部の地域移行への現状は、どのようになっているのでしょうか。お答え願います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） ３番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現在、鏡石中学校から、剣道部の部活動について、地域移行も含めまして、どのように展開できるものか、中学校から今年度になりまして相談を受けている状況であります。

町には、議員のほうからもおっしゃられたとおり、鏡武館、創立してから50年と歴史ある鏡武館という剣道スポーツ少年団があることから、活動内容や指導において、受皿となれる可能性がある団体と認識しておりまして、鏡武館が加盟している鏡石スポーツクラブ、こちらにも情報を共有しながら、現在、話し合いを重ねているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ３番、熊倉議員。

〔３番 熊倉正麿 登壇〕

○３番（熊倉正麿） 分かりました。

今の答弁を聞きますと、中学校側からの話というよりかは、鏡武館館長からのお話、まだ詳しくは決まっておらず、これから話を進めていくというのが現状であるというふうに理解いたしました。

私は、今、都合が合うときには中学校へ行きまして、剣道の指導をしております。

今年は、１年生が３人入部したと先ほども申しましたが、練習も非常に充実しております。４月から比べると、確かな成長が見てとれるわけであります。

剣道部は、来週の火曜、水曜で県中大会が行われます。学校側からの説明では、この大会を勝ち抜くことができなければ、中学校での練習はできなくなります。子どもたちの練習風景や成長を見ていると、本当に残念でなりません。何にせよ、子どもたちのために、きちんとした形を示してほしいです。

今後、他の部も地域移行を進めていくわけでありますから、今回の剣道部のようにならないように、スムーズな地域移行を願うばかりであります。

では、次の質問へ移ります。

３、グリーンロード内歩行者横断歩道及び外灯について。

（１）グリーンロード内……。

〔「熊倉議員」の声あり〕

○3番（熊倉正麿） はい。

○議長（角田真美） （4）番は、どうなりますか。

○3番（熊倉正麿） すみません。申し訳ありませんでした。（4）を抜かしました。

○議長（角田真美） はい。

○3番（熊倉正麿） それで、先ほどの、部活動の地域移行の（4）であります。

（4）現状は分かりました。今後、剣道部の地域移行について町はどのように進めていくのかお教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 鏡石中学校の剣道部につきましては、部員数の減少が続いておりまして、学校部活動としての活動の継続そのものが難しい状況であることも、学校からの報告によりまして認識しております。

剣道部の存続や在り方を想定いたしますと、部員やその保護者、また受皿となる可能性のある鏡武館スポーツ少年団のご理解とご協力の下で当面は活動していくことが、現時点では最良ではないかと考えております。

また、中学校体育連盟などの中学校としての大会参加に当たっては、鏡武館スポーツ少年団としましては、団体登録や指導者資格取得など、各種の手續にも時間を要することから、こちらも当面は、鏡石中学校剣道部を継続、存続するような形で、顧問の先生と連携した中で、大会引率や指導、助言、こちらを協力して行うことによりまして、部員が、子どもたちが安心して大会へ出場することが可能になるのではないかと考えております。

今後、鏡石中学校剣道部がどうあるべきかを、鏡石中学校と剣道部の部員、またその保護者、関係団体と、慎重かつ丁寧に協議していかなければならない事案だと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 分かりました。ありがとうございます。

そういうふうを考えていただけると、剣道部としても非常にありがたいなと思っております。

そういうふうを考えていただいているのであれば、ぜひ県中大会終了した後も、体育館の使用を。

今、剣道部は、体育館、バスケットボールとバレーボールがふだん、1面ずつ使用しております。その中で、バスケットボール部の半分のコート、もしくはバレーボール部の半分の

コート、これを使用させていただいておりますので、体育館の4分の1の面積を使わせていただいております。

剣道部の人数からすると、その面積は多く、バレーボール部やバスケットボール部には少しご迷惑はかけている点もあるかもしれませんが、ただ、その中で部員は一生懸命、練習を重ねておりますので、今後、また、いろいろと話し合いをしていただきまして、中学校剣道部というのが、名前が残るのであれば、練習する場所というの、どこか別な場所でも構いませんので、確保していただければと願うところであります。

ぜひ、そのあたりの話し合いもしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、3の質問に移ります。

グリーンロード内の歩行者横断歩道及び外灯について。

(1) グリーンロード内に歩行者横断歩道及び外灯を設置することは可能かという質問がありますが、まず、この「グリーンロード内」という表現。私が、少し具体性に欠ける表現をしてしまいましたけれども、これは、浄水場北側グリーンロードの終点の場所を指します。

この場所は、岩農生、鏡中生ともに通る場所であり、車の往来もあります。特に、冬の下校時などは見えづらく、この場所で車の運転中に冷やりとした経験をしたことがあると数名の方からお話も聞いております。

ちなみに、もし外灯を設置するのであれば、腰の高さあたりのものがよいのではないかと考えております。そこに横断歩道、さらには外灯があれば、安全面が飛躍的に上がると考えております。

ぜひ横断歩道及び外灯の設置をお願いしたいのですが、可能でしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

鏡石駅東のグリーンロードについては、主に中学生や高校生が通学路として使用しておりますが、現在、グリーンロード内には、歩行者用横断歩道は設置されていない状況となっております。

グリーンロード内の歩行者用横断歩道については、県の公安委員会が必要と認められる場所に設置することとなりますので、学校や行政区からの要望と併せまして、町交通対策協議会から、須賀川警察署を通じて県の公安委員会に設置を要望してまいりたいと考えております。

また、グリーンロード内の外灯についてでございますが、駅東口から鳥見山公園までは、道路管理者において街路灯14基を設置しておりますが、防犯や交通安全上、さらに必要と認

められる場所におきましては、設置を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） ありがとうございます。

今、非常に心強い答弁を、総務課長からいただきました。ぜひ設置、お願いいたします。

それでは、次に、4番、資源ごみ（プラごみ）回収についてでございます。

（1）プラごみとして扱う品目が増えましたが、家庭で分別したプラごみを、どのようにリサイクルしているのかお答えをお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町内のごみステーションにより回収されたプラスチックごみにつきましては、須賀川地方衛生センターに運ばれますが、衛生センターにおきましては、プラスチックごみの分別基準に合わないものが混入されていないか作業員により分別や確認作業が行われ、確認を終えたプラスチックごみを圧縮、梱包しております。

この梱包されたプラスチックごみにつきましては、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に引き渡され、リサイクル事業者により再度分別され、破碎、洗浄、熱処理などを行い、粒状のペレットに加工し、プラスチック原料へとリサイクルされています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 分かりました。ありがとうございます。

今の答弁だと、私、てっきり焼却をしてその熱を再利用する、いわゆるサーマルリサイクルという方法を取っているのかなというふうに感じていたんですが、今の答弁だと、サーマルリサイクルというよりは、マテリアルリサイクルというんですかね。そちらのほうになるのかなというふうに考えました。

焼却してその熱を再利用しているのかなと思っていたものですから、そうなった場合は、二酸化炭素ですとかダイオキシンとかが発生するので、地球環境問題において、あまり優しくないかなというふうに思ったので、ちょっと聞いてみたんですけども、サーマルリサイクルではないと。どちらかというとマテリアルリサイクルの方法で、プラごみはリサイクルされているのだなというのを分かりました。

ということは、集める品目を増やした。しかし、業者に渡されると、そこからさらに分別

して、リサイクルされるという話でありました。

では、なぜそういうふうにして、プラごみとして扱う品目を増やすようにしたんでしょうか。そこをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

プラスチックごみにつきましては、まず国のほうで法律が施行されまして、こちらが「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されております。

この法律によりまして、プラスチックロスの有効性というふうなところで、幅広く利用されておりますので、こちらを資源循環というふうな形で、もう一度、再利用するというのが、この目的でございますので、町としましては、この法律の趣旨にのっとりまして、この資源ごみとしてのプラスチックごみを収集しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 分かりました。

ということは、国の方針に従ってということでございます。

それでは、（2）プラごみの量が増え、可燃ごみの量が減ったと、実際に朝、ごみを出している中でも感じます。

鏡石町、また福島県におきましては、ごみ処理に係るごみの量、またその経費というのが非常に、全国を見ても多いというふうにされていると、私は認識をしておりますけれども、このごみ処理の方法になりまして、経費の増減などはどのぐらいになっているのか、そちらも教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川地方衛生センターの集計では、家庭や民間から出た令和6年度の燃えるごみの量は約2万5,900トンになりまして、資源ごみであります食品トレイ類の量は約45トンとなりまして、食品トレイ類の燃えるごみの割合としましても0.2%でございました。

4月からプラスチックごみの回収がスタートしておりますが、4月の実績では、燃えるごみの量は約2,051トンで、食品トレイ類を含むプラスチック類の量は約11トンとなりまして、プラスチック類の燃えるごみの割合としますと0.5%の量となりまして、やはり量的には増えているというのが現状でございます。

それで、ご質問の、ごみ処理の経費の増減がどれくらいになるかにつきましては、衛生センターでの今後、今年度1年間のごみ処理経費がまだ確定はしてございませんので、確定する来年9月頃の決算時に、判明すると考えております。

ですので、現時点におきましては、試算ができない状況でありますので、ご理解いただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） 年間通して見てからでないと、なかなか数字が出てこないということでございますので、ぜひ、その1年たった後に、どのような結果になっているのか教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

では、（3）へ移ります。

プラスチックごみの量が増えたため、回収用の緑の袋が足りていないと。早急に増やす必要があると思いますが、どうですかという質問なんですけれども、この質問、出しましたけれども、その後、ごみステーション、私もよく、朝ごみを出しに行くんですけれども、緑色のネットは、以前より増えていることを確認しております。

また、先日配付されました「広報かがみいし」に、量が多い場合は、透明または半透明の袋に入れて、袋のまま出しても問題がありませんと掲載されておりました。

既に、実をもって答弁していただいたというような形になりましたが、やはり、このような声は多かったのでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

4月から始まりましたこのプラスチックごみの収集におきましては、やはり行政区から、また町民からも、回収ネットが足りないというふうなお声をいただきまして、それで、職員のほうでも、現場のほう、巡回等させていただきまして、状況等は確認してございます。

そのような声、また現場の状況から、この回収ネットにつきましては、収集業者のほうに依頼をしまして、その状況に合わせて、この資材等におきまして配置するように指示等しておりますので、現状的には、4月当初よりは増えているというふうなところではございますが、今後につきましても、随時確認等させていただきまして、この資材の不足がないよう適切に配置をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） この件に関しましては、私も区長ともお話をしております、やっぱり量が増えたから、この緑のネットが少ないですという話はしておりました。

町の迅速な対応、ありがとうございました。

○議長（角田真美） 熊倉議員に申し上げます。

ここで午後1時まで休議いたします。

○3番（熊倉正麿） はい。

○議長（角田真美） もう一度申し上げます。午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時48分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

3番、熊倉議員。

〔3番 熊倉正麿 登壇〕

○3番（熊倉正麿） では、次に、5、避難訓練の開催時期についてお尋ねいたします。

（1）震災以降、鏡石町では年何回、どのような時期に、どのような避難訓練を行っているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

平成23年の東日本大震災以降、災害時における応急対策が円滑かつ的確に実施できるよう、町と関係機関、地域住民が一体となり、地域防災体制の確立と住民の防災意識の高揚並びに防災技術の向上等を目的として、年1回程度、主に防災月間である9月に避難訓練や防災訓練等を実施しております。

実施場所につきましては、公共施設や行政区の集会所などを会場として実施しており、訓練参加者は、各行政区の方々、消防団、消防署鏡石分署、赤十字奉仕団の方々などとなっております。

主な訓練内容でございますが、避難訓練、避難所の開設・運営訓練、緊急広報訓練、初期消火訓練、中継放水訓練、応急救護訓練、炊き出し訓練などを実施しております。

また、幼稚園では毎月1回で年12回、小学校では1学期1回、2学期2回で年3回、中学校では1学期1回、2学期1回で年2回、火災・地震の避難訓練、不審者対応、保護者引渡し訓練などを実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3 番、熊倉議員。

〔3 番 熊倉正麿 登壇〕

○3 番（熊倉正麿） よく分かりました。

これは、今後もぜひ続けていっていただきたいと思います。

また、現在、鏡石町においては、3 月11日、防災無線のサイレンにおいて黙禱し、供養の思いをささげております。

前回3 月定例会の際に、この議場において黙禱したときに思ったわけでございます。そこにプラスして避難訓練、または防災訓練を行えば、取り組む意識も高く、効果的ではないかと思ったわけであります。

また、現在在校中の生徒児童は、既に震災を知らない世代になっております。子供たちへ伝えていくためにも有効だと考えております。

1923年、大正12年9 月1 日に起こった関東大震災、この日のこのことを教訓とし、今後に生かすために、現在では防災の日と定められ、関東を中心に防災訓練、避難訓練が行われております。

これを見習い、（2）の質問になります。

（2）この震災で得た教訓を生かし、風化させないためにも、3 月11日に学校、自治体等での避難訓練を行うことはできないのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 3 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

東日本大震災が発生した3 月11日に学校、自治体で避難訓練を実施することにつきまして、時期が卒業式や年度末という非常に忙しい時期ということもありますので、実施につきましては、学校や行政区、関係機関などと協議が必要となります。

この震災で得た教訓を生かし、風化させないために、小学校では3 月11日の出来事として、東日本大震災の話を集会として実施しており、第一小学校では震災復興集会、第二小学校では東日本大震災についての全校集会を実施しております。

また、本年3 月11日には「地震に注意～地震対策の見直しを～」という内容で町公式 SNS での配信及びホームページでの掲載を行っておりますので、今後も広く広報活動等を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 3 番、熊倉議員。

〔3 番 熊倉正麿 登壇〕

○3 番（熊倉正麿） 3 月は卒業シーズンでございまして、いろいろな面でなかなか難しいと

いうお答えでありましたけれども、それを鑑みても、3月11日にやる意義というのはあると思います。

ぜひ今後検討していただきまして、実施することをお願いし、私の一般質問、全て終了いたします。

ありがとうございました。

○議長（角田真美） 3番、熊倉正磨議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 中 畠 伸 子

○議長（角田真美） 次に、2番、中畠伸子議員の一般質問の発言を許します。

2番、中畠伸子議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子） 2番の中畠伸子でございます。

ご指名ですので、質問を始めさせていただきます。

先月は、鏡石町内の鏡石第一小学校、第二小学校で、毎年恒例の運動会が行われました。つつがなく開催されたと聞き及んでおります。私も第一小学校には娘たちが通っておりますので、親戚を誘って見に出かけました。

さて、この鏡石第一小学校の運動会なのですが、毎年、いささか気になっていることがございます。というのも、例年、運動会が立ち見なんです。

そこでまずお聞きしたいのが、（1）鏡石第一小学校の運動会は、なぜ立ち見なんでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、学校の教育活動でございますが、ご承知のとおり学習指導要領に準じまして、教科、道徳等の授業と、特別活動から成り立っております。運動会は、この学校の特別活動に当たります。学校の特別活動には、学級活動、児童会活動、クラブ活動、そして学校行事がありまして、運動会は、この学校行事の一つであります。

学校行事は、人間関係を築いて連帯感を深め、自主性を育てることなどを目標にして、全校または学年を単位として行うことになっており、やり抜く力や思いやりの心を育てるという意味で、大変、学校でも重要視している行事であります。

ただ、この学校行事の運営につきましては、その実施時期、方法、内容については、学校が決めるものでありまして、町あるいは教育委員会が指示、命令するものではございません。ましてや、その学校行事である運動会を、どのように応援するかという観覧の仕方について

は、学校が、つまり保護者と教員が、つまりPTAが決定していくものでございまして、町や教育委員会が関わるものではないということを、まずお話をさせていただきたいと思います。

その上でお答え申し上げますが、第一小学校では、以前はシートを敷いて、着座にての観覧スタイルが主流でございました。

しかしながら、このスタイルですと、第一小学校のように大規模校で児童数が多く、保護者の方も多くなり、その方たちが限られた時間の中で子供たちの活躍をしっかり見たいという思いが募りまして、早朝の3時、4時から場所取りやシートの大きさ等をめぐるトラブル、そういったものが頻発いたしました。さらには、役員や教職員がその誘導、保護者間の管理、そういった業務の負担も大きくなり、大きな問題となっております。

そこで、ご承知のとおり、令和2年の新型コロナウイルス感染拡大によって、運動会が、密集を避ける観点から短時間での開催や、時期の変更、あるいは観覧方法の入替え制、分散観覧などの導入が全国的に広まったこともあり、一小においてもシートを敷かずに観覧していただくという形を取ったというふうに伺っております。

町内の小学校の運動会は、以前は例年5月に、昼食を挟み午後2時半頃までとして実施しておりましたが、令和2年度は新型コロナの拡大によりまして、5月ではなく9月に時期を変更し、プログラム内容を見直して、時間も短縮して実施いたしました。それ以後も、感染拡大を防ぐというため、また密集を避けるという意味、また5月という時期が最近、とみに気温が上がりまして、子どもたちの健康面の不安も出てきたということでありまして、引き続いての、学校としては、シートを敷かない応援をお願いしてきたという経緯でございます。

現在の運動会は、ご承知のとおり、感染拡大前の5月に開催しておりますが、この時期においては、やはりいろいろな観点、学校の教育課程の運営の観点、子どもたちの健康管理の観点から、プログラムの短縮化と観覧時間の最少化が求められておりまして、午前のみで開催となっております。

半日の開催ではありますけれども、学校としましては、学校行事という大変、意義のある内容を、いかに子どもたち主体の運動会にするかということで工夫して、開会式等を見ていただければ分かりますけれども、子ども主体の活動にしているところでございます。

繰り返しになりますけれども、一小の運動会の観覧につきましては、子どもたち、保護者の負担軽減、感染症防止対策や熱中症予防、そういった面を併せまして、シートを敷かずに、立って見ていただくという形で、学校のほうから保護者の皆様をお願いしているというふうに承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中畠議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子） 熊倉議員への教育長の答弁もそうだったんですけれども、本当に詳しく答弁いただいて、大変ありがたい次第であります。

その中で、最初におっしゃられてしまったんですけれども、学校とPTA、保護者、先生方で運動会というのが決まるのでということで、それが全てなのかなというふうには思ったんですけれども、なお（２）、（３）、書いてきてしまったので、せっかく今日は教育長も見えられますので、引き続き聞いていきたいと思います。

詳しくは、学校のほう、PTAのほうでというふうに、今、お話は伺ったんですけれども、私も何回か、やっぱり学校のほうには聞いたりしているんですけれども、ちょっと反応が芳しくなくて、ぜひ町全体で考えていただけないかなという思いで、今日はここに持ってきてしまったわけなんです。ということで、聞いていきたいと思います。

観客席の前列は、座って見られるようにならないでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 教育委員会といたしましては、学校行事の中でも、特に運動会の運営におきましては、特に第一小学校は大きな学校でもありますので、様々な課題がそのほかにもある中で運動会が開催されているものと認識しております。

必要に応じて、また、そういった声が多くあった場合など、前列着座などの、着座での応援、観覧だったり、そういったエリアを設けるような環境、観覧環境を工夫して、少しでも改善につながるような、柔軟な学校への働きかけをしていきたいなというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中畠議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子） ありがとうございます。

そう言っていただけますと、大変、本当に心強いですね。

というのも、やはり第一小学校の運動会、やっぱり観客がすごくて、それでも近年、学校のほうですごく工夫されたんだなと思うんですけれども、大分、見やすくはなってきたんです、立ち見でも。

最初のほうは、本当に後ろのほうは全然見えなくて、たまに怒号が飛び交っていたりしたんですけれども、最近は、もう本当に一生懸命、競技の方法だとか、移動しないと見られない、自分の子が見られないようなスタイルに、いろいろな方向からやったりとか、すごく工夫しているなというのは、本当に分かるんですけれども、開会式なんかは、やはり来賓者席の後ろですね。あの辺なんかは、やっぱり新1年生が見える場所ですので、人だかりがすご

いんですよ、開会式とか。

なので、やっぱりあの辺は、前列が、ちょっと座っていただけるだけでも、後ろのほうは、かなり助かるのかなというような気はしたものですから、なお言ってみようかなと。

実際、やっぱり立っているのも、保護者さんも大変なんですね。

保護者って、PTAは保護者と先生たちでつくる会であつたかと思うんですけども、やはり運動会というのが、地域全体が見に来る、ほかの市町村からも何なら孫やひ孫を見に来るというような、やっぱり運動会ですので、そういった方で、広い方の意見なんかも聞いてほしいし。

やっぱり、小さい子を連れた親御さんがいたり、シングルマザーの方がいたり、もっとも、今の若いお母さん、ベビーカーを持ってくるんで、大体は大丈夫だとは思うんですけども、それでもやっぱり、だっこしないといけない子とか、おんぶしないと泣いちゃう子とか、そういう子を持ちながら、やっぱり、しょっているお母さん、ずっと立っているのかなとか。あるいは、お年を召した方ですよ、そういう方も、ずっと立っていなきゃいけないとか。

そういうような保護者というと、やっぱり学校に来て話合いするのは、若い方が中心になってしまうので、そういう話合いの場になかなか入れない方の意見等も、ぜひ、ちょっとでも酌んでいただけたらなという思いで、今日はここで立たせていただいております。

ぜひ、その辺、よろしくご検討お願いいたします。

続きまして、(3)なんですけれども、敬老席や身障者席を設けてほしいとの声が、運動会に私が回ったときに、実際、お聞きしました。

そこで、やはり、先ほどとかぶるんですけども、やっぱり体のつらい方も孫とかひ孫を遠くから見に来ていたりすると。そういう方が、やっぱりちょっと膝が痛いとか足が痛いとか、そういうような方、ちょっとだけ座って見たいと。そういうような方が気兼ねなく座って見られるコーナーを設けられないかなと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 2番議員のご質問にご答弁申し上げます。

学校行事の運動会におきましては、子どもたち、さらにはご家族の皆様にも一大イベント、一大行事であるものと認識しております。

その中で、高齢者や体が不自由な方への配慮も大事かなと思いますので、よりよい運動会につながるよう、学校への柔軟な働きかけをしまいたいというふうにも思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 2番、中畠議員。

〔2番 中畠伸子 登壇〕

○2番（中畠伸子）　ありがとうございます。

ぜひ、やはり運動会、たくさんの方が楽しみにしてしまっていて、特にコロナが明けまして、本当にお年寄りから小さい方まで、どんどん、やっぱり外に出ていいような環境になってきてしまっていて、やっぱりそういう方々も社会に参画して、生き生きと生きられるようなところになっていったらいいと思うんです。

最初、込山議員が、いろいろと、お年を召した方とか、小さい子とか、小さい子を持った母親の人権なんかのことを話されたと思うんですけども、まさにそのとおりで、今現在、社会活動を表立ってしている方だけが、やはり社会にいるわけではない。リタイアした方、引退した方、今、ちょっと休憩している方、これからの方も、みんな、やはり鏡石町の一員です。学校に関わっていく、関わってきた人たちだと思いますので、ぜひ、その辺、よく熟慮していただきたいといいますか、基本はもちろん、学校と保護者と、そこで決まると、まさしくそのとおりなんですけれども、そういう面から深い議論をみんなですていただけたら、なおありがたいかなと思います。

どうもありがとうございました。

本日はこちらで終了いたします。

○議長（角田真美）　2番、中畠伸子議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 稲 田 和 朝

○議長（角田真美）　次に、7番、稲田和朝議員の一般質問の発言を許します。

7番、稲田和朝議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝）　7番、稲田和朝です。

通告によって質問をさせていただきます。

連携協定した開発商品のその後についてお聞きいたします。

郡山女子大、岩瀬農校、八芳園との開発品は、何種類あるのかお聞きします。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏）　7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町におきましては、議員のおっしゃるよう開成学園、いわゆる郡山女子大学、岩瀬農業高校、八芳園のところと連携協定を結んでおります。

郡山女子大、郡山開成学園とは、元々は健康づくりへの持続的な取り組み、高齢者を対象とした食生活の改善に関する事などを目的として連携協定を結んだと。

株式会社八芳園とは、鏡石町の魅力発信、交流事業や、関係人口の拡大などを目的とし

して、こちらも協定を結んでいるところでございます。また、その取り組みの一環としまして、商品開発に取り組んだ経緯がございます。

また、岩瀬農業高校とは、もう地元の高校ということで、共同で商品開発を行った実績という形でございます。

これらの取組によりまして開発された物につきましては、「りんごどら焼き」や「鏡石いちごバター」など17品目というふうになってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

17種類ということで。

それで、開発品は、その後、継続して発売している商品は幾つあるかお尋ねします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町が、先程申しましたように、郡山開成学園及び八芳園と連携して開発した加工品のうち、現在も販売または提供させていただいている商品につきましては、その多くが期間限定であったり、イベント用であったりではございますが、17種類のうち約8種類ほどございます。

まず、代表的な物としましては、郡山女子附属高校と共同開発しました、先程申し上げました「りんごどら焼き」及び洋梨の一種であるル・レクチェを利用しましたパウンドケーキにつきましては、町の観光交流施設のかんかんてらすにおいて、このように季節物でございますので通年ではございませんが、季節物でございますが、販売を行っているということでございます。

また、八芳園及び同じく郡山女子大と共同開発しました「鏡石いちごバター」につきましては、町内外で開催される各種イベントで、限定的にはございますが、販売は実施しているというような現状でございます。

さらに、八芳園と共同開発しました米粉のパウムクーヘンにつきましては、現在、八芳園において、引き出物として提供が継続されているというふうな状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

季節物というのが多いので致し方ないかなというふうには思っていますが、この中で、没になった商品、それは、なぜ没になったのかということをお聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

開発された商品のうち持続的な販売に至らなかった、または商品化に至らなかった物につきましては、大きく2つの理由に分かれているのかなというふうを考えております。

1つは、元々、期間限定のイベントでの販売を目的とした商品ではございますが、あくまでPR商品というような形でございますので、通年販売をそもそも目的としていなかったということで、販売終了後には、季節的なイベントとしては残っておりますが、なかなか毎年の出来不出来によりまして、商品継続とはならなかったという話でございます。

もう1つが製造上の問題で、少量の部分におきましては商品化ができた物でございますが、例えば、1次加工施設の確保がなかなかできなかったと、そういうような形で。

また、あと商品でございますので、品質そのものには影響ありませんが、見た目のものが、なかなか保つことが難しいというようなことがありましたので、その商品特性によりまして流通になかなか乗らなかったという。乗らないんではないかということで、現実的じゃないという判断に至ったものでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

PR商品、製造段階では駄目ということになったということなので。今後は、また新しい物を開発するとは思いますが、できれば持続可能でできるよう、商品をお願いしたいと思います。

次に、2番、不時沼地下歩道についてお尋ねします。

（1）地下歩道の北側（郡山方面）への階段に、自転車用のスロープを追加で造るよう対応できないかということ。

右側はあるんですが、白河方面は。郡山方面がなかったものですから、住民の方がこの話を出してきたんで、ちょっとお尋ねしてみたということです。お願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 7番議員の質問にご答弁申し上げます。

国道4号の地下歩道の道路管理者である国土交通省郡山国道事務所に確認しましたところ、

不時沼交差点地下道のスロープの設計書について回答がありました。

当該地下歩道は、国道4号の横断機能を持たせたもので、利用者の利用動線を考慮し、県道側（南側）でございますが、の出入口にスロープ付きの階段を計画し、北側については、利用する歩行者の利便性を考慮し、歩行者が利用可能な出入口を計画し、階段形状となっております。

北側出入口にスロープを設置しようとする、と、斜路の勾配を緩くする必要がありまして、事業費が大きくなるため、スロープを利用する自転車については、多少、遠回りにはなりますが、南側の出入口を利用してもらうという考えになったとの回答がございました。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔7番 稲田和朝 登壇〕

○7番（稲田和朝） ありがとうございます。

住民の方にも、そういうふうには説明はしたんですが、できればという答えがあったものですから、一応、お尋ねしました。

続いて、3番、笠石地内（開拓・中道線）の防犯灯について。

（1）県道成田・鏡田線の陸橋を下りたところの交差点から南側に防犯灯が1箇所しかない、ので、秋口から冬にかけて暗くなるのが早いので、走行するのに危険なため、防犯灯と反射鏡の増設の対応はできないかとお尋ねですが、右側には6個あります。左側には電柱がないので、多分、立てづらいのかなと思っていますが、その辺の対応をお聞きしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

県道成田鏡田線です。令和6年に県道玉川鏡石線と名前が変わってございます。

県道玉川鏡石線の笠石高架橋を下りたところの東町地内の交差点から南側、町道の開拓中道線。ここには、道路沿いの電柱などに防犯灯7基は設置しておりますが、カーブミラー等は設置されていない状況であります。

この当該道路につきましては、主に小中学生が利用する通学路であり、秋口から冬にかけて暗くなると危険であるため、小・中学校や行政区などからの防犯灯やカーブミラー新設の要望等も確認しながら、防犯や交通安全上、必要と認められる場所には、設置を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 7番、稲田議員。

〔 7 番 稲田和朝 登壇〕

○ 7 番（稲田和朝） ぜひ対応を早くできるよう、お願いしたいと思います。

以上で私の質問は終わらせてもらいます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 7 番、稲田和朝議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 小 林 政 次

○議長（角田真美） 続きまして、次に、10番、小林政次議員の一般質問の発言を許します。

10番、小林議員。

〔 1 0 番 小林政次 登壇〕

○ 1 0 番（小林政次） 皆さん、こんにちは。

本日のトリとして一般質問をさせていただきます、10番、小林政次でございます。

さて、令和7年度も今月で3か月目に入りました。新緑のまぶしい季節となり、心が躍る季節となりました。

早速ですが、質問に移らせていただきます。

初めに、1、プレミアム商品券発行事業についてでございますが、4月に販売されましたプレミアム商品券につきましては、PRが浸透したため、大変好評のうちに短期間に販売終了となりました。発行冊数2万冊、1人10冊換算で2,000人分を準備したわけでございます。補助金として、プレミアム分2,000万円、事務費400万円、総額2,400万円でありました。

つきましては、事業詳細についてお伺いいたします。

（1）プレミアム商品券発行事業の販売開始及び販売終了日は、何日であったのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和6年度繰越事業の鏡石町物価高騰対策プレミアム商品券発行事業における生活応援プレミアム商品券の販売につきましては、令和7年4月17日木曜日に販売を開始いたしまして、4月20日日曜日に完売となり、販売を終了しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔 1 0 番 小林政次 登壇〕

○ 1 0 番（小林政次） 次に、数日間で売り切れたようですが、4日ですか。今までは約1か月くらいかかっていたと思われます。

つきましては、（2）短期間で販売終了となった要因は、どのようなものが考えられるの

かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回のプレミアム商品券発行事業につきましては、昨今のエネルギーや食品、食料品等の物価高騰の影響を受けている町民の方々と、町内事業者の支援を目的として実施したものでございます。町民の方々が、これまで以上に物価高騰等の影響を実感されておりまして、関心が高かったものというふうに考えてございます。

また、これまでの販売経験を踏まえまして、町民の方々が購入しやすいよう、初めに平日の夜間までの販売を行い、続けまして平日に購入が難しい方のために土・日曜日の販売を行ったものでございます。

その他の要因といたしましては、ゴールデンウィークに向けた需要が高かったことや、年金支給日直後の販売だったことなども影響しているというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、販売対象が、鏡石町民及び鏡石町内事業所に勤務している方となっておりますが、詳細についてお伺いいたします。

（3）鏡石町民及び鏡石町内事業所に勤務している方の、それぞれの購買者の人数及び世帯数とその割合は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

今回のプレミアム商品券の販売人数につきましては2,059人で、町民がうち1,971人で95.7%、町外の在勤者が88人で4.3%となっております。

なお、世帯数につきましては、統計を取っていないため把握してございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、あまりにも短期間、4日間で販売終了となったため、販売終了時、並んでいた方や、日曜日ですか、並んでいた方や、都合により後日購入希望者で、購入できなかった世帯が多数あると聞いております。

つきましては、（４）今後、プレミアム商品券発行事業を継続する場合、公平を期すため、購入希望世帯が全員買えるような施策を考えるべきと思われますが、どのように考慮するのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

プレミアム商品券の販売につきましては、広く町民に行き渡るよう1人1回の購入制限を設けて販売を行ってまいりました。世帯単位とした場合は、家族ごとの人数に違いがあることなどから、個人単位での販売としているところでございます。

過去の同規模の事業では、完売までに、議員さんおっしゃられるとおり、約1か月程度の期間を要してございましたが、希望者は概ね購入できていたものと考えております。

今後ですけれども、同様の事業を計画する際には、購入希望者全員が購入できる事業規模、発行総額の金額等、こういったものにつきましてを見直ししながら、経済情勢や需要の動向を考慮しながら、関係団体と密接に連携を図りながら、対応してまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今の関連でございしますが、1人最高10冊ですか。ということであります。

そうということで、これの解消に発行枚数を多くするとか、今ありましたけれども、買えない人の意見を聞きますと、1人10冊ずつでなくて、今回はあまりにも早く売れたんで、それを5冊くらいとかでやって、もう少し行き渡るようにしていただきたいというのが何件かあるんですよ。

4日間で。前は約1か月だから、多分、皆さん、大体、早くて半月くらいはもつのかなという考えで、多分いたと思うんですよ。

だから、もう少し遅くても買えるのかなという人が、かなりいたみたいなんで、もう一度お聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 10番議員の再質問にご答弁申し上げます。

議員さんおっしゃるとおり、購入の冊数でございします。こちら、今現在、10冊ということで、マックス5万円という形でしてございしますが、今おっしゃられたとおり、総額5万とな

りますので、その辺も半額にするとかということで、冊数の見直しということも含めまして商工会等々と協議を進めながら、その辺を見直しさせていただきたいと思います。

なお、そういった部分につきまして、今後の商品券の発行事業につきまして進めてまいりたいという回答でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、2、令和6年度（7年度事業実施）繰越明許費についてでございますが、鏡石町は、牧場の朝の牧歌的、すがすがしいイメージを大切に町づくりを推進しているところであり、やすこくやから岩瀬農業高校東側までの牧場線を車で走ってみますと、牧場の朝にふさわしい情景が広がっております。

翌年度へ繰り越した繰越明許費については、町民は速やかな執行を望んでいるところでありますが、4月の桜花らんまんの時期に合わせて牧場線舗装改修事業が施行され、観光客等への安全な車道を提供したことは、誠に喜ばしいことであり、心より称賛するものであります。

さて、今回の繰越事業については、細目にしますと数十件ありますが、事業が終了していないものについて、今後の動向についてお伺いいたします。

これは、5月21日にやりましたので、終了しているもの等があるとは思いますが、一応、この時点での問いであります。

（1）新しい地方経済・生活環境創生交付金事業（地域防災緊急整備型）の、現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

新しい地方経済・生活環境創生交付金事業の地域防災緊急整備型についてでございます。

令和6年度の国の補正予算事業であるため、本年3月31日に国から交付金の交付決定となりましたので、4月1日にテント式パーティション30セット、あと簡易ベッド30台の避難所備品購入の起工を行いました。

4月14日に契約を行いまして、8月末までには完了する見込みとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、現在の物価高（電力、ガス、食料品等）における低所得者への

負担増は非常に大きいものがあり、家計への圧迫がすさまじい限りであります。一刻も早く事業を推進していただくことが町民の安心に直結いたします。

つきましては、（２）物価高騰対策支援給付金（住民税非課税世帯）事業の、現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本給付金は、住民税非課税世帯へ1世帯当たり3万円を給付するもので、令和7年1月に専決予算にて議決をいただき、3月に入り初回振込を実施しましたが、年度内に対象世帯への給付が完了しないことから、令和7年度へ繰越しとなったものであります。

町では、国の指針で示されております令和7年7月31日を申請期限、8月31日を支出期限としており、現在も申請を受け付けて給付業務を続けております。

6月10日時点では、対象世帯として把握している929世帯のうち、911世帯への給付が完了しており、残る世帯、まだ申請していない世帯につきましては、6月に入りまして申請をお願いする勧奨通知を送付したところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（３）物価高騰対応低所得世帯緊急支援事業の、現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本支援事業は、住民税非課税世帯への給付金の対象となった世帯へ、町独自の上乗せとして6,000円を給付するもので、給付金の支給に合わせて実施をしており、1世帯当たりの給付金が3万6,000円となります。

対象は、非課税世帯給付金の対象世帯と同数となることから、給付金の申請期限となる令和7年7月31日まで事業を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（４）物価高騰対策支援給付金（子ども加算）事業の、現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのようなになっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本給付金は、住民税非課税世帯への給付金の対象となった世帯に18歳以下の児童がいる場合は、こども加算として児童1人当たり2万円が加算されるものです。

6月10日時点では、対象世帯として把握している66世帯108人のうち、61世帯101人へ給付が完了しており、残る世帯、まだ申請していない世帯につきましては3万円の給付も未申請となることから、併せまして6月に入り申請をお願いする勧奨通知を送付しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、令和7年1月と3月に補正されました社会資本整備総合交付金事業についてお伺いいたします。道路歩道改良整備事業が主であります、早期竣工等が待たれる地域密着の事業であります。

つきましては、次の項目についてお伺いいたします。

（5）鏡田111号線道路改良事業の現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員の質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道鏡田111号線、場所につきましては県道下松本・鏡石駅停車場線、通称天栄街道でございますが、そちらから北側に向かって岡ノ内幼稚園に通じる道路でございます。

道路改良工事の進捗状況ですが、繰越予算工事分として、去る3月に契約締結を完了し、現場着手済みであり、現在、県道に向かって施工中です。

今年度分の予算分につきましては、県道接続部の道路管理者間での協議が調い次第、発注手続を進め、令和7年度の全線改良を目指していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今年度中に全線開通ですか。それを目指すということですが、大体、何月頃というのは分かりませんか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 現在、7月31日工期で、繰越分の工事を発注しているところでございまして、県道との協議が調い次第ということではありますが、こちら、7月31日目途で、次の工事を発注しまして、規模感的には年内完了を目指したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、中学校北側の交差点から地下道までは通学路になっていますが、交差点等の見通しが悪く、大変危険な状態であります。

つきましては、（6）笠石482号線歩道整備事業の、現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員の質問にご答弁申し上げます。

ご質問の町道笠石482号線、場所につきましては旧県道成田・鏡田線の中央地下歩道から中学校前交差点までの区間でございます。

歩道改良工事の進捗状況でございますが、繰越予算工事分として去る3月に契約締結を完了しまして、現在、現場着手に向け準備中です。

今年度予算分では、同路線の歩道部カラー舗装及び道路安全施設への発注を行い、令和7年度の全線改良を目指していきます。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、東部環状線接続道路につきましては、地権者の同意が得られず、十数年ストップしたままであります。直線で約200メートル、ルート変更でも630メートルくらいと、もう少しで須賀川市とつながるわけですが、町民の利便性を勘案して、強ちに推進していただきたいと思っております。

つきましては、（7）東部環状線接続道路整備事業の、現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員の質問にご答弁申し上げます。

東部環状線接続道路でございますが、場所につきましては鹿島地内から国道118号線のゼビオスポーツ前交差点に接続する新設道路でございます。

当初の、議員がおっしゃっていたルートにつきましては、現在、須賀川市のほうで継続的に協議のほうを進めているというところでございます。今回のゼビオスポーツ前に接続する新設道路の進捗状況についてお話しいたします。

進捗状況ですが、今年1月に須賀川市と合同地権者説明会を開催したところであり、業務としては、昨年度に路線測量及び詳細設計が完了し、現在、個別で用地交渉を進めているところでございます。

説明会の中では、事業に対しての大きな反対はございませんでした。現在、個別に用地交渉を進めているところでありまして、今年度は地権者の合意後に、繰越予算で道路事業区域内の物件補償費算定業務を行い、対象者との補償契約締結を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、鏡田107号線については、交互通行が不可能な狭隘な道路のため、通行に大変支障を来しております。

つきましては、（8）鏡田107号線道路改良事業の、現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の鏡田107号線、場所といたしましては旧職業訓練校の東側の道路でございます。

事業の進捗状況でございますが、令和4年度に概略設計が完了しまして、関係地権者との事業合意が得られているところではございましたが、その後は、補助事業の内示割れにより、事業進捗が図れておりませんでした。

今年度は、6月に繰越予算により路線測量及び詳細設計業務委託を発注したところでありますので、今後、関係地権者との合意形成を図りながら事業を進めてまいります。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、（9）鳥見山公園線道路整備事業の現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ご質問の鳥見山公園線、場所としましてはほがらかんから消防署前交差点に抜ける道路でございます。

事業の進捗状況ですが、今年度は、ため池の軟弱地盤の置き換えを含む路体及び路床盛土、張りブロック、改良区のパイプラインの布設替えを実施していきます。

現在、7月の工事発注に向けて準備を進めております。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、3、鏡石町営墓地整備事業についてでございますが、この件に関しましては2月の全員協議会で説明がありましたが、予定では令和7年度に土地整備工事、墓地条例の新設、供用開始とのことであります。

つきましては、（1）鏡石町営墓地整備事業の現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

墓地整備事業につきましては、昨年12月に事業用地を取得し、設計業務を進めてまいりました。

今年度におきましては、墓地の整備工事を行い、年度内に販売を開始する予定でありますので、現在、整備工事に向けて、農用地区域からの除外手続、特定都市河川流域内での開発に係る許可、墓地埋葬法に基づく墓地の経営許可の事務手続を進めているところです。

これらの許可取得後に整備工事を行うこととなりますが、現在のところ、秋口頃に整備工事を行う予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、4、上水道事業についてでございますが、旧旭町浄水場の跡地は整地されており、今後、分譲する予定とのことであります。立地的には申し分ないところにあり、需要も多々、見込めるかなと思われれます。

7月の検針分から水道料金の値上げが始まり、町民からもいろいろな声が上がったと危惧しておりますが、財政負担を緩和するためにも、早期に売買を開始すべきと思います。

つきましては、（1）旧旭町浄水場の跡地利用の現在の進捗状況及び今後の見通しについて、どのような状況かお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 10番議員のご質問に答弁申し上げます。

旭町浄水場跡地の処分方針につきましては、4月の全員協議会において、売却の方法と売却の流れについてご説明いたしましたが、現在の進捗につきましては、売却財産の提示に必要な用地の測量業務と隣地境界の確定業務を委託して進めております。

また、売却価格の設定に必要な不動産鑑定士による鑑定評価業務も併せて進めております。

なお、委託業務が完了次第、売却に向けて事務を進め、年度内には売買契約を締結したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 年度内に売却予定ということでございますが、これ、なるべく早くお願いしたいと思うんですけれども、見通しとしては、何月頃というのは大体分かりますか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） ご答弁申し上げます。

委託業務の完了予定が8月末を予定しております。これが済み次第、早急に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、新年度予算に、鹿島水源の浚渫工事770万円や、鹿島、東鹿島、南高久田水源水系改修工事650万円、さらには桜岡浄水場前処理ろ過機改修工事850万円、桜岡浄水場改修工事設計業務2,500万円が計上されております。経年劣化のため、改修工事等が行われてきている現状であります。

つきましては、（2）現在の水源地は何か所あるのか。そのうち、使用不可能な水源地は何か所あるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 10番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町において、現在の水源地は12か所あります。平成21年7月31日の水道事業変更認可の時点で、既認可15の水源中、新1水源、第4水源、第7水源の3つの水源を廃止するとし

ていたため、現在では、この3水源が廃止されております。

なお、現在の12の水源のうち、使用不可能である水源はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それでは、この（3）なんですけれども、使用不可能な水源がないということなんで、これは削除いたします。

次に、（4）使用不可能な水源が、これも相当数ある中となっていますが、今はないということですね。

その中で、給水能力の、今現在の余力はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（圓谷康誠） 10番議員のご質問に答弁申し上げます。

給水能力につきまして、現在の各水源地における取水稼働時間、これにつきましては1日のおよそ3分の2を取水、3分の1を水位回復などのための休止時間としておりまして、この状況を踏まえると、余力があるとは言えない状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今、余力はほとんどないということでございますが、次に、阿武隈川緊急治水プロジェクト遊水地群整備事業への対応として、成田浄水場の移転等が考えられていますが、国等の関係機関と鋭意協議中と思われます。

成田浄水場の水源は、ほかの水源と比較しますと比較的良好な水質であり、水量も豊富であるとお聞きします。もし、ここが廃止ともなれば、老朽化している他の用水量の確保が大変難しくなると思われます。今が目いっぱい稼働しているという状態ですね。

そうということで、つきましては（5）成田浄水場の国等の関連機関との協議の現状及び今後の対応について、どのようにするのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

成田の遊水地の整備事業に係ります事業の中で、成田浄水場がエリアの中に入っていることはご承知のとおりでございますけれども、ただいま10番議員がおっしゃられましたとおり、成田の浄水場については、非常に取水能力の高い施設でございまして、町といたしましても、

そちらの浄水場について、今後の中で、検討していく中では、現在、町の全体の給水能力や需要を踏まえた中では、去る3月31日に、成田浄水場を残していただきたい旨の要望書を国に提出しているところでございます。

現在、国においては、前向きに検討するというふうなことでございますので、できる限り、その成田浄水場については、エリアから除外していただくような形で進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それで、今の答弁ですと、エリアから除外ということだと、今の場所にそのまま残すということですか。

ちょっと、私、考えたのは、何というか、取水管というのかな、それを延ばして、高いところにやるのかなとも思っていましたので、その辺、もう一度お聞きします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ただいまの再質問にご答弁を申し上げます。

エリアから除外というのは、いわゆる成田に係ります浄水場が今、エリアに入っていますが、そちらを全く除外していただいて、周囲の中から、遊水地のエリアから外していただくというふうなことで、今、要望をしているところでございます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） そうすると、まだ質問、同じなんですけれども、そこをエリア外にするということは、その場所に残すということだと思われそうですけれども、そうすると、今のところは、前に水害に遭って、かなり、天井までですか、水にくぐったわけですね。

それで、残す場合に、それらを、何というか、もう少し高くして残すのかどうか、その辺まで考えているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ただいまの再々質問にご答弁を申し上げます。

今の場所に、そのまま、現況のまま残していくというふうなことで、これまでの計画だと周囲堤がすっかり入りますから、そういうことではなくて、周囲堤を成田の浄水場を外した形で入れていただいて、区域から除外していただいて、今の成田浄水場のままで使えるようにしていただくというふうなことでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 次に、5、阿武隈川上流遊水地群（第1遊水地 鏡石町）の整備事業についてでございますが、現在、国事業として、成田地区遊水地整備事業が進められており、整備に該当する農地や宅地、家屋等の用地交渉が進められているところであります。

さて、成田地区住民のコミュニティーの確保について、成田保健センターの取壊しの跡地に、成田地区の集会所や屯所ですか、これを移転建設したいとの説明がなされました。

さらには、歴史民俗資料館やプール敷地等を含めた一体的な整備も将来は考えなければならないとのことでありました。

つきましては、（1）旧第二小学校跡地整備を総合的に進めるため、具体的な構想はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 10番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

旧第二小学校跡地につきましては、昭和59年に建設されました成田保健センターがございました。そして、地域の集まりや高齢者サロンなどに活用されているところでございます。

この成田保健センターにつきましては、公共施設集約化計画に基づきまして、町健康福祉センターに機能を統合し、令和7年度中に解体を予定しているところでございます。

その後、跡地には、地域の集会機能や防災拠点としての役割を果たすため、成田区の新集会所及び消防団第5分団の屯所の建設を予定してございます。

これによりまして、地域コミュニティーの活動拠点の整備とともに、災害時の対応能力の向上を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

先ほどの質問の中でも、具体的な構想はどのように考えているかというふうなご質問でございましたけれども、先月の31日に、いわゆるこれまでは成田遊水地のほうに入る地権者の皆様を中心に事業の説明をしておりましたけれども、5月31日には、成田行政区の地権者以外の皆様にも説明が必要だろうということでございまして、成田行政区全体をこれからどのようにしていくのかというようなことが、いわゆる執行側でも懸念されるところでございましたので、このような計画も含め、今後、成田行政区の中心となるところ、そういったところを整備計画をすることで、地域振興に資してまいりたいというふうなことでございまして、5月31日が、まず1回目の説明会でもございましたが、地域の皆さんと共に、町と一緒に、今後の成田地区の在り方、行政区の在り方を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 今の答弁ですと、これからですか。成田地区住民と、協議して。

私が一番聞きたかったのは、歴史民俗資料館、それからプールの跡地、その辺を含めて、どのようにするのかというのが、一番聞きたかったんですけれども。これから協議ということになるんですね。

それで、次に（2）に移りますけれども、具体的には、いつ頃を目標に、どのように整備するのかお尋ねいたしますということですが、分かれば、大体のこと、お願いしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁をしたいと思います。

具体的にはいつ頃に、どのような目標でというふうなことだと思いますけれども、これにつきましては、前問の中でありましたとおり、公共施設集約化計画の中で、タイムスケジュールについては、資料としてご説明申し上げていたというふうに記憶しておりますけれども、具体的な整備スケジュールにつきましては、令和7年度に、ただいま申し上げましたように成田保健センターを解体した後に、令和8年度には新集会所及び新屯所の設計に着手をいたしまして、令和9年度には成田区の新集会所及び第5分団の屯所の建設工事を実施する予定でおります。

なお、成田構造改善センターと第5分団の旧屯所につきましては、新施設の移転完了後に、遊水地プロジェクトの最終年度でございます10年度までに解体を行う計画でおります。

なお、先ほど、前問の質問の中でありましたが、歴史民俗資料館、それから集約化の中では、成田の旧二小のプールもございます。そういったところも5月31日の中で説明をさせていただいて、そちらの整備についても、ご意見もいただきましたので、今後、検討しながら、どういう施設整備の在り方を検討してまいりたいというふうにも考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） それで、早期に成田地区民と協議して、構想ですか、それらをお願いしたいと思います。

それで、町長を先頭に、職員自ら前向きな政策を行い、町民誰もが公正・公平な恩恵を受

けられ、鏡石町に住んでよかったと思う施策の実現を強くご祈念申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（角田真美） 10番、小林政次議員の一般質問はこれまでといたします。

◎休会について

○議長（角田真美） ここでお諮りいたします。

議事運営の都合により、本日の一般質問はこれまでとし、明日6月13日午前10時から一般質問を再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月13日午前10時から一般質問を再開することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時20分

第 3 号

令和7年第8回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和7年6月13日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1 番	畑	幸 一	2 番	中	畠 伸 子
3 番	熊	倉 正 磨	4 番	東	悟
5 番	根	本 廣 嗣	6 番	町	島 洋 一
7 番	稲	田 和 朝	8 番	込	山 靖 子
9 番	吉	田 孝 司	10 番	小	林 政 次
11 番	円	谷 寛	12 番	角	田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大河原 正 義
産 業 課 長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一
上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	森 尾 知 之
会計管理者 兼出納室長	緑 川 憲 一	農業委員会 農事務局長	佐 藤 喜 伸
選挙管理 委員会委員長	草 野 孝 重	農業委員 会長	菊 地 栄 助

事務局職員出席者

議会事務局長 吉 田 光 則 主 査 藤 島 礼 子

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、会議規則第2条による遅参の届出があります。9番、吉田議員、1名です。

本日の議事は、議事日程第3号により運営いたします。

◎一般質問

○議長（角田真美） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 円 谷 寛

○議長（角田真美） 一般質問の通告がありますので、11番、円谷寛議員の一般質問の発言を許します。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） おはようございます。

ただいま一般質問のご指名をいただきました11番議員の円谷寛であります。

通告書に入る前に、若干申し上げたいことがございます。お許してください。

世の中には、大変親切で、しかも記憶力の良い人がおるものだと私は感心しておりますが、その人の昨日の話では、あんたは今度の一般質問で134回になりますねと言われました。私は数えていなかったものですからすっかり忘れていましたが、134回目の一般質問をさせていただきます。

ついでに、ここで角田議長にお願いがございます。それは、県の町村議長会長として、私はこの一般質問の回数というのは、県内の町村議会の中でどのような位置にあるのか、一体何番目の数なのか、やっぱり町村議会議長会の会長としてぜひ調べてほしいと要望しておきたいと思います。調べるのは非常に簡単でございます。各町村で9期目以上の議員の質問回数を調べればよいはずで、それ以下ではこの数には達しませんので、ぜひお調べをいただきたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 円谷議員に申し上げます。

ただいまの質問に対して、私からお答え申し上げます。実は私、県の議長会に問い合わせました。直接行ってお話しさせていただきました。そうしたところが、議員の期数は数えて

いますけれども、一般質問についての記録は全くございませんというお話でございました。

以上、申し上げます。

○11番（円谷 寛） 私は、会長としてそれをやるべきだというふうに思いまして、要望いたしました。

さて、世の中は米の高値というものが毎日のようにマスコミで取り上げられ、私は米なんて買ったことないと、売るほどもらっていると発言した農林水産大臣、前の江藤さんは罷免をされて、週刊誌の広告の記事でも「実績なき人気者の危うさ」などと週刊誌で紹介をされている小泉進次郎氏、3代目の世襲議員でございますが、これが農林水産大臣になって、かなり発信力といたしますか、そういうもので人気を上げておりますけれども。しかし、これはまったくこの問題の本質に触れるようなものには、まだ何ら触れておりません。やはり、ここで日本の食糧危機が回復されるとは全く考えられないわけでございます。それほどこの問題は生易しいものではないんです。

私が、かつてこの場で問題を指摘した日本の稲作の労働報酬が1時間当たり10円、これは2021年と2022年の成果ですから、去年はちょっと上がっているかと思うんですが、まだそれは農水大臣の発表にはなっておりませんので、古い資料でございますが。しかしこれは、1時間当たり10円の労働報酬というのはめちゃくちゃな話でございまして、私は参議院の決算委員会をテレビ中継で見えておりましたので、これは明日あたりマスコミで大々に取り上げられて問題になるんじゃないかと思ったんですが、ほとんど取り上げられず黙殺をされてしまったのが大変ショックでした。日本の国民は、自分たちが毎日食べている米が、時間給10円で泥まみれになり、体を痛めて作られていることに何ら心の痛みも感じない国民になってしまっていることに強い怒りを覚えました。

昨日、この場で、中国のウイグル族の働き方、働かせられ方を指摘されている議員がいましたけれども、そんなよその国を笑っている場合かと、私は全く怒りに本当に震えました。まさに1時間10円の労働報酬は奴隷以下の状態ではないでしょうか。奴隷だってそれ以上コストがかかりますよ。日本人は、米の高値以上に問題意識を持たねばならないというふうに思うわけでございます。

まず、一番先に自公政権が反省すべきことは、この前の2代、3代目になりますか、安倍晋三政権が世間に返り咲いた途端に廃止をしたのが、民主党政権が行ってきた米農家の所得補償、いわゆる米作りにこれだけの赤字がかかっていますという1万5,000円を制度としてやってきたんですが、これを一挙に安倍政権は廃止をしてしまったわけです。これは、まさに農民の懐から当時1,500億円のお金を奪い取ってしまったわけです。これ単純に農家の数で割ると28万数千円になります。この金を奪ってしまったんですね。それが大きな原因で、この10円の労働報酬というものが出来上がってきたんですね。

そして、民主党政権の1.5万円の根拠は、日本の米作り農家の平均的な赤字だったんですね。この赤字を補填して、民主党政権は私は大変いい政策だと思ったんですが、これは安倍政権によって廃止をされてしまったんですね。これが時間労働報酬10円の大きな起源になっていったんです。本当にひどいことをやったと思いますね。民主党政権がやったのは何でも悪だなんて今、トランプ政権は言っていますけれども、安倍政権もそういう感覚で、民主党政権の、ヨーロッパでは既にかかなり前から取り入れられている所得補償制度を廃止をしたということでございまして、これをまず皆で認識をしなければならないと思うんですね。

誰が1時間10円の労働報酬しか得られない米作りを息子にやらせようとするんですか。これが日本の食糧危機を必ずもたらすであろう一つの原因でございます。それを反省せずに、備蓄米を放出して人気を上げようなんてとんでもないですよ。日本の備蓄米は、放出前で91万トンです。年間消費700万トンの1.5か月分しかありません。これは、中国の食糧備蓄量は1年半分だそうです。それと比べて全くお粗末です。それで、東大の鈴木宣弘教授は、著書「食の属国日本」の中で、世界中で一番初めに餓死する国は日本だというふうに訴えております。本当に日本の食糧自給率の低さ、備蓄量の少なさは、世界でも類を見ないくらいだというふうに言われております。

私は1987年に、その年に町会議員にはなったわけですがけれども、私の先輩で国労議員団の団長をやっている横山利秋さんという人が、日ソ親善協会の会長をやっている、ぜひソ連に行ってみないかということで、今のロシア政権と全く違う反革命ですか、今のプーチン政権というのは。その反革命前のソ連のあちこちを見たんですけれども、レニングラードに行きました。そこには、当時ヒトラーのナチス軍に侵略をされて、レニングラードの市民が60万人以上死んだというんですね。当時、土はかちかちに凍っていますから、墓に埋めることもできないということで、何をやったかという爆弾で土地を爆破してし、1山に2万人を30の穴といいますか、山に埋葬したんです。

そして、説明を聞いて驚いたのは、その死因がほとんどが餓死と凍死だったそうですね。爆弾で死んだなんてというのはよくよく少ない。それがナチス軍に港湾が封鎖され、空港が壊され、食料と人間が入ってこなくなり、レニングラードの市民は餓死と凍死を60万人もしたのです。

今の日本は防衛費を倍増させ、8兆円もお金でアメリカの古くなった戦闘機やミサイルを買おうとしています、農業予算はどんどん削られる一方です。この政治の誤りに早く気がつかないといけません。食料自給率38%は先進国中、最下位です。

さらに、学者は、日本の化学肥料や餌の輸入、これがほとんど輸入に依存しているということで、これを計算すれば自給率というのはもっともっと下がるんだというふうに指摘をされております。こういうことをまず我々は考えていかないとならないだろうと思います。

さて、今年は昭和100年、戦後80年の節目となります。首相は、80年談話をどうするかと、党内の右翼的な勢力は、これは自虐史観だとか何とかと言って、戦争を反省するなんていうことは国辱者だくらいに考えておりますけれども、やはり日本があゝの戦争で、特に中国に与えた被害などは、数千万人の人を殺したわけですから、これは反省が必要であるというふうに思うんですが、ただある一面で、人間が殺し合う野蛮な戦争が今も続いているんですが、そういう中であるからこそ、戦後80年、戦争をやらず、自国民も殺させず、他国民を一人も戦争で殺さなかった日本という国のすばらしさは、これは高らかに発言をすべきだと私は思っております。

厳密には、戦後80年で一度も戦争をやらなかった国は幾つかあるのか、私は今、資料がありませんが、極めて少ないことは間違いありません。10年ほど前に、少なくともアジアで戦後一回も戦争をやらなかった国は日本とブータンだけだという本を読んだことがあります。それは、日本の国民が平和憲法を守ってきたことが大きな理由の一つだと思っています。自民党は、1955年の結党以来、一貫して憲法改正、私に言わせれば改悪ですが、これを主張してきましたが、それを阻止し続けてきた日本人の賢さがもたらしたものだと思います。

しかし、石破首相にそのことを誇らしく世界に発信することは不可能です。なぜなら、彼はかつて、一時あなたは自民党を離党しましたが、なぜ離党したのですかと問われて、それは自民党が本気で憲法改正をやろうとしなかったからですと述べています。そして、彼は8兆円もの防衛費をどんどんこれから使って、日本の軍拡をやろうとしております。彼にそれを期待するのは全く無駄なことだというふうに思っています。

それでは、通告書に従い、質問に入らせていただきます。

まず第1点は、旭町旧浄水場周辺の町道整備についてお尋ねをいたします。

(1) 番は、町道、特に歩道の幅員をすっきりさせるべきと考えている。非常に美観上もよくないということですが、これに対する町の考えをお尋ねいたします。

私も古い世代は、あそこはかつて羽鳥ダムからの用水路が高台にあって、丘の上にあったので広がったわけですね。その名残があの変な形に現れているんだと思います。あそこで溢水事故がありまして、住宅地でこのような溢水事故は許されないということで、一生懸命町は努力をしてあの水路を地下に埋設をしたわけで、今日そういう不安はなくなったわけですが。

しかし、その後の整備は非常に不十分で、あの道路が出たり入ったり、とても途方もなく広い歩道があったり、あるいは狭くなったりしておりますから、あそこはそんなに広い歩道を、私も時々通るんですけれども、駅前辺りに行くのにあそこを通ります。汽車に乗るときも通ります。だから、見ているんですが、非常に美観上もよくない。町の景観上もよくない。それで、ぜひすっきりとさせるべきじゃないかと考えますが、町の見解をお尋ねいたし

ます。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ご質問の町道は、ただいま質問の中にありましており、以前は矢吹原土地改良区の開渠水路跡地を利用して道路築造されたものでございます。これまでの委員会等の中で同様の質疑がございましたので、場所等については確認をしておりますけれど、道路の用途がない道路敷につきましては、利用者からの申出によりまして用途を廃止し、普通財産としての利用者に売払いをしている場合もありますが、道路冠水対策のための側溝断面を大きくする改修工事が必要となることを踏まえた中で、整備に必要な用途を確保しつつ、道路幅員をどのようにしていくかを検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、検討していただきたい。大変無駄な土地がありますので、あの辺は売ればですね、非常に利便性の高い利用価値のある土地だと思います。戸別の住宅も可能くらい広いところもありますから。あるいは駐車場ならば誰でも、奥のほうにある住宅の方々は、今、車が1戸で3台も4台もある時代ですから、必ずや駐車場などとしても売れるということでございます。ただ持っていても一円もお金は湧かないんですけれども、売れば、民地にすれば固定資産税も入るわけですから、ぜひ本気になって取り組んでいただきたいと思います。

2番はそういうことで、町の財源として活用すべきだと。売って、そのお金を、住民には駐車場などに利用させて、そして固定資産税は町に入るということでありますので、もう一回、この辺を有効に活用するための施策についてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町道や歩道の幅の整備を行うことで不要となる余剰地につきましては、基本的には単独での使用が困難な道路用地になると思いますので、用途廃止を行いながら、一体的利用が可能な隣接地への払下げ等を考えていくのも一方法でもありますし、議員さんがおっしゃるとおり土地の有効利用、そして景観の改善、その上で町の売却収益につながるものと認識してございます。

今後の維持管理の軽減等も検討の視野に入れながら、先ほどの旭町の道路状況につきましては、先ほどご答弁のとおりでございますが、この当該地については面積では4区画ございます。145平米から230平米ぐらいの試算をしておりますが、今後は事務経費、それから民地となった場合の固定資産税などを研究しながら取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、よろしくお願いをいたします。

それでは、2つ目の駅東開発の準工地域の開発についてでございます。

（1）番として、旭町の住宅地内にあるスクラップ処理場は、周辺住居の住民にとって大変な迷惑施設となっています。大変大きな重機が縦横に歩きまして、騒音などを発生させておりますので、これはやはり駅東準工区域への移転を求めるべきだと考えますが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁申し上げます。

スクラップ処理場や建設資材置場等の設置場所については、環境保全と住民生活環境を両立させることが重要であると認識しております。一般的に、その性質上、騒音や振動、悪臭などの影響を及ぼす可能性があるため、周辺環境への配慮が必要不可欠です。

議員のおっしゃる施設については、昔からある施設と認識しておりますが、移転については所有者の意向によるものであり、環境基準や安全管理やその他法令により影響が生じる場合については、関係法令に基づいて関係各課と連携しながら対応していきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 周辺住民は大変迷惑をしております。私も近くに住んでいるんですけども、本当にやはりあれは美観上もよくないし騒音もうるさい。ぜひ、本気になって考えていただきたいと思います。

（2）番は、消防署の鏡石分署で、公民館の東側でございますが、これは昼間は気がつかないんですけども、我々地域住民、住んでいる人は、救急車の発動のたびに夜中に起こされるわけですよ、けたたましいサイレンが鳴りまして。昼間は中学校の授業にも影響してい

ると私は推測するんですね。そして住宅地をぐるっと回って初めて県道に出て、ほとんどの車は右折をしていくんですね。駅前とか鏡田、久来石に行くのはみんなそこを通るわけですね。成田のほうに行くのは町道を行いますから、大した住民ではないんですけれども、西側に出るのには必ずそこを通る。旭町住民をみんな睡眠中に起こして通過するわけです。

だから、これはやはり私は駅東の準工業地域辺りに消防分署を移転させて、特にあそこは今の「ほがらかん」の西側の道路が旧県道を抜けて鳥見山の方面、あるいは、ひいては須賀川の方面までつながっている道路でございますので、ここを何とかやはり改善してもらいたい。そして、消防署をぜひ、まずは移転をさせて、旭町住民や中学校の授業に妨げにならないようなところに移転をさせていただきたいということですが、町のお考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） おはようございます。

11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

須賀川消防署鏡石分署の救急車等のサイレンにつきましては、今後、鏡石分署から健康福祉センターまでの道路が接続される計画となっておりますので、救急車等が鳥見山公園線を走行するようになれば、中学校付近のサイレンの音は軽減されると考えております。

鏡石分署の準工業地域などへの移転につきましては、地域住民のご意見を踏まえつつ、また救急活動、消防活動に支障を来さないようにするため、現在の場所での建て替えを含め、引き続き消防組合と協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今、総務課長の答弁では、あたかもあの道路を、旧県道を突き抜けて北側へ行けば問題が解決するみたいな考えはちょっと甘いんですね。これは、今の県道が唯一の西側に行く立体交差なんですね。救急車が北側来たからって、それで止められているようでは救急活動はうまくいかない。やっぱり、これは立体交差である今の新しい県道を通って行かないと西側には行けないと考えるべきですね。その辺を十分配慮をしながら、これはやってもらべきではないかと思いますが、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 11番議員の再質問にご答弁を申し上げます。

私の答弁でちょっと分かりづらかったのかもしれませんが、新しく二池の脇に道路ができますと、分署から「ほがらかん」の脇を通って今の県道に出て立体交差を通って線路を越え

ていくというルートですので、その辺の認識につきましては、円谷議員の認識のとおりと、同じ認識であると考えてございます。

なお、先ほども申しましたが、分署の移転等につきましては、今後の課題としていろいろ検討しながら対応していきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、私は準工業地域の、駅東開発の区域を何とかしてこれは着手をしてもらいたい。こういうものが根底にあるわけですね。だから、そういう意味を含めて、やっぱり消防はあそこに分署あったんでは、やっぱり二池の脇の道路があまり広く確保できないわけですね。そしてその池を、官地の池を埋めるというのはかなり難しい問題がいろいろあると思いますので、ぜひあれは移すんだということで進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

（3）番目は、駅東開発の準工業地域開発をさらに推進すべきであるという考えですね。この辺についての町の考え、大分これは準工業地域にしてからもう時間がたっているのに、何ら手つかずにあるわけですね。この辺について、どうなのかお伺いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

駅東の準工業地域につきましては、企業へのニーズ調査等を行った結果を受けまして、住宅で想定されていた用地を大街区化し産業用地として活用するため、現在は事業計画等変更の作業を行っております。

今までは、オーダーメイド方式として販売を想定していたため、事業者が大きく土地を求める場合に時間がかかることが大きな課題となっておりました。事業計画変更後は、事業者の募集を実施し、町との基本協定を締結することが可能となりますので、関係各課とともにさらなる事業の推進を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） これは、かなり時間がたっているわけですね。だから、町には何かあまりやる気がないのかなというふうに思っているものですから、お尋ねを申し上げました。ぜひ、本気になってこれは取り組んでいただきたい。

その際、やっぱり町としては、これは高い値段で買っているわけですね。私は裏の話も分

かるわけですが、そういう我が田に水を引くような議員がいて、田んぼに変わりはねえだろなんていうことで、高い値段を出して買わせたんですね。田んぼ650万なんて、町としては、まあ市街化区域だからでしょうけれども特別な値段で買ってしまった。これは赤字になるということを、私はうがった見方をしているかもしれませんが、町は恐れているんじゃないかと思うんですが、これは思い切って損切りで、買い方が悪かったんだと。元町長がそういう横車に乗って、これを高い値段を出してしまったというのは元町長の、何ぼ辞めても死んでもこの汚点は残ると思いますね。

私は、それを反省として残さなくちゃならない。そういうことをやっては、代々これは批判を受けるんだということをぜひ残さなくちゃならないんですけれども。それが、しかし駅東開発の進行をやっぱ妨害しているとすれば、改めてそこを、やはりしようがないんだと、これは買った町長が悪いんだからということで、だから割り切ってこれは進めるしかないというふうに考えるんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

過去にいわゆる先行取得した用地の在り方、活用の仕方というふうなことでありますが、今現在も第1工区、第3工区の中で活用させていただいておりますし、現在も先行取得の土地が残っていることは承知してございます。その土地を活用しながら、第2、第4、第5工区もこれから進めていくというふうな形での計画を持っておりますが、11番議員のおっしゃるとおり、スピード化というふうなことは大事なものだなというふうには感じておりますので、これからもう少し時間いただきたいと思います。今、検討を進めているところでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

準工地域というのは、用途域がかなり広いんですね。例えば、イオンのスーパーセンターがある辺りが準工地域ですね。そうしますと、あの中には大型のスーパーセンターもありますし、工場もある、住宅もあると。こういうふうにご利用用途が広いわけですから、開発すれば必ず私は売れるというふうに確信を持っておりますので、ぜひそこは買った値段が悪くて赤字が出ようと、それは買った人が悪いんだから、これからやる人に私は責任はないと思いますから。工場用地は安くないと売れませんから、ここは覚悟を持ってぜひ進めていただきたいと思います。

大きな3番目の項目の成田遊水地への町対応について。

私は、この問題は本当に重要課題だと、町にとって、変な解決をすれば100年悔いを後に残すようなものになってしまうと思ひまして、何度も何度も問題を提起をさせていただきます。

その1つの問題は、滝口さんのおうちが雑誌なんかでも「ボツンと一軒家」なんていう題で取り上げられておりますが、彼とも話をしたことがございますが、非常に不安を持っているわけですね。諏訪池川と高野池から落ちる鈴の川が合流するところにあるわけですね。これが大水出ればかなりの浸水の心配があると、こういうところがございますので、彼の場合は農道道路沿いに土地を持っています。たくさんあります。だから、そういうところにでも、移転することも本人も考えてきたみたいでございますので、もっとここを何とか移転させるように町は国交省などと交渉すべきじゃないかと考えるんですが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 円谷議員、これは（1）番でよろしいでしょうか。

○11番（円谷 寛） 1番です。

○議長（角田真美） ただいまの質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 11番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

本質問につきましては、以前からご質問をいただいている件でございますが、ご承知のとおり、令和元年の東日本台風の際に床下浸水を受けた家屋につきましては、1世帯だけが残るのは町としてもコミュニティーの維持の観点からも避けるべく、国との協議を行ってまいりました。

残念ながら、遊水地の構造的な問題から、この家屋を遊水地の事業計画内に入れることはできないとの回答をいただいているところでございます。

ただ、この計画の中では、影響を受ける部分の鈴川堤防を高く構築することにより、家屋が再度水害を受けないような対策を講じることとしているというふうな回答はいただいております。それと併せ、現在、県管理の鈴川について、以前から県に対策を強く求めておりましたけれども、県から今年度から2か年間で河道掘削等の工事を行うとの話を聞いてございます。

なお、町管理であります諏訪池川は、支障が見られる堆積物等を取り除くべく、浚渫に向けた設計の予算を今年度予算として計上してございまして、発注に向けた準備を今、進めているところでございます。

町といたしましても、この地域の不安解消のため、今後、国・県、町一体となって連携しながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） この区域を遊水地の中に入れようということは、私も言っておりません。ただ、本人は非常に危険性が高いというその洪水の心配をしているわけですから、高台に移転する移転費用くらいは持てば、その跡地を遊水地の中に入れろなんていったって、これは構造上大変難しいということは私どもも承知をしておりますので、何とか滝口さんのうちを高台に移転させる、その移転補償くらいは国交省は出すべきではないかというふうに考えますので、これからも町は滝口さんの立場に寄り添って、高台移転をぜひ国交省などへ要求していただくように、これは要望としてお願いしたいと思います。

（2）番は、遊水地完成後の利活用策のための実証試験が矢吹町で開始しました。これは、矢吹町といっても限りなく鏡石に近いところの場所でございますので、ぜひ我々も注目して見ていきたいと思いますが。ただ、ここを水田として利用する場合は、用排水の整備をなくちゃならない。その整備は、利活用をするための農家が負担をすべきだというのは、国交省の役人がこの町に来たときも主張しておりましたので。私は耕作料を取るのであれば、やっぱり水利施設などの整備費用を耕作者に負担させるのは、これは二重負担になるんではと思うんですね。やはりほ場整備費は国で負担をすべきと考えるんですが、町にこの点を今後主張してもらいたいと考えるんですが、町の考えをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問につきましては、先月、矢吹町の遊水地内に試験ほ場として水稻の作付を行われた箇所というふうに理解してございます。

遊水地内を農地、田んぼとして利活用する場合のほ場や水利施設等の整備費用につきましては、その整備費用を誰が負担するかを含め、まだ詳細について決定はされておらず、現在、国や関係機関において検討中の状況でございます。農地利用も含め、遊水地内の土地の利活用につきましては、引き続き国と協議を重ね、費用負担等の詳細についても要望していきたいというふうに考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） ぜひ、今、町長答弁のように、これはやはりすっきりさせてもらわないと、例えば水利費、いわゆる用排水の設備などを耕作者に負担をさせますと、その後、耕

作者が変わったときの計算などが非常にややこしくなってしまうと思うんですね。

ですから、やはりそれは若干耕作料が高くなっても、これは国が整備をして、やっぱり年度ごとに耕作料は決められますので、その施設の整備費の負担を農家にさせてしまうと、交代など経営が変わったときの手続なども非常に煩雑になると思いますので、ぜひここは町のほうですっきりさせるように努力をしてもらいたいと思います。

(3) 番ですが、前のと若干関連するんですけれども、町はこの遊水地の事業で、広大な土地の固定資産税の財源を失うわけです。その代償は何もないんで、私も整備局に行って何かあるのかと、交付税とか何かあるのかというと、何にもないなんて言っているんですね。これほどの財源の土地を、遊水地という国の都合で下流のためにやるのに対して、何にも代償がないというのは、非常にこれは国も昔の本当に住民無視の話でございます。

そして、私はその代償として、やはりこれだけ上流、これは上流の、例えば町の市街化開発の入札なんかはべらぼうな値段で土地の売買が行われているんですよ。私の本家が売った土地なんか1反歩10万円で売っているんですよ。だから、こういう安い土地を使って、上流に遊水地を作って、そして我々としては固定資産税の財源を失っているんだから、ここは町の駅東開発の調整池を兼ねた遊水地、そういうものを要求してもいいんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 11番議員の質問にご答弁申し上げます。

駅東区画地整理事業における調整池につきましては、事業の開始前に県と関係者と協議しまして、約1ヘクタールの公共施設として整備するよう事業計画が定められており、区画整理事業により増加する雨水排水に関しては、基本的に事業施行者である町で施工するべきものと考えております。

なお、区画整理事業をさらに推進するため、産業用地確保への事業計画変更と併せて、地区内調整池を地区外へ設置し、地区内調整池の敷地を有効利用することによる事業費の確保に向けた協議を検討進めております。地区外への設置可能な場所については調査検討中でございます。

今般、3町村に整備される遊水地については、阿武隈川緊急治水対策プロジェクトにより位置づけられ、阿武隈川本線の治水対策の一環で進められているものでございます。国からは、阿武隈川本線以外の場所における遊水地整備の予定はないとの回答をいただいている状況ですが、町では今回の国による遊水地整備により広大で優良な農地と宅地が失われ、町の貴重な財産が永久に失われてしまうことは周知の事実でもあることから、これからの損失の補填も含め、国においてどのような対応をいただけるか、今後も引き続き国や関係機関に対

して要望してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） まず、今の答弁の中でも、国はやる気がないとかなんとかなんていう話は、昔のお上意識じゃないかと思うんですね。これだけ自治体に大きな負担を背負わせながら、生意気言うなど言いたいんですね、私は。何様だと思っているんだと。昔は、お上は偉いと、百姓、町民は黙っておれというふうな話の延長のような気がしてなりません。

ぜひ、そこはもう少し強く、我々は自らの立場、これだけの固定資産税の財源を失って、いやこれだけの富の源泉、かなりあそこの土地は肥沃なんです。町で私は一番肥沃じゃないかと、ほ場整備も終わっていますし、そういう土地が130町歩も潰されるんですよ。ですから、もう少し強い姿勢を持って構想に当たってもらいたい。やはり昔のお上意識みたいなのが国の役人にあるとしたら、そういうのは徹底的にやっぱり考え直してもらって、国会議員などを使ってという語弊がありますが、そういう人たちに訴えて、もう少し国の態度というものを、やはりもう少し自治体を尊重するような、自治体の財政を配慮するような施策に変えさせる、そういう努力をする私はしてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

先ほどの都市建設課長の答弁のとおり、広大で優良な農地、宅地が失われているという事実はございます。その中で、鏡石町ばかりでなく、隣接の玉川村、矢吹町でも優良な農地、それから住宅が失われているという状況は同じ環境でありますので、3町村とも足並み合わせながら、国へその状況を申し述べて、優遇された対応をいただくように、これから強く強く要望していきたいというふうに思います。

私も、令和10年に完成予定でありますけれども、この350ヘクタールの面積の遊水地整備というのは、歴史的な大事業ではないかなというふうにも思っています。そんな中で、住民の皆さんが貴重な先祖代々の土地をご協力いただき提供していただくわけですから、その中でいわゆる清算としては、こういう形に変わったということを後世に残せるようにしていきたいというふうに思っていますので、よろしくご理解いただければと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 11番、円谷議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 今の町長の答弁は非常にありがたいというふうに考えていますので、これからもその考えでぜひ頑張っていただきたいことを要望して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 11番、円谷寛議員の一般質問はこれまでといたします。

ここで換気のため11時まで休議いたします。

休議 午前10時49分

開議 午前11時00分

○議長（角田真美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 吉 田 孝 司

○議長（角田真美） 次に、9番、吉田孝司議員の一般質問の発言を許します。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 皆さん、おはようございます。9番議員の吉田孝司でございます。

私にとりましては、今回、通算24回目の一般質問ということで、いつも恒例になりますが、新聞折り込み等でこのような形で町民の皆様方に傍聴のお誘いということで、そしてまた質問内容についても、あらかじめ告知しているところでございます。

私の先に質問をされました円谷大先輩、134回ということで、私と実は110回差の差があるということで私は認識していましたので、実は昨日、お互いに何回なんだろうということでしたときに、私は24回、プラス110足して134回が円谷議員のですよなんていう話を昨日したところでございます。まだまだ大先輩の記録には到底及びませんが、若輩ながら一生懸命、私が在任期間中は一度も休まないでやるということで、これは公約でございますので、やってまいりたいというふうに思います。

なお今回、私、一般質問24回目と申しましたが、この24回目を記念すべくといいますか、今回から一般質問が録画配信されるということになっております。これは、議員の総意で決定いたしました。ですので、私もいい服を着ようとか、格好よく発言しようとか、格好よく振る舞おうとかなんていうふうにも考えるのかと思いきや、私はいつもどおり同じようなスタイルでこれからもやっていきたいというふうに思います。

もちろん個人情報、あるいは失礼な表現等はあってはいけませんので、公人としての言動というのは、やはりしっかり慎まなければならない部分はあると思うんですが、しかし議員の仕事は何ぞやと聞かれたらば、これは発言すること、政策提言することでございますので、物おじしないでしっかりとやらせていただきたいと思います。

特に一般質問は、議員と執行が一對一といいますか、向き合ってやり取りさせていただける唯一の機会でございますので、この機会というのを私は大事にしたいというふうに思っております。40分ぎりぎり使いながらやっていきたいというふうに思っておるところでございます。

さて、5月15日には、実は地方分権推進法が成立して30年という記念すべき日を迎えております。新聞各社においては報道がされておると思うんですが、地方分権推進法成立30年ということで、そして東北の市町村の提案が活発だというふうな記事がこのような形で、これは河北新報という新聞でございますけれども、ございます。

地方分権といいますと、後で述べますけれども、私の政治の師である佐藤栄佐久さんが知事時代に一生懸命取り組んだものでございますが、地方分権には実は大きく分けると2つございまして、いわゆる権限の移譲、国が持っている権限を地方自治体に移譲するということ、もう一つは国が行っている規制を緩和するというふうな規制緩和という2つの柱から成り立っているものが、いわゆる地方分権でございます。権限移譲、そして規制緩和でございます。

そして今、令和になったこの時代でございますけれども、30年たったとはいっても権限移譲はなかなか進んでいないのが現実でございます、せいぜい規制緩和がいいところでしょうというふうなところがここに書いてあります。それはそれでちょっと残念な状況ではあるんですが、もう一ついいことが書いてありまして、特にお近くの郡山市が褒めて書いてあるんですけれども、国に対して地方自治体が意見を述べるができることになっていきます。提案募集方式というふうな方法がありまして、市町村から国に対しての提案ができるということになっておりまして、実績を見ますと、福島県内59市町村のうち、22市町村においてはそのような実績があるということで新聞にも書いてございます。

我が町についてはどうかということは、今回お尋ねするものではございませんが、こういったことで地方の声を、あるいは地方の意見を、あるいは地方の思いというものを国に伝えるというすべがあるんだということを私は知りましたし、そしてまた実際、そういうことを一生懸命やっているところもございます。郡山市マイナンバーカードに関する提言を国に対して行った結果、国は法律改正につながったというふうなことが簡単に書いてございます。興味ある方は、後で新聞記事を差し上げますのでご覧になっていただければというふうに思います。

そのように、先ほど円谷議員からありましたように、我々はややもすると国に対してのお上意識というものがあると。これは日本の、まあ日本人の特性といいますか、日本の長い歴史の中にあって中央集権国家というのが、どこでももちろん中央集権なんでしょうけれども、日本は特にそういったところが強いと私は思っています。いまだかつて地方分権、そして地方主権、そういった表現がされたとしても、やはり国がトップとするいわゆるヒエラルキー

と言いますけれども、そういう階段式といいますか、こういう段階式の構造がもう我々の頭の中に固定観念として入っちゃっているということでございます。国、都道府県、市町村、そして国民、住民というふうな三角形のピラミッド型のヒエラルキーが出来上がっちゃっているというのが、これが日本人のこれまでであり、しかし私は悪いところであるというふうに思います。

諸外国、そしてまた自由主義、そういういろんな国家、様々社会主義国家を除けば、ほとんどはそういった、もう少しそういうものが緩やかな国々が増えてきていると思うんですが、その中にあるけれども、日本は今申し上げたようなヒエラルキーからなかなか抜け出していないというふうな国だということを、改めて先ほどの円谷議員の話から認識したところでございました。

そして、また余談になるかもしれませんが、この権限移譲、規制緩和の前に、そもそも首都機能を福島県、そしてお隣の栃木県的那須の辺りに移転しようなんていう話がかつてございましたけれども、これはそれこそ東日本大震災原発事故が起きて、そんな話は一切なくなってしまいました。ところどころには、いまだにそのときの古い看板がもう文化財のようになって、さびて朽ちて傾いて立っていますけれども、しかしそんなような時代はもう終わってしまって、首都機能移転なんて話は全くなくなっちゃったような感じがいたします。

しかし、ここにきて石破首相が、本当は防災省をつくりたいというふうな考えをお持ちであったんですが、いろんな抵抗勢力、まあ石破さんの抵抗勢力いっぱいありますから、ありまして、防災省は無理だと。そして格下げした防災庁だったらばつくってもいいというふうな話になって、今、防災庁をどこに誘致するんだということで、福島県においては、いわき市がいち早く名のりを上げて一生懸命やっているということでございます。

私はこの鏡石町にでも誘致してもらいたいなというふうに思っているんですが、ちょっと福島県では、今、唯一いわき市が頑張っているんですけれども、その辺どういうふうにお考えか、あるいは防災庁に限らず、様々な首都機能移転を少しずつ我が町でも検討していくべきかというふうに考えております。

そしてまた、3月19日には、先ほど私が申しあげました佐藤栄佐久さん、私の政治の師でありますが、お亡くなりになりました。85でございます。佐藤栄佐久さんの言葉というのは知事の言葉ということで、私の手元にもこのようにしていっぱい、そしてまた公私ともにお付き合いがありましたので、公私ともにといいますか、私の部分が大きいんですが、いろんなものをいただいて勉強させていただきました。

ここに、知事の言葉ということで、知事在任中に県のホームページに出されていたものだと思うんですが、それが書いてございますが、その中から2つだけここでご紹介しておきたいなと思います。

1つは、以前から申し上げましておりますイコールパートナーという表現でございます。これは、先ほど申し述べました我が国の国、都道府県、市町村、国民、そういうふうな体制ではなくて、国も都道府県も市町村も、そして国民もイコールパートナーなんだと、要するに対等な立場であるんだということでございます。

そしてまた、ややもするとトップダウン的に、三角形の頂点から下向きの底辺に向けての下向きの矢印、ベクトルにしかない、そういうふうな考えもありますが、しかし本来は、それは国民、そしてまた町であれば町民の考えをしっかりと受け止めるのが町であり、そして町は町なりのやはり地方自治があると。そして、町が地方自治をやるためには、県の助けを借りなければなりません。そしてまた国からの財政支援、そしてまた様々な支援もいただかなければならないし、場合によっては法律を少し改正してもらおうとか、そういったふうなこともやはり取り組まなければならない。

先ほど円谷議員が言ったように、国会議員にも働いてもらってやらなくちゃならないということで、政治が、我が国における国政、地方自治が、政治が誰を向いて誰のためにやるんだという、それこそリンカーンの言葉が出てくるような、そういうふうな言葉がイコールパートナーなんですね。医療界においても、医師と看護師はイコールパートナーなんだというような発言を福島医大の看護学部の開学式のときにされたという話も本人から聞きましたけれども。

しかし、その前に、政治の原点である地方自治において、佐藤栄佐久さんは国も県も市町村もイコールパートナーなんだと。そしてまた、地方に住む住民の方々までがイコールパートナーであり、そして住民の方々の声をしっかりと吸い上げて政治をしなければならないという、当たり前のようですが、しかしできていないという、そういうふうな我が国の政治の中で、そのようなことを言っておられたということでございます。

もう一個でございますが、複数主義、プルーラリズムというふうな表現を栄佐久さんはされておりました。これは、お亡くなりになった後に、玄葉衆議院副議長ですか、今お偉くなられてそういう立場にあられますが、栄佐久の娘婿さんでございますけれども、地元の代議士でございます。

その方が、栄佐久さんはこういうことを言ったという中に、複数主義、プルーラリズムという話が出てきたんで、なるほどな、やっぱり玄葉さんもちちゃんと栄佐久さんの教えを受けていると。まあ私の、ですから兄弟子みたいなものなんですけれども、玄葉さんの中でも複数主義ということもおっしゃっていた。

複数主義って何かというと、プルーラリズムというふうに英語で言うんですが、これは、物事というのはたくさんあります。そして、また人間もいろんな種類がいます。そして、権力もいろんな権力があると。そして、先ほど申し上げたように、権力はどうしても一極集中、

あるいは中央集権になってしまうとろくなことがないんだと。まして、そういったものが権限が分散されることによって、うまくいく部分も大きいんだということをおっしゃっておられたということでございます。

表現を私がちょっと変えてみますと、そういう権力の一極集中ではないことが大事である。そして、また栄佐久さんはもともと自民党の国会議員であったわけでありすけれども、県知事になられてからは、それこそ自民党から共産党まで様々な党派関係ない意見を取り入れた、全ての県民のための県政をされた知事であります。

そして、様々なそういう党派を超えた政治をされたということでございます、ですので自民党に、時の政権に、それこそ民主党が政権だったときもありますけれども、栄佐久さんのときにはないですかね。自民党が政権だったわけですが、そういう政権にすり寄ることもなく、そしてまた共産党等や一部の勢力を排除することもなく、全ての方々からの意見を取り入れた、全ての方々のことを考えた県政をされたということでございますので、これは政治家としてのやはり基本的な矜持かなと思っておりますので、ここでご紹介申し上げた次第です。

どんどん前置きを幾ら言っても切りがありませんので、いろいろ用意はしていたんですが、小泉進次郎さんの話とか、それはちょっと割愛させていただきます。質問しながら、その中で関連することがあればお話ししますけれども、早速この後、質問させていただきたいというふうに思います。

まず、通告の1番でございますけれども、子ども・子育て支援ということでお尋ねをしたいというふうに思います。

(1) 番、我が町における子供の数、そして人口に対する割合、パーセンテージでございますが、それやその推移、ここ数年間の推移はどのようなになっているかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町における直近5年間の子供の数と割合及びその推移について、住民基本台帳人口の各年度3月31日現在の数値を申し上げます。

令和2年度2,087人、16.6%、令和3年度2,068人、16.5%、令和4年度2,022人、16.2%、令和5年度2,015人、16.2%、令和6年度1,959人、15.8%であります。直近5年間の合計で、子供の数は128人減、割合で0.8%減となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 今、数字を具体的に教えていただきありがとうございました。

5月5日の福島民友の新聞に、我が鏡石町の子供の数は県内県下で第4位だというふうな数字でございます。これは4月1日現在の人数が出ています、今年ですね。ですので、1,566というふうな形が出ていますので、もしかしたら、ちょっと今おっしゃった数字とは差があるかもしれませんが、県内では4位と。そしてまた、人口減少社会において子供の数も減ってきているのは確かでございますが、その減り方は県下の中で見てもちょっと少ないほうなのかなというふうな考えでございます。要するに、鏡石町は子供が県下でも多い町だということがこれで改めて分かったということでございます。

そういう中で、（2）番、我が町で行っている子ども・子育て支援施策についてお尋ねをいたします。

①番、我が町で重点的にやっている施策があると思いますが、どのようなものがあるかお尋ねいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

本町におきまして重点的に取り組んでおります子ども・子育て支援施策につきましては、妊娠・出産期から子育て期、さらに教育環境の整備まで一貫した支援体制の強化を図ることを目的として、多様な事業展開をしているところでございます。

主な事業につきましては、福祉分野におきましては、今年からこども家庭センター設置運営事業、こちらのほうにつきましては、妊産婦や子育て世帯、子供への一体的な相談支援を行う拠点を整備しまして、産前産後訪問や相談支援などを含め、包括的な子育て支援体制の構築を目的としているところでございます。

また、教育分野につきましては、GIGAスクール構想実現事業としまして、児童生徒1人1台の情報端末を更新して、ICTを活用しました現代的な学習環境を整えるとともに教育のデジタル化を進めております。

このほか、妊婦のための支援給付金事業や不妊治療費助成事業、黒板用のプロジェクター購入事業、小学校異文化体験事業などを通じまして、妊娠から子育て、そして教育まで切れ目のない支援体制を構築しているところでございまして、全ての子供と子育て世代が安心して暮らせる町を実現することを目指しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司）　そこで②番になりますが、今おっしゃったような答弁の中にもあるとは思いますが、我が町独自で行っていると思われる施策はどのようなものがあるか、改めてお尋ねいたします。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏）　9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

本町におきまして、先ほど申し上げた事業の中で独自に取り組んでいると考えられるものにつきましては、幾つか例がございますが、まず不妊治療の助成事業ということで、本町では保険が今回適用となりました不妊治療につきまして、さらに自己負担の一部を助成する仕組みを整えております。

また、教育部門におきます通常の黒板への板書と併せて、プロジェクターによります資料の投影、こちらのほうは過日、こちらの契約につきまして議決をいただいたところでございます。こちらの資料によります投影と同時に行うことができる黒板用のプロジェクターの購入、また、あと天栄村、隣村にありますブリティッシュヒルズを利用しました小学校の異文化体験授業など独自の事業がございます。

また、子供のための事業のため、先に議決をいただきました、かがみいしこども未来基金につきましても、今後積立てを行った後には、これらの事業を含めた子供の未来のための財源として活用することも、これもまた町独自の事業の一つというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美）　9番、吉田議員。

〔9番　吉田孝司　登壇〕

○9番（吉田孝司）　我が町でも、全国に先例がないような、そういうふうな新しい施策が行われているということで認識いたしました。

1つ、今日詳しくは言いませんが、岡山県の奈義町という町がございまして、ここは合計特殊出生率が2019年に2.95と全国トップになったところで、子育てを一生懸命やっているということでクローズアップされた自治体がございます。こういったところでも、このほか例えばですが、こういったものどうですかということで今日提案する意味もあるんですけれども、例えばですが子ども・子育てといえますか、高校生への就学支援、年間24万円掛ける3年間なんていう、まあこんなにやって本当に大丈夫かなんて思うような、そういう政策をやっているんですね。もう一回申しますと、高校生就学支援ということで年額24万掛ける3年です。

あとは、大体見ると、どこの自治体でもやっているようなやつかなんていうふうに思ったんですが、こんなところ、あともちろん、なぎチャイルドホームなんていう子育て支援施

設をやはり建てまして、これは実際箱物も建てたんだと思うんですが、そういったところを中心に子育てをやるんだということで、町民に分かりやすいようにしたのかなというふうに思いますし、人という面では子育て世帯を支援するための愛育委員というボランティア制度を創設したと。愛育委員、私は児童委員とか民生委員なのかなと思ったらちがって、ボランティアの愛育委員というのを町独自でつくったということもあります。こんなものを、人そして物、箱物をつくったりしてやっているところがございました。

そんなこともあって、あくまでも一例で申し上げておきたいと思います。ぜひ、これからも我が町独自のアイデアのある、そういう施策をやっていただきたいというふうに思います。

③番でございますが、今、議論になっております。子ども・子育て支援でございますけれども、それに係る経費、これは児童福祉費というふうに言うらしいんですが、その我が町における近年の推移をお尋ねしたいと思います。

○議長（角田真美） ただいまの質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子ども・子育て支援に係ります児童福祉費の過去3年間の推移につきまして申し上げます。

令和3年度決算額については、12億3,576万円であり、主な事業としまして認定こども園 こどもの杜 岡ノ内幼稚園の施設整備事業で2億2,898万6,000円となっており、例年の事業に加えて増加した額となりました。令和4年度決算額は8億5,158万4,000円、令和5年度決算額は8億6,558万3,000円であり、主な事業としまして鏡田にあります児童遊園遊具施設を移転した工事で562万1,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 数値、経緯、分かりました。

この数字、12億、8億、8億ということで、大体こんなものかなというふうに思いますが、以前から申し上げておるとおり、我が町の限られた財源があると思いますが、それをどういうふうに使うんだということ、これ予算編成権は全て町長にあるわけですが、そしてまた議会はそれを議決で通しているわけですが、ぜひ子ども・子育て支援の費用、児童福祉、少子化対策等に要する経費ということになっていきますので、今後の鏡石町の将来に対する先行投資だということになりますので、ぜひ予算8億円というのは最低のラインにさせていただいて、ここから上をしっかりと確保していただいて取り組んでいただきたいというふうに思います。

もちろん予算あつての事業であり、事業あつての予算なので、その辺の予算編成というの

を、また来年度に向けて町長にお願いしたいというふうに思っております。

(3) 番以降は各論になりますが、(3) 子どもの発達障がいの実態及びその対策をお伺いしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子どもの発達障がいの実態や対策につきましては、発達障がいの可能性のある子どもを早期発見、早期支援につなげるため、1 歳 6 か月児健診や 3 歳児健診などの乳幼児健診時に問診による発達状況のスクリーニングを実施しております。

この乳幼児健診で発達状況の経過観察対象となったお子さんや保護者から、子どもの発達の相談があった場合には、1、2 歳児健康相談や「のびのび健康相談」に参加していただき、昨年度の「のびのび健康相談」では 13 組の親子が参加しております。

また、保育園、幼稚園での状況確認を行いながら関係機関とのケース会議を開催するなど、子どもの発達支援につなげられるよう継続的な支援体制の構築に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） ただいまの件について、1 点お尋ねしたいというふうに思いますが、今の形ですと基本的に町の保健師さんが中心になって、いわゆる発達障がいのおそれのある子どもさんを早めに見つけて、次につなげるというふうな役割を担っておると思いますが、いわゆる医師の方が町の事業に関与してやっているということはあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

こちらのほうの医師の関わりというふうなところでありますと、医師ではございませんが、「のびのび健康相談」では心理士、また言語聴覚士などにもご参加いただきまして、相談等を受けているというふうな状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 私が何でそんなことを言ったかといいますと、以前もこれは私ここです言ったんですが、私は一時期、白河市の発達障がいの方の発達相談会というものを市から頼ま

れてやっていたんですけれども、今、忙しくてちょっとお断りしていますけれども、子どもたちをやっぱり心配で連れてくるんですよ。親御さんが面談してくださいと。もちろん面談は、同じような形で保健師さんが中心になって、あるいは、臨床心理士さんがカウンセリング、心理検査とかしていただいて、そういったものを全部そろえて私のところにデータをいただいて、本人と面談をすると。本人、親御さんと。

そうすると、面白いことがあるんですが、もう即座に例えば医療機関にかけたほうがいいという人というのはほとんどいないんですよ。要するに、これは、それこそ今日冒頭で言おうと思ったんですが、発達障がいというのは、私もこれは前の郡山の品川市長が前、私しゃべったことあるんですけれども、しょっちゅうしゃべっていましたけれども、発達障がいは子どもの多様性の一つなんだというふうな発言をしたことがあって、最初はちょっとあれと思ったんですけれども、後で考えたらなるほどなと思ったところがあるんですね。

発達障がいて、子どもの頃はちょっとそういうお困りなことがありますけれども、大人になるといつの間にか大人と同じくなくなっていきますよね。一時的な何かしらの寄り道みたいなものです。ですから、それを多様性と表現したのはこれは一つ当たっているなと思ったときに、しかし例えばこれ町で指導をやって、これは医療機関にかけたほうがいいなんて言って、例えばこれ医療機関に行かせます、子どもを。そうすると、大抵は医療機関に行くとか薬を出されますよ。もう子どもの小さいうちから薬が出されると。そしてまた、薬が要らないのにもかかわらず、薬が出ちゃうんですよ、医療機関に行っちゃうと。もうこれ、大体見ているとそんなものです。

ですから、私は自分の経験から言うのもあれですが、発達相談会、あるいは発達等のそういう町でやっている取組、ケース会議でもいいと思うんですけれども、そこにやはり精神科とか心療内科とか児童精神とかできる先生にやっぱり来てもらって、それこそこういう支出は私は大事だと思うので、こういうのにお金をかけて、そこでこの人は本当に医療機関にかけべきかと。あるいは、そこにちゃんとコンサルといいますか、その次の相談すべきかというのを、そこでやっぱりある程度線引きしないと、本当にあとは、ちょっと疑いがあるから受診してはでは、やっぱり子どもの本当の将来、あるいは子どもさん、そしてまた親御さんも大変な思いになっちゃうんですよ。

要するに、治療すべきものなのか、治療しなくてもいいのかということを、しっかりそこでやっぱりある程度1回、もうワンクッション見てもらっておく必要があるのかなと私は思うので、そういった部分も検討してみてはいかがかというふうに思います。他の市町村の発達障がいの対策も参考にしながら、ぜひご検討いただければと思います。

(4) 番でありますけれども、今度は子どもの生活習慣病、これ5月7日に子どもたちの生活習慣病、民友にやっぱり出ていましたが、それについて、我が町における実態及び対策

についてお伺いしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

健康環境課長。

○健康環境課長（大河原正義） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子どもの生活習慣病については、子どもの肥満の影響があると言われております。町の子どもの肥満の割合については、1歳6か月児では1.3%、3歳児では4.6%となっておりますが、小学校の低学年では8.2%、小学校の高学年で14.5%、中学生では12.7%となっております。小学校の高学年での割合が高くなっております。

子どもの肥満を防ぐには、食事や運動、睡眠が重要となりますので、町では乳幼児健診においては、食事や生活習慣に関する問診、歯科診察や歯科指導、身体計測等を行っており、間食量が多い場合や偏食等の心配事がある場合には、保健師や管理栄養士、歯科衛生士から助言・指導を行っております。

また、幼稚園、小学校、中学校においても、食育教室や早寝・早起き・朝ごはん運動を行うなど子どもの食習慣や生活習慣を改善する取組を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 生活習慣病は、今、課長おっしゃったとおりで、大人ばかりじゃなくて、子どもにもやっぱり増えてきていると。そして、また肥満がベースにあつてというのが多いと思います。

そしてまた、これ先般、私も生活習慣病の講演会をある県立学校でやってきたんですけども、生活習慣病というのは、いわゆるメタボとかそういう動脈硬化性の疾患とかばかりじゃなくて、例えば生活習慣の中に入ってきたスマホとか、あるいはゲームとかテレビゲームとか、あるいは先ほどおっしゃった食事、早寝・早起き・朝ごはん、食事を抜くとかいろんな習慣、今の現代の生活習慣によつての病気というのが広い意味で含まれます。

例えば虫歯なんかもそうです。私なんか、ちょっと自分の話をしちゃうと、急いで歯磨きなんかを忘れちゃいますと、あつという間に歯が汚れたり傷がついたりして虫歯になっちゃうこともあるんですけども、やはり生活習慣の乱れというのは、やはりこれは子どもでも大人でもなるし、今申し上げたようなそういう昔から言われる成人病のような病気ばかりじゃないような病気もあるので、ぜひ様々な視点から生活習慣の改善というものを促していただきたいというふうに思います。

そこで、続いての質問に移りますが、（5）番、子どもの不登校の実態及び対策をお尋ねいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町の小中学校の不登校の実態につきましては、9 番議員のほうから定期的にご質問いただきまして、いろいろ関心を持っていただいていることに感謝申し上げます。

昨年度の末にいただいたときには、6 年度末では小学校で17名、中学校で28名おりました。今年度が始まりまして、不登校の定義による5月末の時点においての不登校につきましては小学校1名、中学校が20名、計21名となっております。中学校で申しますと約5%ということで、福島県の平均が現在6.何%でございますので、それよりは少ないわけですが、かなりの割合であるということは認識しております。

不登校の要因につきましては、多岐にわたりますけれども、学校生活への不安、家庭環境や精神的な不調、さらに近年は先ほどお話しありましたように発達障がいのような特性を背景にしまして、集団生活への不適応や強い不安を抱えてのいろいろな行動といったケースも増加しております。

行っている対策といたしましては、特別な配慮を必要とする児童生徒に対しましては、普通学級、特別支援学級にかかわらず、個別の教育支援計画を作成しまして、児童一人一人の特性に応じた対応を進めております。

また、学校内外での連携を図り、学びの多様な選択肢を確保しております。特に中学校卒業時の進路決定ということを考えますと、子どもたちの学びの保障ということが不登校の子どもたちにも一番大切なことだと考えておりますので、そういった意味で学校内外、いろいろな形で子どもたちの学びを確保しております。昨年度、中学3年生、今年の高校1年生ですけれども6名おったわけですが、全員自分の希望する進路を実現できております。

また、県の派遣によるスクールカウンセラーと県の委託事業を活用しましたSSW、スクールソーシャルワーカーの仕事を活用しまして、不登校傾向のある児童生徒やその保護者に対する心理的支援、相談支援体制、家庭訪問、またカウンセリング等を強化して実施しております。

さらに、児童生徒の欠席状況を的確に把握することで、初期の段階でそういった悪化しないような、そういう初期対応を図れるように、学校、スクールソーシャルワーカー、教育委員会、そしてこども課、あるいは民生委員の方々、いろんな方たちと連携して、必要に応じてケース会議を開いたり医療機関につなぐなどして、包括的支援も実施しているところでございます。さらに、適応指導教室として学校に行きにくい子どもたちが通級できる若草教室も運営しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 分かりました。

（6）番に移りますが、これはあつてはならないことだと思いますが、子どものいじめの実態及びその対策をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町におけるいじめの認知件数は、昨年度の例になりますが、小学校において6件、中学校において2件で、合計8件であります。いずれも継続的な観察を経て解決に至っているというふうに報告を受けております。ただ、いじめは被害を受けた児童生徒の心に深い傷を残す重大な人権問題でありまして、たとえ1件でも看過することはできないものと認識しております。

いじめ防止の対策としましては、各学校でいじめ防止基本方針を作成しておりまして、いじめ予防や早期発見、さらには相談体制の整備等を位置づけております。早期発見体制の強化としましては、各学校において定期的ないじめに関するアンケート調査を実施し、いじめの兆候を見逃さない取組を実施しております。

また、スクールソーシャルワーカーを活用いたしまして、家庭環境への支援や関係機関の連携を図るために、週2日、町内の学校で継続的なスクールソーシャルワーカーの支援を実施しております。

さらには、関係機関との連携としまして、児童相談所、警察、福祉関係などと連携して、学校だけでは対応が困難なケースも包括的に支援しております。

4つ目としましては、教職員の研修として、いじめの未然防止や初動対応に関する研修や意見交換の場としての研修会も定期的を実施しております。

5つ目としましては、担任と子どもとの信頼関係づくりを通じまして、それぞれの学級で子どもたちが悩みを話せる雰囲気づくりというのを進めていただいております。

何分にもいじめの定義が変わりまして、児童が心身の苦痛を感じているもの、つまり被害者がいじめだと思えばいじめだということになっておりますので、いじめをゼロにするということではなくて、いじめの見逃しをゼロにするというふうな対応を各学校で進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。いじめの定義変わって、今いじめはなくすではなくて早期発見ですね。これは病気も同じですけども、早期発見は大事です。

（7）番、子どもの学力の実態及び対策についてお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町では、文部科学省によります全国学力学習状況調査、また県のふくしま学力調査、さらにこの2つの調査に入らない学年の子どもたちに対しては、町独自の標準学力調査を実施しております。これらの結果を基に子どもたちの学力状況を分析し、そしてその対応として授業改善を図っているところでございます。

ただ、町の子どもたちの学力の実態といたしましては、国語、算数ともに全国平均をやや下回っているという状況にあります。特に読解力、記述力、数学的思考力などの応用的な力に課題が見られるところです。

こうした状況を教育委員会としても重く受け止めまして、学校と連携を図りながら次のような対応をしているところです。

1つ目としましては、学校ごとの課題に応じた指導改善を行うとともに、個別指導を取り入れまして、基礎からの学力の補充という学力を補っております。

2つ目としましては、先ほど来話にありますようにICT、タブレット端末を活用したAIドリル、また、学習履歴に基づく個別課題の提示など、児童生徒の理解の度合いに応じた学習支援を強化しております。

3つ目としましては、家庭での学習時間の確保ということが、我が福島県も含めて大きな問題になっておりますので、学習時間の習慣化に向けた保護者との連携を進めております。

4つ目としまして、学力向上を目指した校内研修、公開授業などを通じて、子どもたちが日々学ぶ授業の質の改善と教員の指導力の向上を目指しております。

このような取組を行っているところでございますが、一つの成果といたしましては、子どもたちの個人の学力の伸びを見るという指数がございます。これを見ますと、特に小学校から中学校に入って、中学生になってから本町の子どもたちは県の割合を大きく上回る個人内での学力の向上が見られるということで、その分ではしっかり頑張ってくれているんだなと思っているところです。

今後とも、学校ごとの具体的な改善計画を支援するとともに、基礎学力の定着を目指しまして、全ての子どもたちが学びに乗り遅れない、見捨てられない、そういった喜びや楽しみを感じられる授業づくりを学校と協力して進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） やはりあれなんですね、これからといいますか、今の時代は個別指導、そしてまた個別の課題、そしてそういったことによって、やはり質の高い学習、そういったことに取り組んでおられるということを聞いて安心をいたしました。

（8）番になります。

我が町においても、子ども・子育て支援に関係する部署というのは、広い意味で言えば幾つもあるわけですが、そういった部署の連携体制はどのようになっているかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

子ども・子育て支援に関する部局間の連携体制につきましては、本町におきましては、以前より児童福祉を担当する福祉こども課と母子保健を担当します健康環境課の間で、保健師の兼任配置を行うとともに、必要に応じて部署間の打合せを実施するなど、関係部局の連携を図ってまいりました。

これに加えて、相談内容においては教育課も併せまして、こうした体制によりまして情報の共有と支援の継続性を確保してきたところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、本年度におきまして新たに「こども家庭センター」を設置しました。「こども家庭センター」は、従来の「子育て世代包括支援センター」の機能をさらに強化したものでありまして、妊娠期から出産、育児、学童期を含めました18歳に至るまでのいわゆる児童への一貫した支援を実現するために、母子保健と児童福祉双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 先ほどご説明いただきました「こども家庭センター」ということは、これはものすごい良いことだと私も思って賛成しております。これまで活躍されていたスタッフがそのまま頑張っただけということではよろしいと思いますし、あとできることならば、なおかつ、ここにやはり人的な補充をさらにしていただいて、このセンターというものをさらに活性化していただきたいというふうな私なりの要望もございますので、ぜひご検討願います。

それでは、1 番の質問はここで終わりにいたします。

2 番の障がい者福祉の質問に入りたいというふうに思います。

まず、（１）番でございますが、我が町における障がい者の実態を問うということで、概略的なご答弁を賜ればというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

令和 7 年 4 月 1 日時点の障がい者手帳保持者数については、身体障がい者手帳が 441 名、療育手帳が 138 名、精神障がい者保健福祉手帳が 145 名となっております。精神障がい者保健福祉手帳は、昨年から 16 名増え、年々増加傾向にあります。

また、障がい福祉サービス受給者証の交付者数については、障がい者が 124 名、障がい児が 96 名となっており、こちらも昨年から合計 23 名増えており、年々増加傾向にあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 我が町においても、障がい者、特に精神障がい関係が増えているというふうな実態でございますけれども、そこで（２）2 番になりますが、そういった実態に鑑みまして福祉政策行われておると思います。

①番、我が町として重点的に行っている政策はあるか、何かということでお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川市、天栄村と共同で、須賀川市社会福祉協議会内に「須賀川地方基幹相談支援センター」の設置をして、須賀川地方における相談支援の中核機関として総合的かつ専門的な相談業務及び権利擁護事業等を実施しております。

また、障がい者の高齢化、重度化や親亡き後を見据え、障がい者が住み慣れた地域において安心して生活できるよう 3 市町村合同で今年 4 月より地域生活支援拠点を設置をしました。こちらは、24 時間 365 日相談等を受け付ける体制を整備し、障がい者の特性に起因して生じる緊急事態等に必要なサービスのコーディネート及び関係機関等と連携した必要な支援を実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） つい先日、広報かがみいしか何かでも拝見したと思うんですが、障がい者福祉政策というか、いわゆる成人の後見制度に関するセンターというものを我が町にもつくったというふうなことを目にしました。それについてもご説明いただけますでしょうか。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

後見制度に関しましては、年々やはりその対応をしなければならない事案、そういったものが多くなっております。そちらに関しまして、やはり家族、そういった身内がいないケースが起きた場合、そちらは町と町職員が中心となりまして、弁護士さん、そういった方々を中心にそういった力をお借りしながら、権利擁護のバックアップに当たっているというような制度でございます。

今後ますます増えるであろうというような考えを持っていますので、そういった機関の充実を図っていく必要があるなというふうには考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ここで昼食を挟み、午後1時まで休議いたします。

休議 午前11時54分

開議 午後 1時00分

○議長（角田真美） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田孝司議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 続いて、②の質問でございますが、障がい者福祉施策として、町社会福祉協議会への委託事業ないし補助事業等はあるかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町社会福祉協議会では、障がい者、障がい児の保護者、障がい者の介護を行う者等からの相談に応じまして、必要な情報の提供及び助言、その他の障がい福祉サービスの利用支援など、必要な支援を行う相談委託事業を行っております。

町からの委託料としましては、令和6年度246万4,000円で町社会福祉協議会のほうへ委託を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 相談委託事業ということでしたが、社会福祉協議会においては、これ5月11日の民友にも書いてありますが、日常生活自立支援事業、あんしんサポートというのは、これ社協でやっているのはご認識されているとおりでと思いますけれども、こちらに対しての事業に対しての補助とか、あるいはそういった支援というのはしているかどうかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

日常生活あんしんサポート事業については、町からの委託料というわけではなくて、町としての助言、そういったものの指導支援を行っているところでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 民友の1面に書いてある記事を全て真に受けるわけではありませんけれども、社協でやっていらっしゃる「あんしんサポート」の人手が足りないということで、これ1面に書いてあったのが5月11日の民友でございます。

その後、2週間後に、5月24日のやはり民友の社説にも書いてございまして、そこに何が書いてあるかという、やっぱり人材確保と負担減が急務だということで、要するに市町村が社協の支援をすべきだというふうなことが明らかに書いてあるわけでございます。

支援の仕方も、人件費負担を含めた人的な支援、そのことによって社協の業務負担が軽減されて、このサービスを受ける方が今、実際に増えていますので、それに対して行政としても社協を後押しする形でやっていったほうがいいんじゃないかというふうな考えでございますが、これについてはどうお考えか、改めてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

「日常生活あんしんサポート」ということで、各種相談業務等を社会福祉協議会で行っているわけですが、議員がおっしゃったように社会福祉協議会の人材確保、人材支援、そちらは大変重要な事項でございますので、町としましてもできる限りバックアップといいますか、そちらの支援体制を充実していかなければならないというふうには考えておりますので、そちらは今後、検討課題というふうにさせていただきたいと思います。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 我が町の利用者数というのはちょっと分かりませんが、新聞記事を見ると、この「あんしんサポート」の利用者数は県内では10年間で2倍になっているということで、単純に計算すると我が町も2倍になっているんじゃないかなと推測されるものですから、この事業への行政としての支援もお願いしたいと、検討していただきたいというふうに思います。

さて、③の質問でございますが、今度は一般のいわゆる民間の障がい者福祉施設、町内にもあるかと思いますが、それへの支援はどのようなになっているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町としましては、恒常的に行っている支援はございません。ただ、昨年度におきまして、光熱費、燃料費、食料費等の物価高騰の影響を受けている町内の社会福祉施設等を支援するために、町社会福祉施設等物価高騰対策支援給付金事業を行っております。障がい者福祉施設は町内で3件が対象施設であり、従業員数に応じまして給付金を決定し、合計24万円の給付を行ったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） これについても、様々な支援の在り方というのはあると思うんですが、これからも引き続きご検討賜りたいというふうに思います。

（3）番であります。これは決してやっぱりあってはならないことなんですが、障がい者福祉施設における虐待、そういったことを全国的に言われておりますけれども、まず①、町内のそういった障がい者福祉施設、3施設あるということでございますが、虐待事案を把握しておられるか、町当局として、お尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

虐待通報があった案件については、台帳等にて管理、把握をしております。令和6年度については、心理的虐待が3件、身体的虐待1件の計4件の通報がありました。うち、身体的虐待1件が虐待認定となったところであります。

なお、この1件の施設については町内ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ②の質問であります。今、町当局としては心理的なもの3件ですか、身体的なもの1件ということで把握しておられると、令和6年ございましたけれども、そのような通報体制、あるいはその通報に基づいて、通報に対してのもちろん事案を確認して、今度、逆に指導といいますか、行政としてやるべきことというのはあるのかなというふうに思うんですが、そういった体制は構築されているのかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほど、2の（2）の①で答弁申し上げました須賀川地方基幹相談支援センターにて、障がい者虐待防止センターの業務を担っております。障がい者への虐待に関する通報、届出、相談などを24時間365日受け付ける体制のもと、障がい者への虐待を早期に発見するとともに、虐待を受けた障がい者への迅速化、かつ適切な対応や保護、擁護者に対する適切な支援などを行っております。

通報があった際には、事実確認を行った後、コア会議を開きまして虐待の有無を判断しています。ケースによっては、町からの指導等や県への報告を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） また改めて詳しくお聞きしたいんですが、町としても須賀川地方基幹相談支援センター、これの設立に参画しているわけですが、実際にこの中で、町というのはどのように具体的に動いておられるのか。町職員の方々、それについてもう少し教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

須賀川地方基幹相談支援センターに通報、届出があった場合には、そこから町のほうに連絡が来ます。その後、その連絡に基づいて、町職員が実際にその施設に赴き、職員、当事者聞き取り調査を行います。その後、先ほど答弁しましたようにコア会議を開きまして、コア会議の中で虐待の有無を判断して、それに応じまして、その後の動きが決まってくるというような形になります。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） そうすると、さらにちょっとお尋ねしたいんですが、通報、例えば虐待があるんじゃないかという、ありますよという通報が入ったと、センターに。そうしたら、その通報者というのは情報を例えば詳しく知っているわけだと思うんですけども、そういった方というのは、もう今の流れの中には出てこないような感じですか。ちょっとお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

福祉こども課長。

○福祉こども課長（菊地勝弘） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

先ほどの私の答弁で漏れがあったかもしれません。聞き取り調査は当然、当事者、あとは施設の従業員、それと通報者、いずれからも聞き取りを行って総合的に話をまとめます。その後にコア会議に上げるというような流れになっております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 仕組みについてよく分かりました。そういった体制をしっかりと構築していただいて、動かしていただいて、虐待の予防、あるいはそうして早期発見・対策にこぎ着けていただきたいというふうに思います。あつてはならない虐待でございます。

3 の質問に移ります。移住・定住促進でございます。

我が町は、ご存じのように地理的なアドバンテージというのがあります。東京には 1 時間半かからないで行けるぐらいのところ、そしてまた最近では雪も少ない、本当に春夏秋冬いつ住んでも住みやすい町だというふうに、私も全国的に友人の方々にもいいところだよというふうに説明しております。そういうようなところで、ぜひこの町に、鏡石町に移住・定住を促進していきたいということで、これは町執行とも同じ考えでございますが、そこで質問をいたします。

（1）番、まず人口動態についてお尋ねしたいというふうに思います。

我が町における最近 5 年間の人口動態に鑑みて、①人口増減の推移をお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町における直近 5 年間の人口増減の推移について、住民基本台帳人口の各年度 3 月 31 日

現在の数字で申し上げます。

令和２年度１万２,５９５人、前年度比で４０人の減、令和３年度１万２,５５８人、前年度比で３７人の減、令和４年度１万２,４８０人、前年度比で７８人の減、令和５年度１万２,４１３人、前年度比で６７人の減、令和６年度１万２,３７５人、前年度比で３８人の減となっております。直近５年間の合計で２６０人の減となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ９番、吉田議員。

〔９番 吉田孝司 登壇〕

○９番（吉田孝司） ②番に移りますが、そのように５年間で人口動態があったわけですが、そのようになった理由をお尋ねしたいというふうに思います。

人口動態というものの中には、自然動態、いわゆる出生、死亡、そしてまた社会動態として転入、転出等があるわけございまして、そういった点からの質問とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（根本大志） ９番議員のご質問にご答弁申し上げます。

人口増減の要因となります人口動態の自然増減数、いわゆる出生と死亡、それから社会増減数、転入と転出についての直近５年間の数値を申し上げます。

令和２年度出生７４人、死亡１５５人、８１人の減。転入４６２人、転出４２１人、４１人の増。令和３年度出生８８人、死亡１３４人、４６人の減。転入４３１人、転出４２２人、９人の増。令和４年度出生７３人、死亡１５９人、８６人の減。転入４３９人、転出４３１人、８人の増。令和５年度出生８３人、死亡１８６人、１０３人の減。転入４２８人、転出３９２人、３６人の増。令和６年度出生６９人、死亡１７０人、１０１人の減。転入４７２人、転出４０９人、６３人の増となっております。

直近５年間の自然増減数はいずれの年度も減少、社会増減数はいずれの年度も増加となっております。合計で申し上げますと、自然増減数は４１７人の減、社会増減数は１５７人の増となっております。そのようなことから、本町における人口減の要因については、自然減によるものと推測しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ９番、吉田議員。

〔９番 吉田孝司 登壇〕

○９番（吉田孝司） よく分かりました。私が求めていた答え、そのままいただきましてありがとうございます。

我が町は自然減が多いんだと、むしろ転入は増えているわけですし、そういうところに期

待が持てる町だということが逆に分かるわけでございます。

そういう中で、③でございますが、今後なかなか、これはどこの、それこそ全国的に人口減少社会と言われている中であっても、我が町、今申し上げたとおりの状況でございますけれども、それを踏まえて、今後の人口動態をいかに推測しているかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員のおっしゃるように、人口の動態の予測というのは非常に難しいものがございます。ただ、予測もしない中では数値目標も決められませんので、そのことを念頭におきましてご答弁させていただきます。

本町におきます今後の人口動態の推測につきましては、社会経済情勢や出生、死亡、転出、転入など様々な要因が関係することから、正確な予想というのは非常に難しい面がございます。原則としまして、日本全国の自治体で採用しておりますように、国立社会保障・人口問題研究所による推計値が一番一般的な参考資料かなというふうに考えております。

これらの数値や福島県の将来人口の推計値を参考に、本町の第6次総合計画においては、移住・定住の政策の推進や子育て支援の体制の整備などにより、2031年度の目標人口として、約1万1,500人を設定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 2031年度、1万1,500人というふうな予測だということでございます。

それにはいろんな施策を講じてということだと思いますけれども、もちろん先ほどの自然減を、致し方ない部分もあったり、あと社会動態の社会増を目指すためにもいろんな施策は講じるわけでありまして、1万1,500人ということで分かりました。

④番になります。

ちょっと観点を変えますが、例えば町当局のお考えをお尋ねしたいんですけれども、町の人口が増えるとうどういうメリット、デメリットがあるのか。はたまた人口が減るとうどういうメリット、デメリットがあるのか。ちょっと簡単なようで難しい質問なんですけれども、執行はどのようにお考えかお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

人口の増減による影響につきましては、様々な考え方がございますけれども、一般的な考

え方を含めまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

まず、人口が増加することのメリットとしては、地域経済の活性化や税収の増加、そして地域社会における多様な人材の確保が可能となります。そして、また町としては何より人口が増加することでのイメージアップにつながるものというふうに考えてございます。

そして、一方では、人口が減少した場合には、働き手の不足や地域経済の縮小、税収の減少により、行政サービスの維持が困難になるなどの課題が生じてまいります。また、教育、医療、交通などの公共インフラの効率的な維持管理が難しくなり、高齢化の進行と相まって地域の活力が失われるおそれもあるものでございます。そして、将来性とイメージダウンにもつながるものというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町長に今、答弁いただきましたけれども、人口の増減によるそれぞれの影響ですね。実際、我が町というのは、先ほど申し上げたようにいろんなアドバンテージがほかの市町村に比べてあるのかなと思っています。

そして、また先ほど税務町民課長から説明あったとおりで、社会動態、社会増が増えている。あるいは、そういうふうなさらに期待が持てる町だというふうに思うんですが、今、町長はメリット、デメリット、増減についての影響を話しましたけれども、町長としてはどのようなお考えかということをお尋ねしたい。要するに、今、人口は簡単に言うと自治体間での取り合いになっていると。これは、どこでも実際にそのような形になってしまっているのが現況かと思います。

ですので、そういった競争があるとしても、やはりいろんな手を打って人口増を目指していきたい。1万1,500人という話でしたけれども、さらにもっと上の数字を目指していくのかどうか、改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） ご質問にご答弁を申し上げます。

人口減少については、一自治体ばかりでなくて、今、議員さんがお考えのように、日本全国、日本全体で人口減少というふうなことでござりますので、その中で、いわゆる同じ器の中で人口の取り合いというふうなことにもなるわけでありまして、そういった中での政策の違いというふうなことがそこうたわれるのかなというふうにも思っておりますし、只今ありましたように本町における位置づけというのがありますし、その中でどういう政策を講じていくのか。

いわゆる住民の皆さんに見える施策、見通しのできる施策を通して、将来に向けた考え方を示していくというふうなことが行政に課せられた大きな使命なのかなというふうにも思っておりますので、今後ともそういった考え方を踏まえて事業を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 町長のお考えを聞いて改めて安心したところで、（2）番の移住・定住施策についてお尋ねをしたいと思います。

①番、今、我が町で行っている移住・定住施策はどのようなものがあるか、ご紹介いただければと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町におきます移住・定住施策としましては、まず「来て「かがみいし」移住・定住促進事業」としまして、町外からの移住者に対して住宅を取得する際に、その一部を助成していると。また、ふくしま移住支援金給付事業としまして、鏡石町移住支援金を交付する仕組みを設けております。さらには、若者定住促進奨学金返還支援事業ということで、町内の企業に就労している方で一定要件の方に対して、奨学金の返還支援を行うこととしております。

また、地域おこし協力隊事業としまして、こちらの方につきましては、都市部から移住された方に地域おこしをしていただくという条件で移住をしていただくというような事業が上げられるのかなというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ②の質問ですが、重複してしまうかもしれませんが、ご容赦いただければと思います。

国、または県による補助事業はあるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

本町において把握している国または県の助成事業、補助事業についてでございますが、まず福島県が実施する「来てふくしま住宅取得支援事業」というのがございます。これは、町

で独自で行っております「来て「かがみいし」移住・定住促進事業」に対して県が上乗せで、これは補助という形じゃないんですが、上乗せで支給すると。もちろんこれは県外から来た方のみという形になります。

また、福島広域連携事業、先ほど申しました「ふくしま移住支援金給付事業」としまして、首都圏から移住された方には、このほかに国・県・町の３者による補助制度があるということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ９番、吉田議員。

〔９番 吉田孝司 登壇〕

○９番（吉田孝司） それでは、③も重複したら容赦いただきたいんですが、我が町独自で考案した施策についてお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） ９番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町におきます移住・定住施策のうち、特に本町独自で考案し施策しているものにつきましては、残念ながら今のところございません。

ただ直接、移住・定住ではございませんが、昨年度より、まず移住・定住の前に鏡石を知ってもらおうということで、「鏡石町地域情報発信ナビ」としましてＬＩＮＥとか、あとインスタグラムを活用しまして情報発信を開始しております。この取組におきまして、町内外のより多くの方々に町の生活環境、子育て支援制度、あと地域イベントなどをＰＲして、タイムリーかつ分かりやすく発信しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ９番、吉田議員。

〔９番 吉田孝司 登壇〕

○９番（吉田孝司） よく分かりました。ぜひ今度、我が町独自の何か施策もぜひお考えいただければと。

私、今日はあまり時間ないんで言いませんが、人口の問題、それこそ「地方消滅」なんて増田寛也さんが書いた本から、いろいろ人口問題の本を私読んで勉強はしているんですけども、なかなか難しい問題ですね。先進事例もありますけれども、かといって、それが成功したのか失敗したのかというのもいろいろありますけれども、ご検討いただいて、我が町独自の施策もまた考案いただければというふうに思います。

４の質問に移ります。道の駅構想であります。

道の駅については、円谷議員が以前から何度にわたって質問をしておりますけれども、私

もやはり同じような考えを持っておりますので、お尋ねをしていきたいと思いをします。

(1) 番、我が町において道の駅の設置をこれまでに検討したことがあるかどうかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 9 番議員の質問にご答弁申し上げます。

過去にも道の駅の設置についてはご質問がありました。町道沿線での道路管理者としての整備については、交通量など道路利用状況からの視点での検討についてはしたことはございません。

以上、答弁といたします。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 答弁がありましたが、検討したことはないということで、そこで（2）番になりますが、我が町においてそういう道の駅ができるのかどうかということがまず原点かなというふうに思います。

そこで、道の駅を設置するための条件といいますか、要件、教えていただければというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 9 番議員の質問にご答弁申し上げます。

道の駅は、長距離ドライバーや女性、高齢者のドライバーが増加する中で、道路にも安心して自由に立ち寄り、快適な休憩のための空間、また沿道地域の文化、歴史、名勝、特産物などの情報提供、さらにこれらの休憩施設が地域の拠点として形成され、活力ある地域づくりとして観光振興や産業の振興など、道を介した地域連携が促進されるなどの効果も期待されます。

道の駅は、主要な幹線道路の国道、もしくは県道の交通量の多い路線沿線に設置されまして、県内の道の駅も全て国道や県道沿線に設置されています。設置については、市町村またはそれに代わり得る公的な団体です。登録は市町村長からの登録申請により、国土交通省で登録となります。登録要件は、休憩機能、情報発信機能、地域連携機能です。

道の駅の整備主体と整備内容ですが、駐車場と休憩施設、トイレ、情報提供施設については道路管理者が整備、地域振興施設と施設に附帯する駐車場は市町村等が整備と大きく2つに分かれており、市町村と道路管理者が整備する一体型と、市町村が全て整備する単独型の2種類です。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） ご丁寧の説明ありがとうございます。

（3）番ですが、はたまた目を外に向けまして、県内、そして隣県などにおける道の駅の設置状況はいかがになっているか、どのようになっているかお尋ねをしたいなというふうに思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

福島県内には36駅、隣県では宮城県に19駅、山形県に24駅、新潟県に42駅、茨城県に16駅、栃木県に25駅、群馬県に33駅です。現在、石川町が令和8年7月開業予定で道の駅を整備中です。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 隣県全てお答えいただきありがとうございます。

私、この前の栃木県のほう、自治医大のほうの近くの自治体へ行ったら、各旧町村ごとに1個ぐらいずつあるんですよ、ぽこぽこと。道の駅通過したと思ったらまた道の駅があって、名前がもちろん前の旧名なんですね。今の新しい地名じゃなくて前の自治体の名前を取ったやつがついていて、そんな状況だったものですから、ちょっとほかはどうなのかなと思ってお尋ねをしたところでございます。

要するに、各市町村といいますか、町村ごとに置いているところもある中で、（4）番に移りますが、それこそ我が町にも道の駅を設置すべきではないかという質問でございます。

まず、お答えいただきたいと思います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

道の駅は、通過する道路利用者のサービス提供の場から、道の駅自体が目的地となり、現在では地方創生や観光を加速する拠点にプラスして、道の駅のネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献するような拠点とした役割もあります。

設置については、組織の立ち上げ、維持、管理、運営方法などを総合的に分析、検討などを重ねた上で、適否を判断するものであると考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 先ほど課長答弁の中で、交通量の調査といたしますか、交通量が多いところにやはり道の駅ということが検討されるというようなものがあつたと思うんですね。

そこで、我が町の中で、実際に交通量調査ってそれぞれ、なかなか実際やったかどうか分かりませんが、我が町の中で交通量の多い路線というのは大体どの辺りなのか知っていれば教えてください。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 9番議員の再質問にご答弁申し上げます。

我が町の交通量の多い道路でございますが、一番は4号国道ということでありまして、こちら開通前、拡幅前は1万8,100台、1日当たり上下線なんですけれども、開通後は2万1,900台という交通量でございます。その次に多いのは、細かい数値を把握しておりませんが県道となりまして、その次に町道として多いのは広域農免道路のほうが交通量が多い状況となっております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） 分かりました。ですので、交通量から考えると4号線、そして県道、そして町道の広域道路、農免道路ということですよ。

そうすると、我が町の中にも可能性がある場所というのは何か所もあるわけですよ、道の駅検討するのには。今日はこれ以上詳しくはできないんですが、例えばもともと考えられているような岩瀬牧場、鳥見山田んぼアートの辺りを一体としたもの、そしてまた成田地区、遊水地できますので、成田地区の産業振興のためにも道の駅はどうかという考えもあるでしょうし、そしてまた鏡石町のスマートICを活用して、ETC2.0対応では、1回出て立ち寄りしてもまた戻れるという仕組みがございますので、宮城県の道の駅村田を参考にそういったものもご検討いただければというふうに思います。

5の質問に移ります。東北自動車道鏡石パーキングエリアについてであります。

（1）東北自動車道鏡石パーキングエリアの利活用状況をいかに把握しているかお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 9 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石パーキングエリアには、上下線とも24時間営業のコンビニエンスストアが設置されており、駐車場は上りが小型車26台、大型車11台、下りが小型車26台、大型車15台となっております。24時間営業しているコンビニエンスストアがあることや、昨今の長距離トラック運転手の休憩が必要となっていることから、大型車の駐車マスが不足しているような状況であると認識しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） 今、課長が答弁されたとおりで、大型車が今、実際にはゼブラ、本当は止めてはいけないところに止まって休憩していると。あるいは、出入口のところに塞がるような形で大型車が止まっています。

そこで、（2）番、鏡石パーキングエリア内の商業施設や敷地面積を拡張する考えはないかお尋ねをいたします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

町長。

○町長（木賊正男） 9 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議員がご承知のとおり、パーキングエリアの管理運営につきましては、NEXCO東日本のほうで管理運営をしているために、鏡石パーキングエリア内の商業施設、そして敷地面積を拡張する考えについて確認をいたしましたところ、NEXCO東日本のほうでは、新たな用地取得が必要であることから、拡張の計画は今持っていないというふうな回答でございました。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） これにて私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 9 番、吉田孝司議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 畑 幸 一

○議長（角田真美） 次に、1 番、畑幸一議員の一般質問の発言を許します。

〔1 番 畑 幸一 登壇〕

○1 番（畑 幸一） 大変お疲れさまです。1 番、畑幸一です。

通告により質問をいたします。

初めに、当町のふるさと納税額が1億円を上回ったメディア報道がありました。率直に喜ばしい限りです。「なせば成る なさねば成らぬ何事も 成らぬは人のなさぬなりけり」、米沢藩主、上杉鷹山の名言であります。まさしく名言のどおりなふるさと納税総額の増額と効果につながったと受け止めます。継続は力なり、町の魅力づくり、活性化に向け、納税者の満足度を高めるPR、返礼品の充実と納税額の拡充に取り組んでいただきたいと思います。実績と成果に対しまして、町執行担当各位に称賛いたします。

田んぼの水面に緑が映える穏やかな田園風景が広がる当町の季節になりました。季節のイベント、町花である、あやめ祭りが22日に開催となりますが、鳥見山公園、岩瀬牧場周辺の地域資源を生かした魅力ある町づくりと交流事業と受け取ります。

今回、質問の趣旨として、観光と産業づくり、誘客と経済効果につながる施策について、建設的な質問をしたいと思います。

(1) 地域価値と観光資源の創出の効果について。

①地域の特性と魅力をどう生かしていくのか、町の観光事業の展開を図る施策の取組について伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町の観光資源につきましては、唱歌「牧場の朝」のモデルとなった岩瀬牧場をはじめ、花と緑と充実したスポーツ施設が魅力の鳥見山公園、家族連れや子供に人気の高いふれあいの森公園などの施設のほか、自然豊かな田園風景や果物、野菜などの農業も大きな魅力となっております。これら町の特徴を生かした観光コンテンツとして、今年で13作品目となります田んぼアート事業に取り組んでいるほか、まちの駅かんかんてらすを観光PRの拠点といたしまして、情報発信や各種特産品の販売など、町の魅力をより多くの方々にPRできるよう努めているところでございます。

また、今年度につきましては、これら観光資源を総合的に活用いたしまして、鏡石町の認知度を向上させることを目的といたしまして、交流・定住人口推進事業や地域情報発信事業に取り組みまして、首都圏の方に農業の魅力を発信する事業や、台湾等を対象とした観光プロモーション事業を実施する予定としているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 力強い取組の概要は認識いたしました。

当町には、季節の農産物、特産物などのおいしい食べ物があります。これらの食材を活用した地産地消の鏡石ブランド、ご当地グルメの開発は不可欠と思われます。子供、大人にも満足を提供できる実現可能なご当地グルメの確立の取組を要望したいと思います。

(2)に移ります。

鏡石町の歴史を伝える史跡、文化財、伝統行事などの啓発と情報発信について。

町に残る重要文化財の魅力を向上させ、町財に関心を持たせる思いが必要であると思われますが、文化財保護審議会会員と歴史に詳しい町職員等々の講師を招いて、①文化講座、講演会の取組の考えはどうか伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町の歴史を伝える文化財等の啓発と情報発信につきましては、町の公式ホームページにより、「鏡沼跡」や「西光寺のたらよう」など町指定文化財26件、そのうち8件の町指定文化財を紹介させていただいているところであります。このほか、文化、伝統芸能、無形文化財の情報発信につきましては、利用できる媒体を活用し、工夫しながら広く情報発信できるよう努めているところでございます。

先日、初夏の文化祭が6月の7日、8日の土日に町公民館で開催されました。展示会場には県の指定重要文化財、「凌煙閣功臣画像」を出展させていただきました。こちらにつきましても、事前に新聞報道などの情報提供をさせていただき、掲載いただきまして、多くの方にご好評をいただいたところでございました。

また、今年度の生涯学習文化協会の総会におきましては、芸能団体のほうから、熊野神社の太々神楽を文化芸能祭で披露できないかなどとの提案をいただいたところでありまして、実施につきまして関係団体と協議しておりまして、前向きな回答をいただいているところであります。

町の文化財保護・保全と発信につきましては、第6次総合計画や教育振興基本計画において、歴史ある文化財の存在や伝説等について周知、広報に努めるものとしておりますので、それらを引き続き継続してまいりたいと考えております。

また、来年は、ふくしまデスティネーションキャンペーンが開催されることもありますので、交流人口の増加が見込まれることから、今後も工夫しながら幅広く文化財などをPRできるよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑幸一議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） ご答弁ありがとうございました。今後とも、文化財関連事業の教育の実施、活動の支援、次世代の継承に努めていただきたいと思います。

（3）スポーツ型観光交流の推進について、当町の充実しているスポーツ施設の利活用と合宿などの受入れ構想について伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（橋本喜宏） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町には、昨年度改修が完了しました鳥見山陸上競技場や、町民に親しまれております室内温水プールの「すいすい」など充実したスポーツ施設が整備されておりまして、地域住民の健康づくりはもとより、町外からの来訪者を受け入れる基盤として重要な役割を果たしているところでございます。

これまで、本町におきましては、各種のスポーツ大会や強化練習の招致、開催に合わせ、町内業者との連携のもと、宿泊施設等のご紹介を行うなど交流人口の拡大に向けた実務的な取組を行ってきているところでございます。

県内市町村におきまして、合宿誘致の方法として助成事業を行っている自治体もございます。こちらにつきましては、宿泊施設がその市町村内に多くありまして、経済効果としても助成を行っても十分な効果が得られているというような現状でございます。しかしながら、宿泊施設の少ない本町におきましては、宿泊施設の確保、泊まる場所の確保の方法や施設利用以外の相乗的な経済効果の方法などが検討課題であるというふうに考えております。

今後は、町内のスポーツ資源などをどのように観光や地域振興に結びつけていくかを研究しながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 大変貴重なご答弁ありがとうございました。構想についての答弁は、おおむね理解しました。スポーツ、町づくりの関連事業の魅力の促進と受け止めます。

今回、地域おこし隊に着任した坂下隊員のサッカー経験を生かした地域おこし活性化、イベント交流などの取組に注目と期待をしたいと思います。

先月のゴールデンウィークの中での当町の一番のにぎわいを見せたのは、サッカーフェスティバルの開催と認識しております。町内の体育施設のPR、交流活動の町の魅力を知ってもらうスポーツ交流の振興の取組を要望したいと思います。

次、（4）番に移ります。

レンタサイクルの体験型交流の体制づくりについて、注目事業であるレンタサイクルが始

まりましたが、取組の中身が見えていないと思います。

①の気楽に楽しめるサイクリングのモデルルートトレイルマップなどの作成、整えの検討を伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（吉田竹雄） 1 番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

レンタサイクルが気軽に楽しめるモデルルートトレイルマップの作成については、町の「モーっと鏡石ガイドマップ」において、サイクルコースとして、親子コースとチャレンジコースが作成されております。「モーっと鏡石ガイドマップ」というものは、このガイドマップということになります。

親子コースは、鏡石駅、復興シンボルモニュメントからグリーンロード、鳥見山公園、図書館、田んぼアート、かんかんてらすまでのルートとなっており、チャレンジコースでは、ふれあいの森公園から諏訪神社、鏡石鹿島神社、西光寺、かげ沼公園までのルートとなっております。

今後も、サイクリングを気軽に楽しんでもいただけるように、かがみいし振興公社などと連携し、新たなモデルルート等の作成及び広報に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1 番、畑議員。

〔1 番 畑 幸一 登壇〕

○1 番（畑 幸一） どんな取組を目指していくのか、事業に対しての内容はどうかについてお尋ねします。まずは受付業務、利用時間、自転車の種類、台数など、レンタルヘルメット、料金、駐車場の確保など様々な課題があると思いますが、安心・安全と状況に応じて利用できる適切な対応と、町民の健康、交流促進、幅広い事業展開を要望したいと思います。

次に、（5）にいきます。

13年目を迎える田んぼアート事業の経済効果の課題について。

①来町者展望客の滞在期間が短いと思うが、どのような方策があるか考えを伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

田んぼアート事業につきましては、町の特徴を生かした特色ある観光スポットを称するとともに、田植や稲刈りなどの体験イベントを通じまして、幅広い世代の方々に観光と農業が連携した町の魅力を発信することを目的として実施されておりました、今年で13作品目となります。

田んぼアートには、毎年2万から3万人の観覧者が訪れることから、この方々に町内を周遊していただくことで経済波及効果が生まれるものというふうに考えております。これらの対策といたしましては、町商工会と連携いたしましてグルメマップを作成いたしまして、観覧者にグルメ商品券の配布を行っているほか、岩瀬牧場のトウモロコシ迷路と連携したスタンプラリー事業など町内を周遊していただくことで滞在時間を延ばし、経済効果を生み出す取組が行われているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1番、畑議員。

〔1番 畑 幸一 登壇〕

○1番（畑 幸一） 方針の姿勢は認識しますが、来町者展望客の状況を把握し、土日限定の特設直売所、キッチンカーの出店などでの町特産品、お土産品の販売のこうした取組は一定の経済効果につながると思いますので、創意工夫での推進を要望いたします。

6番に入ります。

鏡石「牧場の朝」オランダ秋祭りの評価について。

①30回を迎えるメモリアル開催の対応と支援の見通しの検討について伺います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石「牧場の朝」オランダ秋祭りにつきましては、鏡石町における最大規模のイベントとして長年親しまれており、町内外に広く認知されていることから、町の観光PRや交流人口の拡大に大きく貢献しているものと考えております。

昨年につきましては、沖縄県北谷町より、町長をはじめ、商工会関係の方々にご来町いただき、オランダ祭りに出展いただきました。鏡石町からも米づくり部会の方々が北谷町の物産展に参加するなど、人と人との相互交流の場ともなっております。

平成5年に国際化オランダ祭りとして第1回目が開催されて以降、よさこい祭りやみこしの秋祭りなどと合同開催を経ながら、継続して開催を続けてまいりました。令和2年から令和4年までは、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして開催を中止したことから、今年の開催が30回目の記念の開催となる予定でございます。

今年度は10月4日土曜日の開催に向けまして、既に2回の実行委員会を開催し、事業内容を検討しており、限られた予算であります。創意工夫を行いながらオランダ祭り30回記念の特別企画などを検討しているところでございます。

オランダ祭り実行委員会の構成団体であります本町振興会や商工会をはじめとした関係団体との連携を密にしながら、記念イベントを成功させるために取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美）　ここで5分間の休憩をいたします。

休議　午後　2時02分

開議　午後　2時06分

○議長（角田真美）　休議前に引き続き会議を開きます。

1番、畑議員。

〔1番　畑　幸一　登壇〕

○1番（畑　幸一）　思いやりの答弁ありがとうございます。

町の代表されるオランダ秋祭りの毎年の盛況は、官民連合の対応と客観性の効果につながっていると理解いたします。物価高騰、厳しい現状での開催に多少なりとも影響があると思われまので、現況を、状況を把握して、できる限りの支援を要望したいと思います。

次に7番、ふるさと大使の任命の必要性和認識について、町の知名度、魅力の情報発信や縁組協定等々に係る町の躍動に不可欠と思うが見解について伺います。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実）　1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ふるさと大使につきましては、地域の知名度向上やイメージアップを目的に地域にゆかりのある著名人など発信力のある方に、観光大使や広報大使を委嘱し、町内外に町の魅力PRする役割を担っていただくものであり、観光PRや地域振興のためには効果的な企画であるというふうに認識しております。

本町におきましては、令和6年度に町の公式キャラクターであります「牧場のあーさー♪」を鏡石町魅力PR推進室長に任命し委嘱を行ったところであり、県内外の各種イベントへの出演やSNSへの情報発信などを通して、鏡石町の魅力をPRしていただいているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美）　1番、畑議員。

〔1番　畑　幸一　登壇〕

○1番（畑　幸一）　町にゆかりのある著名人、タレント、子供、大人、男女を問わず協力をいただいております。

○議長（角田真美）　質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実）　1番議員の再質問にご答弁申し上げます。

ふるさと大使の任命ということにつきまして、町内の有名な方々ということでございますが、こういった方々につきましては以前も熊倉議員のほうから質問があったかと思えますけれども、オリンピックに出場されている方々とかという部分もございます。

そういった方につきまして、こういった観光大使という部分につきまして、町としまして、その辺どういう形で町のほうのPRのほうを進めていただくかということも含めた中で、また関係課の中で調整させていただきながら、今後こういった大使のほうの任命という部分につきましても、検討させていただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1 番、畑議員。

〔1 番 畑 幸一 登壇〕

○1 番（畑 幸一） 判断には課題はあると思いますが、様々な場面、場所での町の魅力を知ってもらふふるさと観光大使の委嘱を検討していただきたいと思います。

（8）町の活性化と誘客につなげる拠点づくりについて。

①町のおもてなしに関わる観光案内所の整備の必要性和推進の具体的な取組を伺います。

大変失礼なんですけれども、観光案内所って、私、どこにあるかちょっと分からないので質問したんですけれども、コミセンのパンフレットかなんかが置いてあるところが観光案内所と認識してよろしいんですか。伺います。

○議長（角田真美） これは、畑議員、①でよろしいんでしょうか。

○1 番（畑 幸一） ①でお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（大木寿実） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

本町の観光交流の拠点としましては、鏡石駅に併設されました鏡石まちの駅かんかんてらすがございます。この施設は、一般社団法人かがみいし振興公社によりまして運営されております。町の観光案内や特産品の販売など来訪者と接点づくりを担う重要な役割を果たしております。

町といたしましては、かんかんてらすがより魅力的な観光交流の施設になるよう既存の施設の中で利便性の向上や機能の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

なお、このかんかんてらすにつきましては、観光交流の拠点としまして、交流、活力、情報をコンセプトとしまして運営をしているという状況でございます。

なお、この施設につきましては、観光案内所も兼ねて実施しているという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 1 番、畑議員。

〔1 番 畑 幸一 登壇〕

○1 番（畑 幸一） 当町のPRと交流の窓口、アンテナショップの役割は大変重要ですので、様々な観点から推進と改善を要望して、最後の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（角田真美） 1 番、畑議員の一般質問はこれまでといたします。

◇ 町 島 洋 一

○議長（角田真美） 次に、6 番、町島洋一議員の一般質問の発言を許します。

6 番、町島洋一議員。

〔6 番 町島洋一 登壇〕

○6 番（町島洋一） 皆さん、お疲れさまでございます。

最後 9 番目、6 番、町島洋一の一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いします。

通告に入る前に、最近私がちょっと興味を持ったある脳科学者の話の中に興味がありましたので、少し述べたいと思います。

テーマは、気の短い人の特徴の中身でした。私も年とともに短気になってきていますので、非常に興味を持って見た次第でございます。自分の考えを押しつける、すぐに高圧的になりやすい、自分の思いどおりにならないと大声を出す。その脳科学者が言うには、考えられることは自分は正しく偉いと思いがち、人間は感情の動物であり、北風と太陽のように上手に説得すれば道は開けるとのことでした。相手を説得する前にか一つとなる要因、それをこれからは気をつけたいと思います。私の身近には思い当たる人はおりませんが、これから年ばかり取ってと言われたいよう気をつけたいと思います。

通告に従って始めます。

1、鳥見山公園内のトイレ改修についてです。

鳥見山競技場もリニューアルされ、また多目的広場での大会や練習で訪れる方々も多方面にわたっておるとされます。公園の西側の木々も剪定され、景観の面や安全面からもかなり好評です。

そこで（1）ですが、鳥見山公園内にあるトイレはかなり年数がたっており、また便座等も古くなっているため不便さを感じ、利用者から洗浄式便座もあってもいいんじゃないかとの要望があります。

イベント等により、町外からの来場者も多く、我が町のイメージアップを図る意味でも改修をしてはいかがか、答弁をお願いします。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（小貫淳一） 6 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鳥見山公園内の屋外には3つのトイレがございます。南側駐車場トイレと野球場前トイレは平成11年設置、多目的広場前トイレは平成5年設置となっており、3か所とも令和4年に手洗い場及び小便器の自動水栓化や和式から洋式化へとトイレの改修を実施しておりますが、洗浄式便座は多目的広場前トイレの多目的トイレのみとなっております。

トイレについては、週1回で職員による清掃作業を行っていますが、経年劣化等による落ちにくい汚れもあり、利用者からはトイレをきれいにしてほしいという意見もあります。

洗浄式便座への変更については、令和7年度に公園施設の長寿命化計画の更新作業を実施予定ですので、その中でトイレをどのように改修していくかの検討を行っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6 番、町島議員。

〔6 番 町島洋一 登壇〕

○6 番（町島洋一） ありがとうございます。

ちなみに、先日のマスコミ報道で、どこの調査か忘れましたが、日本全国の洋式トイレの割合は7割だそうです。

続いて、またこれもトイレ関連になるんですけども、2 番、鏡石中学校校庭東側のトイレ改修について、ここは見せてもらったんですけども、洋式が全くなく、ちょっと入るにもはばかれるような、掃除はしているんでしょうけれども、古さの汚なさというんですかね、そういうことでした。

中学校校庭西側の木々の剪定により、景観や葉っぱや枝の落下の危険性も少なくなり好評であり、ただトイレの問題のところがやっぱり私としてはちょっと恥ずかしいかなという考えではおりました。

そこで、2 の（1）鏡石中学校校庭東側、昔のプールの南側になります。和式のみでちょっと使うにははばかれるような状況なので改修できないか、してもらえないかです。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育課長。

○教育課長（森尾知之） 6 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石中学校校庭の東側にある外トイレにつきましては、昭和51年に建設され、平成8年には老朽化による改修と公共下水道の接続工事、建物全体の改修を実施しており、平成25年度には凍結防止の工事を実施しております。

改修から30年が経過しており、老朽化に加え、ご指摘のとおり旧式の和式トイレでありま

す。外トイレにつきましては、校庭での体育授業や屋外活動、放課後や週休日の屋外部活動に加え、地域大会などの開催時には、生徒のみならず保護者などの方々にも利用されている状況であります。

教育委員会といたしましては、トイレの洋式化やバリアフリー対応など利用者の多様なニーズに配慮した整備については必要であるものと考えております。学校教育施設改修には多額の費用が発生する部分でもありますので、優先順位を確認しながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 次に、3番に移るわけですが、今回、中学校のトイレを見せていただくときに、アポは取っていなかったんですけども、アポを取っていなくて行ったことはちょっとよくないかもしれないんですけども、簡単に学校内に入れたと。まあ、いた先生にちょっと用件を伝えて、校長先生が対応をしてくれ、教頭先生に現場を見せてもらった経緯があるんですけども。

3、町内小中学校の在校時の安全対策について。

今みたいな状況で入れる状況になっているのは、案外危険なのではないか等も含めて思いました。それで、今はもう田舎でも都会型犯罪が起きております。テレビのニュースなどを見ると、まさかこんな田舎町でこんなのが起きるとはという報道を目にすることがあります。

そこで（1）です。最近、児童生徒の在校時に、校内への侵入者による事件が多発しています。対策や訓練、またマニュアル等があるのかを問います。

○議長（角田真美） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（渡部修一） 6番議員のご質問にご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、今般、全国的に校内への不審者侵入による事件が発生しております。本町としても決して他人事ではないと、議員と同じように認識しております。

当然、児童生徒及び教職員の安全確保を最優先すべきと考えておりまして、学校の安全対策としましては、各学校で安全管理計画や防犯マニュアルを作成しまして、教職員が状況に応じた対応ができるようにしておりまして、基本的な行動指針を定めて共有化を図っております。

さらに、年1回以上の訓練を実施しまして、この訓練には警察、地域の消防関係と連携して行うこともあり、実践的な内容と児童生徒や教職員が落ち着いて行動できるような基盤を

つくるように行っております。

ただ、残念ながら本町におきましては、学校の校門等の施錠や防犯カメラ、インターホン等につきましては十分に整備されておられませんので、整備について検討すべき課題だと認識しておりますので、ご指摘のとおり検討してまいります。

また、不審者情報などに関しましては、警察との連絡体制を整えておりまして、緊急時の通報・避難・初動対応にも遅れがないように安全対策に取り組んでいるところです。

今後とも、児童生徒の安全確保は、教育活動の根本であるというふうに認識し、校内への不審者侵入対策はもとより、地震などの災害時でも安全確保を最優先すべく、訓練内容の充実、学校施設の安全対策の強化を継続的に行い、現状の課題を把握した上で、段階的に対策の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員。

〔6番 町島洋一 登壇〕

○6番（町島洋一） 丁寧なお答えありがとうございます。

長い時間お疲れさまでした。町島洋一の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（角田真美） 6番、町島洋一議員の一般質問はこれまでとします。

以上をもちまして、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

◎休会について

○議長（角田真美） お諮りいたします。

議事運営の都合により、明日6月14日から6月16日までの3日間を休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月14日から6月16日までの3日間を休会とすることに決しました。

◎散会の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時27分

第 4 号

令和7年第8回鏡石町議会定例会会議録

議 事 日 程（第4号）

令和7年6月17日（火）午前10時開議

日程第 1 議案第152号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）

日程第 2 請願・陳情について

所管常任委員長報告

日程第 3 閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について

日程第 4 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで議事日程に同じ

追加日程第 5 意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

追加日程第 6 意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）

出席議員（12名）

1 番	畑 幸 一	2 番	中 畠 伸 子
3 番	熊 倉 正 磨	4 番	東 悟
5 番	根 本 廣 嗣	6 番	町 島 洋 一
7 番	稲 田 和 朝	8 番	込 山 靖 子
9 番	吉 田 孝 司	10 番	小 林 政 次
11 番	円 谷 寛	12 番	角 田 真 美

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 正 男	副 町 長	小 貫 秀 明
教 育 長	渡 部 修 一	総 務 課 長	吉 田 竹 雄
企画財政課長	橋 本 喜 宏	税務町民課長	根 本 大 志
福祉こども課長	菊 地 勝 弘	健康環境課長	大河原 正 義
産 業 課 長	大 木 寿 実	都市建設課長	小 貫 淳 一

上下水道課長	圓 谷 康 誠	教 育 課 長	森 尾 知 之
会 計 管 理 者 長	緑 川 憲 一	農 業 委 員 会 長	佐 藤 喜 伸
兼 出 納 室 長	草 野 孝 重	農 事 農 業 委 員 会	菊 地 栄 助

事務局職員出席者

議会事務局長	吉 田 光 則	主 査	藤 島 礼 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（角田真美） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（角田真美） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

◎議案第152号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第1、議案第152号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） おはようございます。

ただいま上程されました議案第152号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書151ページをお開きください。

このたびの補正予算につきましては、定額減税補足給付金事業、Jアラート受信機更新工事、鏡田区コミュニティ助成事業、駅東口防犯カメラ新設工事などに伴う補正予算で、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、6,853万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、65億9,853万6,000円とするものでございます。

第2条につきましては、地方債の補正でございます。

154ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございます。

1、変更といたしまして、起債の目的、防災設備等整備事業費の限度額を800万円から1,300万円に増額変更するものでございます。

補正の詳細につきましては、158ページからの事項別明細書に基づきましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（小貫秀明） 以上、提案理由をご説明申し上げました。ご審議をいただきまして、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

9 番、吉田議員。

〔9 番 吉田孝司 登壇〕

○9 番（吉田孝司） おはようございます。

私のほうから、幾つかお尋ねを申し上げたいと思います。

まず、1 点目であります。今回、定額減税補足給付金事業ということで、また国の事業としてこれを我が町がやらなくちゃならないという形で、町のほうでも大変こういったときには苦労されるんだというふうに思います。

今回、それに伴う歳出関係が人件費関係、そして事務費関係が計上されておりますけれども、そこでお尋ねをしたいんですが、まず例えば、このように国がこういう事業をやりますと、それを各自治体でやってくださいと、我が町でやってくださいといった場合には、お金は来るんでしょうけれども、実際にこのように職員を雇ったり、あるいは事務的なものを用意しなくちゃならないのは、今、申し上げたとおり、こちら町の負担だということで、本当に大変だと私は思っております。

そこでお尋ねしますが、この事業をやるに当たって、会計年度任用職員報酬を計上されておりますが、こういった方を新たに雇うのか、こういった事業の場合、それとも何か以前からお勤めの方に、またこういう仕事がありますからということで報酬を与えて仕事をしてもうらうのか。これはどういうふうな形でこういった場合にはなるのかお尋ねをしたいなど。これはちょっと大変だなと思う気持ちを込めてお尋ねをするつもりでございます。

もう 1 点は、162 ページ・163 ページの棟沢水管橋関係のことでお尋ねをいたします。

先ほど、副町長の説明では科目変更ということで7,500 万円のプラスマイナスで、ですから増減は実際ないわけでございますけれども、当初予算においては工事請負費という形で計上されていたものを、今回、委託料という形で予算組み替えしたものだというふうに認識をいたしております。

これについては、以前の全協の中でも説明いただいておりますが、なぜ、まずこのようになったのかということをもう一度説明いただきたい。要するに、最初から委託するつもりであれば、当初予算において委託料という形で計上すべきだったものを、6 月において、あえて工事請負費から委託料に変えたということで、その意図を伺いたいと。

もう 1 個は、委託料ということは、このお金を払って委託先である NEXCO、東日本高

速道路株式会社東北支社に委託するんだというふうにご説明いただいておりますが、委託をした場合、例えば、この工事をやるに当たって、追加の何か工事が必要になったといった場合に、また例えば、それこそNEXC Oからこういう工事が必要だからこれだけお金を出してくださいとか、そういうふうな話は我が町に対してあるのかどうか。委託料を払ったんだから、この委託料の中でやっておくれというのが、私は単純な感想ではあるんですけども、そういった可能性、おそれがあるのかどうかをお尋ねしたいというふうに思います。

また、今般の補正予算には直接計上されておりましたが、今は全国的に、県内市町村等でもあると思いますが、いわゆる公用車におけるNHKの受信料の未払い問題というのがこれ全国的な問題になっているということで、毎日のように報道に、必ずどこかしらの市町村が出てきています。我が町においては、今般、補正予算には出てきてはおりませんので、そういうことはないんだろかなんてふうには思っておるんですが、どこの市町村でも慌てて補正予算等でその支払いをするんだなんていうことを書いてあるものですから、その辺どうなっておるか、ご説明を賜りたいと思います。

以上、質疑の中でまずお尋ねをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（角田真美） 質疑に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

〔「議長、休議をお願いします」の声あり〕

○議長（角田真美） ここで休議いたします。

休議 午前10時11分

開議 午前10時12分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

質疑に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 根本大志 登壇〕

○税務町民課長（根本大志） おはようございます。9番議員のご質疑にご答弁申し上げます。

このたびの定額減税の補足額給付の会計年度任用職員の雇用でございますが、こちらにつきましては、今回、新たに雇用をしたいというふうに思っております。こちらにつきましては、通常の会計年度と同様に、ハローワークを通じまして募集をかけていきたいというふうに思っております。

業務につきましては、基本的には事務補助的な役割ということで、申請等の入力作業等が主になってきます。こちらのほう、予算上では7月から雇用をしたいというふうに思ってお

ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 質疑に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 大木寿実 登壇〕

○産業課長（大木寿実） おはようございます。9番議員の質疑にご答弁申し上げます。

議案書163ページにございます高速道路水管橋に係ります棟沢水管橋の件でございます。

まず、なぜ委託になったのかという部分につきましては、こちらNEXCO東日本のほうと鏡石町のほうで協定書のほうを締結してございます。その中で、当初、町のほうで工事のほうを施工するという形ではございましたが、協議を進めていく中で、通常の橋梁の補修、修繕とは異なりまして、今回、特殊工事という形になりまして、撤去ということになりますので、こちらはNEXCOのほうで工事を請負まして実施するというところになったものですから、今回、委託のほうに組替えさせていただいたというところが、まず1点でございます。

続きまして、委託料の増加があるかどうかということにつきましては、こちら通常の工事関係と同じでございます。NEXCOさんのほうで工事のほうを請負まして、実質的に入札をかけまして工事のほうを施工するということになります。その中で、やはり不測の事態といいますか、工事の中でこういったふうに変更ということがあれば、もちろんこれは委託料という形での変更増額という形になりまして、通常の工事委託と同様で工事委託の変更契約は生じるということになりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） 吉田議員に申し上げます。

先ほど質問の中にごございました公用車の受信料については、一般質問の補正予算外でございますので、これは答弁はなしとさせていただきます。

ほかに質問ございませんか。

9番、吉田議員。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま私がお尋ねした一番最後の質疑に対する答弁は致しかねるというふうな執行の判断ということで承りました。

例えば、国と地方自治体は違うんだと思うんですが、国の例えば予算委員会、予算審議なんて見ていると、それこそ予算委員会の場合は全ての議論の場なんですよ。結局、いろんな課題、それこそ私が言っているような医療とか福祉とか、教育、建設、道路、あとその他もろもろ生活の、それこそ今日の税務の関係、そういった定額減税、あるいはいろんな給付金関係、これ全部、予算委員会で審議するんですよ。

そして、また議会といいますか、執行というか国で言えば内閣になるわけですが、そういったものの責任問題、そういったものについても、そういったところでも全部やるわけですよ。要するに、予算は全てのものに関わっておりますから、事務に対して予算というのは必ずくっついてくる、要するに表裏一体の関係ですから、そういうものです。

何で今回、一般会計補正予算第1号で、私がお尋ねしたことがお答えできないのか。そもそも補正予算って、これ何のためにあるんでしょうか。補正をして、今回幾らですか、6,853万追加してほしいと、執行のほうから議会に対して我々は提案をされているわけです。そして、その総額が65億9,853万6,000円というふうになりますよと言っている。この部分を追加してほしいと、もともとの当初予算に対してですね。

要するに、じゃ逆を考えたらいかがですか。総額65億9,853万6,000円の、この説明はどのようにできますか。先ほど私がお尋ねしたことは説明できませんか。私がお尋ねしたことは、この範疇にあると考えますが、いかがでしょうか。改めてお尋ねいたします。

もし、これが適切かどうか判断しかねる場合は議運でも開いていただいて、議会のほうでもしっかり考えてもらいたい。

以上です。

○議長（角田真美） 9番議員、吉田議員の再質疑に対する執行の答弁を求めます。

副町長。

〔副町長 小貫秀明 登壇〕

○副町長（小貫秀明） 9番議員の再質疑にご答弁申し上げたいと思います。

私のほうから、質問と質疑の違いというのをお話しさせていただきたいと思います。

私、職員時代、この件についてはいろいろ学びましたので、大変僭越ではございますが、その中身としてご説明をさせていただきたいと思います。それに基づいて、今、議長のほうにもお話ししたとおりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

質疑とは、町長が議会に提出した議案について、その内容や不明な点を聞くことであるということでございます。ですので、質疑では議案に対する賛成、反対の意見を述べることはできません。これはご存じのとおりだと思います。

また、1人の議員が1つの議案に質疑できるのは3回まで、これもご存じのとおりだと思います。これは1人の議員が無制限に質疑を繰り返すことを、ある程度制限をさせるという中身でございまして、これにつきまして、質疑という観点から、今回議案として提出された中身が補正予算の中身でございまして、それ以外の今回のNHKの受信料に関しては、私ども提案をしていないということでございますので、ご答弁はちょっと差し控えさせていただきたいということで、議長のほうにお話をさせていただいたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（角田真美） ほかに質疑はございませんか。

〔「議運を開いていただきたい」の声あり〕

○議長（角田真美） 少々お待ちください。

ただいま9番吉田議員から、議会運営委員会を開いていただきたいとの声がございました。これは問題ございませんので、ここで議会運営委員会を開いていただきたいと思います。議会運営委員の方は移動をお願いいたします。

ここで休議いたします。

休議 午前10時20分

開議 午前10時38分

○議長（角田真美） それでは、休議前に引き続き会議を開きます。

9番、吉田議員の再々質疑を認めます。

〔9番 吉田孝司 登壇〕

○9番（吉田孝司） ただいま私の質疑について、再々質疑という形になりました。

先ほど議運のほうも開いていただいて、私の考えも述べましたし、また皆様方の意見もお聞きしながら、私自身も考えはやっぱり変えるといいますか、皆様方の話を聞いて考えることもありまして、確かに一般会計補正予算ということで、このように議案を提出していただいて、私たちのほうもしっかり審議させていただく中で、先ほどのような疑問も出てくる形がありました。しかし、そういった点はまた機会を改めてお聞きしたいなというふうに思っておるところでございます。

ちょっと再々質疑という場をお借りして発言するわけではございませんけれども、また改めてそのような形でお尋ねをしたいというふうに考えておりますので、その辺についてどうかということをお願いいたします。

○議長（角田真美） 吉田議員、ただいまの質問に対しての答弁を求めないですね。

〔「結構です」の声あり〕

○議長（角田真美） 分かりました。

ここで答弁は求めませんので、ご了解いただきたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第152号 令和7年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（角田真美） 起立全員であります。

したがいまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、
採決

○議長（角田真美） 日程第2、請願・陳情についての件を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました陳情第9号、陳情第10号、陳情第12号及び陳情第13号の4件について一括審議をしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、陳情4件を一括審議とすることに決しました。

陳情第9号、陳情第10号、陳情第12号及び陳情第13号の4件について、総務文教常任委員長より一括報告を求めます。

11番、円谷議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 11番議員の円谷ですが、陳情審査報告書を申し上げます。

本委員会は、令和6年12月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日、開催時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で申し上げます。

開催月日、令和7年6月16日、午前9時56分から午後2時58分。委員全員。第一会議室。

説明者は税務町民課、根本課長、北畠主幹兼副課長。

付託件名、陳情第9号 国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての陳情。陳情第10号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のす

みやかな批准を求める意見書」提出についての陳情。

審査結果、陳情第9号は、継続審査とすべきものと決した。陳情第10号は、継続審査とすべきものと決した。

審査経過、陳情第9号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。陳情第10号については、担当課（税務町民課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で継続審査とすべきものと決した。

意見、なし。

続きまして、陳情審査報告書。

本委員会は、令和7年6月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所。

令和7年6月16日、午前9時56分、午後2時58分。委員全員。第一会議室。

説明者、企画財政課、橋本参事兼課長、河合主幹兼副課長、村岡副課長。

付託件名、陳情第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書。

審査結果、陳情第12号は、採択とすべきものと決定した。

審査経過、陳情第12号については、担当課（企画財政課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

続きまして、陳情審査報告書。

本委員会は、令和7年6月11日に付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告します。

開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で申し上げます。

令和7年6月16日、午前9時56分、午後2時58分。委員全員。第一会議室。

説明者、教育課、森尾課長、富岡指導主事、佐藤主幹兼副課長、圓谷副課長。

付託件名、陳情第13号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書。

審査結果、陳情第13号は、採択とすべきものと決した。

審査経過、陳情第13号については、担当課（教育課）の意見・説明を求め審査した結果、全会一致で採択すべきものと決した。

意見、なし。

以上でございます。

○議長（角田真美） これより総務文教常任委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

10番、小林議員。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 私のほうからは、最初の関係、令和6年12月11日に付託された陳情関係でございますが、これ期日にすれば約半年、もうたっているわけでございます。それで、陳情第9号、それから陳情第10号につきまして、委員会の中ではどのような意見が出ているのか、賛成、反対、採択、不採択がありますけれども、それらの具体的な意見、そういうのがどういふのが出ているのか。それから最終的にはどこが争点になっているのか。それをお尋ねいたします。

○議長（角田真美） 10番、小林議員の質問に対する委員長の答弁を求めます。

11番、円谷議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 前回もどうなっているんだというふうな意見が出されました。私は委員長として、ぜひ皆さんにこの趣旨を理解していただきたいと思ひまして、新聞の社説の記事などを事務局にコピーをしていただきまして、配付をしてお配りをしたんですけれども、まだご理解をいただけない方が何人かおひまして、今回はまだ継続審査とするしかないなというふうに思ったんですね。

やはり、何か今までの強制される同姓よりもかなり進行的であり、国際的にも、これはほとんど日本以外の国では認められている別姓なんですけれども、何か今までの慣習を変えることに対する抵抗が委員の中にあると思ひまして、なかなか認めていただけないと、こういうことでござひまして、非常に残念でござひましたが、継続審査となった次第でござひます。以上です。

○議長（角田真美） ご静粛にお願いいたします。

ほかに質疑ございませんか。

10番、小林議員の再質疑を認めます。

〔10番 小林政次 登壇〕

○10番（小林政次） 私が聞きましたのは、委員会の中で採択、不採択の多分意見が出たと思うんですけれども、どういう意見が出たかというのを聞いたんですよ。委員長の考えではなくて、出たものを述べてください。

○議長（角田真美） 小林議員の再質疑に対する委員長の答弁を求めます。

11番、円谷議員。

〔総務文教常任委員長 円谷 寛 登壇〕

○11番（総務文教常任委員長 円谷 寛） 大変、意見がまとまった意見ではないんですが、今までの何か同姓という習慣、こういう習慣をやはり尊重すべきではないかというふうな意

見でございまして、積極的に同姓の今の現状がいいというようなものじゃなくて、ただ変えることに対する抵抗、そういうものがあったように思われます。

しかし、私はいただいた新聞の社説などにおいても、これはもう日本の時代遅れの、大変世界的にも、特に女性の場合96%ですか、そういう多くの女性が結婚すると姓を変えられるということに対してアイデンティティーが非常に問題だというふうな論議があって、そういうものを含めて皆さんにコピーを作ってお配りしたんですが、まだ理解をいただけなかったということで、残念ながらこれは継続となったわけでございまして、今までの慣習に対する何か愛着といいますか、そういうものを変えることに対する抵抗があったということでございます。

以上です。

○議長（角田真美） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、陳情第9号について討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに陳情第9号についての件を採決いたします。

陳情第9号 国に対し「選択的夫婦別姓の導入など、民法・戸籍法改正を求める意見書」提出についての陳情について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第10号について討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

討論を省略し、直ちに陳情第10号についての件を採決いたします。

陳情第10号 国に対して「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての陳情について、本件に対する委員長の報告は継続審査とすべきものであります。

す。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決しました。

次に、陳情第12号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第12号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、陳情第13号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

陳情第13号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書について、本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

◎閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について

○議長（角田真美） 日程第3、閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣についての件を議題といたします。

議員派遣の件については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定によって、お手元に配付いたしました内容で実施したいと思います。

お諮りいたします。

閉会中の行政視察調査に伴う議員派遣について実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議員派遣を実施することに決しました。

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田真美） 日程第4、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付いたしました所管事務について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがいまして、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることになりました。

ここで、意見書案の確認と配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前10時59分

開議 午前11時02分

○議長（角田真美） 休議前に引き続き会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（角田真美） ただいま意見書案2件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたします。

お諮りいたします。

本案2件を日程に追加し、意見書案第8号を日程第5、意見書案第9号を日程第6として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案2件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎意見書案第8号及び意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田真美） 日程第5、意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）及び日程第6、意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）の2件を一括議題としたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案2件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

11番、円谷寛議員。

〔11番 円谷 寛 登壇〕

○11番（円谷 寛） 意見書案について申し上げたいと思います。

令和7年6月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、円谷寛。

賛成者、鏡石町議会議員、小林政次。

賛成者、鏡石町議会議員、稲田和朝。

賛成者、鏡石町議会議員、町島洋一。

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）。

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応や新興感染症への備えも求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示し

てきた。しかし、増大する行政需要また不足する人員体制に鑑みれば、今後はより積極的な財源確保が求められる。

このため、2026年度政府予算また地方財政の検討にあたっては、現行の地方一般財源水準確保より積極的に踏みだし、社会全体として求められている賃上げ基調にも相応する人件費の確保を含めた地方財政を実現するよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

記。

1、社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。

〔「朗読省略」の声あり〕

○11番（円谷 寛） 朗読省略の声がありましたので、以下を省略いたします。

令和7年6月17日。

内閣総理大臣様。

衆議院議長様。

参議院議長様。

財務大臣様。

総務大臣様。

厚生労働大臣様。

国土交通大臣様。

デジタル大臣様。

内閣府特命担当大臣様。

以上。

鏡石町議会であります。

次に、意見書案第9号を申し上げます。

令和7年6月17日。

鏡石町議会議長、角田真美様。

提出者、鏡石町議会議員、円谷寛。

賛成者、鏡石町議会議員、小林政次。

賛成者、鏡石町議会議員、稲田和朝。

賛成者、鏡石町議会議員、町島洋一。

国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める

意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）。

東日本大震災から14年が経過した。東日本大震災で被災をし、経済的理由により就学等が困難な子どもを対象に「被災児童生徒就学支援等事業」が全額国庫負担の単年度の交付金事業として行われている。令和7年度も東日本大震災復興特別会計による被災児童生徒就学支援等事業として計上され、5億円が予算化されている。

〔「朗読省略」の声あり〕

○11番（円谷 寛） 朗読省略の声がありますので、省略します。

以上、復興大臣様。

文部科学大臣様。

総務大臣様。

財務大臣様ということで、鏡石町議会として意見書を提案いたします。

以上です。

○議長（角田真美） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

初めに、意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は提案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第9号 国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は提案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（角田真美） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（角田真美） 以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

◎町長挨拶

○議長（角田真美） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長。

〔町長 木賊正男 登壇〕

○町長（木賊正男） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る11日から本日までの7日間にわたりまして、全14議案につきまして慎重にご審議をいただき、全議案を原案どおり承認、議決賜りました。ここに厚く御礼を申し上げますとともに、衷心より感謝の意を表する次第であります。

会期中、議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしまして、町政執行に遺憾なきを期してまいりたいと考えております。

暑さに向かい、議員各位にはご多忙とは存じますが、くれぐれもご自愛いただきまして、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ご苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（角田真美） これにて第8回鏡石町議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午前11時14分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 角 田 真 美

署 名 議 員 吉 田 孝 司

署 名 議 員 小 林 政 次

署 名 議 員 円 谷 寛